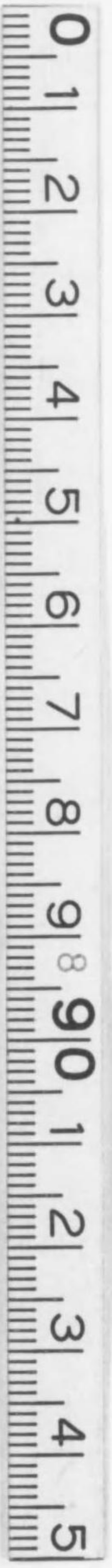


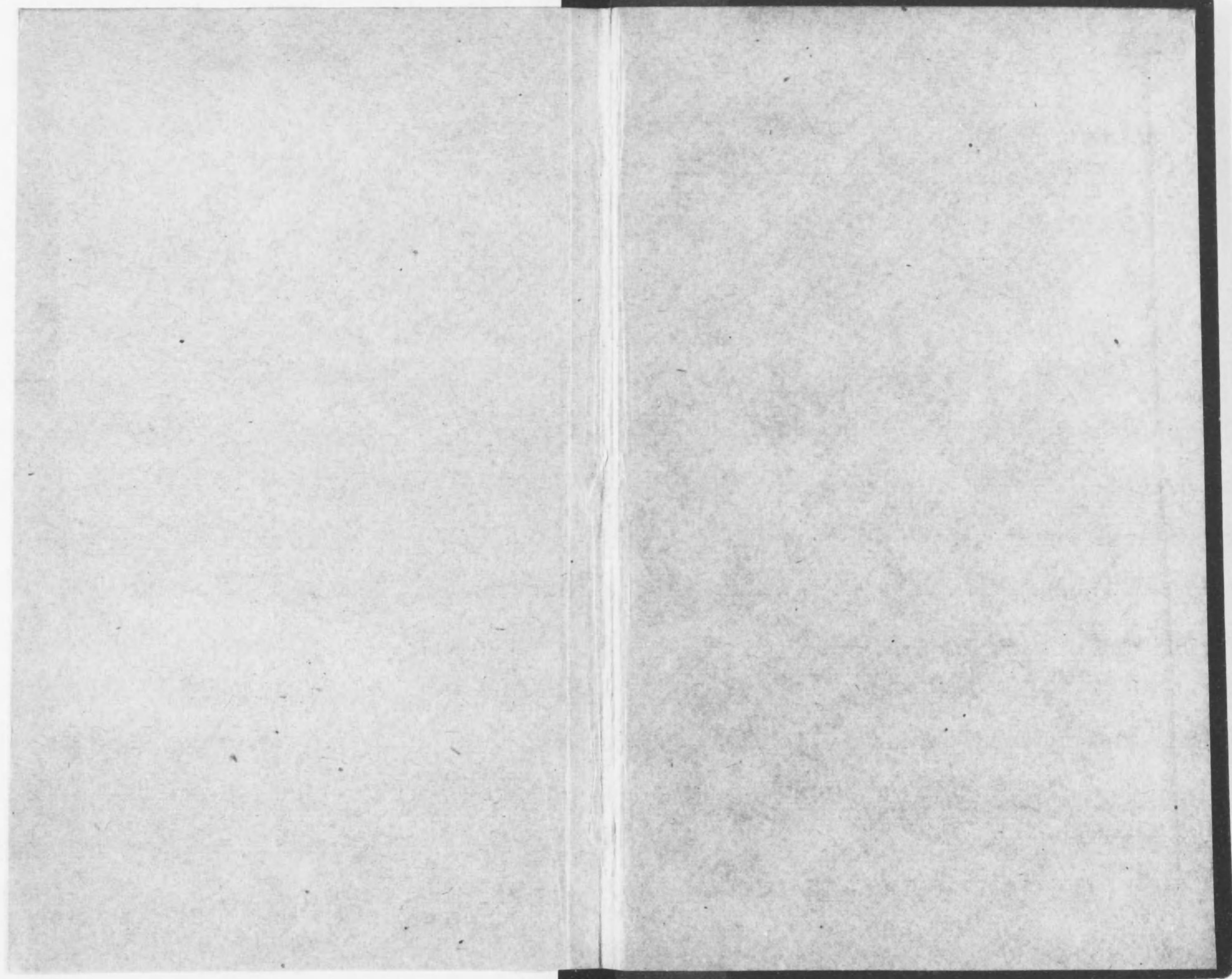
384  
43



始









蘇峰 德富猪一郎著

近世日本  
國民史

文政天保時代

東京 民友社 發行





近世日本  
國民史

文政天保時代







德川家齊畫像





徳川幕府  
下半期の  
分水嶺

船長と好  
難風

### 文政天保時代刊行に就て

横井小楠の句に曰く「明君初政若雲晴。荒廢中年以後情」と。是れ宛も  
將軍家齊其人、及び其の時代に對する斷案と見るも、妨げあるまい。家齊の  
治世は、徳川幕府下半期に於ける分水嶺にして、彼の長さ一代は嶺頭から嶺腹  
に、即ち絶頂から降坂まで跨つてゐる。

人或は天下大勢、既に衰世に傾く、善者ありと雖も、亦た之を如何ともする能  
はざる可しと云ふ。此れも一理である。難風が吹けば、航海は困難であるに  
相違ない。されど此れが爲めに船體が覆没せねばならぬとは限るまい。覆没す  
ると否とは、船體其物の堅牢と否とによるが、亦た船長其人の力、與りて大  
に居ることを否定す可きではあるまい。善き船長ならば、老朽船でも、兎も角  
も無事であり、惡しき船長ならば、新造船でも無事なる能はぬ場合があるとは、



吾人が故らに云ふ迄もあるまい。

松平定信  
と  
將軍家

古人は天下爲す可らざるの時なく、行ふ可らざるの地なしと云うたが、此れは無制限には、受容れかぬるが、然も或る條件の下には、其通りと認めざるを得ない。若し將軍家齊の代りに、松平定信にても將軍たらしめたらば、少くとも對外施設に就ては、恐くは或る程度の見る可きものが出来たかも知れない。日本が外來の勢力に壓迫せらるゝは、止む可らざる大勢でありとするも、それ無抵抗であると、それを或る程度迄裁制するとは、一に我が力の有無、及び其力を使用する方法の巧拙如何による。

對外準備  
の  
油斷

今更ら愚痴を滾す譯ではないが、外國の勢力は、決して青天の霹靂の如く、我國に落下し来たものではなかつた。其の準備を怠つたのは、正しく家齊時代である。若し此の時代に我が對外知識を磨礪し、我が世界的眼界を濶大にし、而し

重大問題  
に  
無關心

て我が國防的施設に遺算なかつたならば、露國が來つたとして、米國が來つたとして、英國が來つたとして、何等驚くことは無つた筈だ。吾人は如何に大勢論を振り廻しても、その準備を怠りたる責任まで、之を大勢に推し付く可き理由を認めない、否な認むるとが出来ない。

内部の分解作用に就ても、其の施政の如何によりて、之を喰ひ止むるとが絶對的に不可能とは思へない。苟も其人あらば、時と與に變通の政を施して、土崩瓦解の頽勢を禦ぐとが出来ない譯もあるまい。されど家齊時代は、斯る重大問題には全く無關心にして、將軍家齊を中心として、幕閣の當局者は、其の極めて少數者を除く外は、概ね噴火山頭の蹈舞に耽つてゐた。即ち老朽船の船頭が、晝寢をしてゐる間に、船は風と波とのまに、何處ともなく漂ひ去つたのだ。



大事件の  
事件

此間の大事件と云ふ可き一は、實に大阪に於ける大鹽事件だ。何人も之を以て唯だ大勢の作用のみとは云ふを得ない。大鹽事件の中心は、何と云うても大鹽平八郎其人を挙げねばならぬ。或者は大鹽を以て、道學的豪傑視し、或者は大鹽の此舉を以て、興王倒覇の大運動とし、而して之に反するものは、大鹽を以て、一の妄庸子とし、一の偽道德、偽豪傑とし、而して此舉を以て、堅子の妄動とす。

大鹽事件  
の影響と  
刺戟

予は今を猝かに大鹽其人に就て、定論を下さんとする者ではない。又大鹽の此舉に勿體を附けんとする者でもなく、而して又た之を以て深き意義ある行動とも思はない。或は大鹽は自惚強き強情者であり、或は大鹽の此舉は癡癡紛れの發作であつたかも知れない。其の人物や、其の動機は、歴史家が必ずしも深く干預せねばならぬ問題ではあるまい。それよりも重大なる問題は、其の事件の影響だ。即ち其の社會に及ぼしたる影響は如何。其の天下の人心に及ぼしたる感化は如何。而して其の將來の國運の趨勢に及ぼしたる刺戟は如何。

結果から  
打算す

事件其物から云へば、大阪に於ける大鹽の焼打は、天明年間に於ける淺間山の噴火程のことはあるまい。されど其の結果から打算すれば、此れは重大事件だ。容易ならぬ重大事件だ。徳川幕府の鼎の輕重は、寛永の島原一揆以來、始めて問はれた。而して天下は此舉によりて、始めて徳川幕府の如何に腐敗してゐる乎、如何に其の内部の空虚である乎、如何に其の興みし易き乎を知つた。

幕府顛覆  
の急先鋒

固より事件と同時に、これが悉く暴露せられ、これが悉く感付かれ、これが悉く知れ渡つたとは云はない。されど誰しも此の一舉によりて、如何に徳川幕府の自衛機關に錆がついた乎、罅が入つた乎を猜知せずして止む能はなかつた。大鹽平八郎の目的は、必らずしも徳川幕府を顛覆するではなかつた。されど彼は其の結果に於て、幕府顛覆の急先鋒となつた。此れは當人たる彼の本意であつた乎、不本意であつた乎、そは詮議する迄もない。兎も角も其の成績



直接行動の効果

から論ずれば、彼の直接行動は、高山、蒲生、林子平等の言論に比して、より偉大なる直切簡明の効果を齎らしたと云はねばならぬ。然るに幕府の當局者は、果して之を以て其程の重大事件視したる乎、否乎。

維新回天の氣運漸次擡頭

何物にも両面がある。舊分子の分解時期は、即ち新分子の結合時期である。吾人が一方に於て、舊年を送ると云ふとは、他方に於て、新年を迎ふるとである。吾人は家齊の晩年に於て、幕府が既に衰兆を現し來るを認むると同時に、維新回天の氣運が、漸次に頭を擡げ來んとするを看過するとは出来ない。錢屋五兵衛の如きは、云はゞ一種の密買貿易者に過ぎない。されど斯る國法上の罪人も、歴史家の眼中から見れば、實に開國運動の急先鋒と云ふを妨げない。

民族的元氣の勃興

日本は何れにしても鎖國の殻を破る可く、其の民族的元氣は、漸く勃興し、其の膨脹的精神は、漸く擡頭せられつゝあつた。但だ當局者は睡夢昏昏、起て

勤王有志の凱歌

高樓に向て曉鐘を撞くの愚に倣うた。天下何の時に先覺者無からむ。然も其の先覺者は、草澤の貧學者にあらざれば、山野の浮浪人に過ぎず。廟堂に崇論高議する徒輩は、概ね走肉行屍のみ。

謂ふ勿れ、霸府全盛を極めて、勤王の氣振はずと。勤王有志の凱歌たる頼山陽の日本外史と、勤王志士の福音書たる日本政記とは、亦た是れ家齊時代の産物たるに氣附かずや。

昭和三年二月十六日、日本開國以來、最初の普通選舉法による總選舉正に  
酣なるの際、東京市京橋加賀町 國民新聞社長室に於て

蘇峰學人



## 例言

- 一 本篇は、大正十五年四月十六日起稿、十五年八月九日脱稿。
- 一 本篇は、家齊時代と題したが、再考の上、文政天保時代と改めた。何となれば家齊時代は、寛政以降であるからだ。されば既刊『幕府分解接近時代』と合して、始めて家齊時代と稱するの妥當を見る。
- 一 故に年代の順序からすれば、本篇は直ちに『幕府分解接近時代』と接続可きものの『雄藩篇』は、周邊の形勢を詳にす可く、叙記の都合上、其の中間に挿入せられたるものとして觀るを要す。
- 一 本篇以下、天保改革篇、幕府實力失墜時代を過ぎ、第二期孝明天皇時代に進み、彼理來航以前の形勢、彼理來航及び其の當時を脱稿し、今や神奈川條約締結篇を殆んど稿了せんとしつゝ、あり。



- 一 修史の進行は、相ひ換らず遅々たれども、其の歩趨は始終一貫、敢て急走せず敢て休止せず。
- 一 環境の人も、事も、走馬燈の如く變遷す。唯だ予は兀々例に仍りて例の如し。
- 一 本書の編纂、校正、其他一切前例に據る。

昭和三年二月十七日 山王草堂に於て

蘇峰學人

近世日本國民史 文政天保時代 目次

第一章 家齊將軍と其輔相

- 一 將軍家齊晩年の政治 ..... 一
  - 家齊中年以後(一) 水野忠成(二) 文政以後の類藩(三) 家齊の特色(三) 武門政治の極盛(四) 家齊太政大臣となる(四) 仁孝天皇の詔書(五)
- 二 松平信明(一) ..... 六
  - 松平定信の後繼者(六) 信明老中となる(六) 信明の政治(七) 文化元年解職の理由(七) 信明侃諤の言(八) 久田長考の讒(八) 信明老中復任(九) 信明の氣骨(九) 所信に忠(九)
- 三 松平信明(二) ..... 一〇
  - 信明の消極的(一〇) 松平定信の評(一〇) 對外策上信明の過失(一一) 信

目

次

一



明死後の政治(一一) 諸侯の轉封(一二) 信明の剛直(一三) 信明の賢(一三)  
寛政初政の維持(一四)

四 水野忠成(一).....一四

忠成の父忠友(一四) 忠友の現金(一五) 閑地に就く(一五) 忠成の立身(一六)  
忠成の塗糊術(一六) 將軍の寵眷を得(一七) 馬具下賜(一七) 忠成上京(一八)  
格外恩賜(一八) 家柄(一九) 謙抑の道を知らず(一九)  
註 御馬具拜領、水野家由緒〔道聽塗説〕.....一九

五 水野忠成(二).....二二

忠成の政治(二二) 土方縫殿助の威福(二二) 忠成上洛の際土方等の行装(二二)  
一) 忠成施設(二三) 忠成取扱の諸家資格昇進(二三) 賄賂公行落書(二三)  
右の註釋(二四) 施政頹廢の罪魁(二五)

## 第二章 文政度の貨幣改鑄.....二六

六 貳分判の新鑄.....二六

忠成の新貨鑄造(二六) またも幕府の財政難(二六) 有金の減少(二七) 文  
化十四年の檢約令(二七) 臨時入用筋差延差線を命ず(二八) 右檢約令の意義  
(二八) 新たに二分判を鑄る(二九) 二分判通用令(二九) 貳分判切貨の事  
〔三〇〕

七 金銀改鑄及び新貨の通用履行.....三一

二分判通用に就き町觸(三一) 瑕金引替一切二分判を用ふ(三二) 文政三年新  
銀鑄造令(三三) 新銀引替令(三三) 引替ざる者の罰(三四) 新鑄の利益(三  
五) 文政四年引替履行令(三五) 交換履行(三六)

八 貳朱銀の改鑄と一朱金の新鑄.....三六

更に新金銀引替履行令(三七) 人心尙舊貨に執著(三八) 文政六年二朱銀改鑄  
令(三八) 二朱銀引替令(三八) 古金銀通用停止(四〇) 一朱金鑄造(四一)

九 舊新貨幣の引換.....四一

新鑄一朱判通用令(四一) 引替旅費給與令(四二) 旅費歩合(四三) 幕府利益  
甚大(四三) 更に一朱判通用履行(四四) 引替期限の延長(四四) 更に引替強  
行令(四五) 水野忠成の寵榮(四六)



註 金銀通用之事〔貨幣記録〕……………四六

一〇 金銀貨幣の複雑……………四八

文政十一年引替嚴令〔四八〕 幕府の融通努力〔四八〕 草字二歩判新鑄〔四九〕  
 文政十一年儉約制令〔四九〕 儉約令の政略的意義〔五〇〕 南鑄上銀を以て一朱  
 判吹立〔五〇〕 二歩判を全部草字とす〔五一〕 天保三年貳朱金通用令〔五一〕  
 世上景氣追々良好〔五二〕

一一 改鑄新鑄に就て幕府の利得……………五二

日用の不便〔五二〕 數品の増加〔五三〕 南鑄改鑄による幕府の利得〔五三〕 品  
 質改悪〔五四〕 幣政中の弊政〔五五〕 幕府の利益〔五五〕 出目納〔五六〕 銀座  
 の利益金上納〔五六〕

一二 幕府時代に於けるお家騒動……………五八

二個の見逃し難き現象〔五八〕 黒田騒動〔五八〕 伊達騒動〔五九〕 越後騒動

### 第三章 仙石騒動

……………五八

〔六〇〕 加賀騒動〔六〇〕 秋田騒動〔六一〕 お家騒動と封建制度〔六一〕

一三 仙石騒動の發端……………六二

仙石左京の專恣〔六二〕 神谷轉の國元召喚〔六三〕 轉の出奔〔六三〕 轉の就縛  
 〔六三〕 一月寺番所役僧の申出〔六四〕 右申出第二回本文〔六四〕 友黨の孤忠  
 〔六五〕 奉行所へ願書差上の趣旨〔六六〕 普化一宗の覺悟〔六六〕 轉の最も處  
 る所〔六七〕

一四 神谷轉幕吏に逮捕せらる……………六七

左京の罪狀〔六七〕 仙石家舊家老の慎重塞等〔六八〕 出石へ使者の所罪〔六九〕  
 友黨主家へ引渡し難き理由〔六九〕 事件天下の問題となる〔七〇〕 川路聖謨の  
 覺書〔七〇〕

註 仙石家騒動風聞書〔巷街發説〕……………七一

一五 脇坂と川路……………七三

轉審問の模様〔七三〕 左京彈糾の贊成者少し〔七三〕 左京尋問決定〔七四〕 左  
 京罪狀發覺〔七四〕 友黨引渡拒絶の困難〔七五〕 將軍特旨の力〔七五〕



一六 將軍家齊と仙石騒動……………七六

評定所一座再吟味(七六) 再吟味急遽決定(七七) 再吟味急遽決定の原因(七七) 將軍家齊の關心(七八) 役柄斟酌無用の事(七八) 正義の味方は將軍(七九) 脇坂安董の内訌(七九) 川路等の受書(八〇) 左京の罪取も直さず謀反逆(八〇) 上の御配慮御至當(八〇) 家齊の配慮以て知るべし(八一)

一七 仙石左京以下の處分……………八二

御庭番の將軍密告(八二) 左京申渡本文(八二) 生駒役取放し(八二) 超過の儀多し(八三) 強ひて重役を罪に陥る(八三) 瀬兵衛等の重科(八四) 宇野甚助處罰(八四) 岩田杉原處罰(八五) 其他の處分(八五)

一八 仙石家の減知と幕臣の處分……………八六

仙石家處罰の理由(八六) 關係者の處罰(八七) 松平主税申渡(八七) 主税總領軍次郎の申渡(八八) 主税在京の關係(八八) 勘定奉行曾我豊後守處分(八九) 審判嚴正以て知るべし(九〇)

註 仙石騒動落首(天言筆記)……………九〇

一九 仙石騒動の落著……………九一

老中松平周防處分(九一) 周防嫡子處分(九二) 町奉行筒井政憲處分(九三) 掛り判官の賞賜(九三) 一月寺愛瓊御禮(九四) 聖謨昇任(九五) 例になき外進(九六) 希有の敏速決定(九六)

二〇 脇坂安董の出處進退……………九七

當時の落首(九七) 周防轉封の諷詠(九七) 脇坂安董の盛名(九八) 安董の官歴(九八) 安董立身の原因(九八) 家居三十年後に再起(九九) 安董の人物(一〇〇) 仙石家奴斧七誠忠(一〇〇)

第四章 天保饑饉と百姓一揆……………一〇二

二一 徳川時代に於ける強訴と一揆……………一〇二

一揆また餘儀なし(一〇二) 政治に影響せる一揆(一〇二) 安房萬石騒動(一〇三) 其他の強訴(一〇三) 阿波武州の一揆(一〇四) 飛騨一揆(一〇四) 右一揆の鎮定(一〇四) 新潟一揆(一〇四) 右の始末(一〇五)



二二 天保年度の饑饉……………一〇六

天保初年の天候不良(一〇六) 奥羽の惨状(一〇六) 惨状年を経て益々甚だし  
〔一〇七〕 餓李狼藉(一〇七) 仙臺市中の迷兒(一〇八) 自ら其女の肉を食ふ  
〔一〇八〕 江戸に於ける惨状と救済(一〇九)

註 柳原通りの餓死三十餘人〔五月雨草紙〕……………一〇九

二三 甲州に於ける百姓一揆……………一一〇

一揆の首領(一一〇) 谷村に押寄す(一一一) 甲府に入る(一一一) 兇徒散亡  
〔一一二〕 一揆の原因(一一二) 関係者の處分(一一二) 傍近大名亦出兵(一  
一三) 江戸に於ける幕府の救済(一一三) 圍米禁止の觸(一一四) 他國取引手  
廣くすべき事(一一五) 地方の窮迫推知すべし(一一五)

第五章 少壯時代の大鹽……………一一七

二四 大鹽事件の意義……………一一七

意義の重大(一一七) 幕府相手の事件(一一七) 増上寺焼打陰謀(一一八)  
右徒黨の處分(一一八) 大鹽事件動機(一一九) 大鹽の思想(一一九) 山縣大  
貳の思想に近し(一一九) 幕府に向つての一撃(一二〇) 星巖詠史(一二〇)  
幕府反抗運動の魁(一二一)

二五 大鹽平八郎の告白(一)……………一二二

大鹽の身柄(一二二) 大鹽の先祖(一二二) 祖先の跡目相續(一二二) 大鹽の  
自語(一二三) 自らの性質(一二三) 志三變(一二三) 祖先の志を繼がんとす  
〔一二四〕 志立たんと欲して能はず(一二四) 儒に就て學ぶ(一二五)

二六 大鹽平八郎の告白(二)……………一二五

儒を學んで憐らず(一二五) 儒に對する不平(一二六) 懊惱煩悶(一二六) 一  
條の活路發見(一二六) 陽明學に入る(一二七) 志遂げ名揚る(一二八) 致仕  
歸休(一二八) 内省改過是務む(一二八) 佐藤一齋に教を求む(一二九) 一齋  
に批評を求むる趣旨(一二九)

二七 幼時より壯時に至る大鹽平八郎……………一三〇



大鹽の幼時(一三〇) 篠崎三島に学ぶ(一三一) 槍術砲術を学ぶ(一三二) 輕卒を師柴田に謝す(一三三) 大鹽の自尊心と復讐心(一三三) 幼時の意氣(一三四) 正義の念(一三四)

註 平八郎柴田勘兵衛に贈るの狀(幸田成友著大鹽平八郎より)……………一三四

第六章 與力時代の大鹽……………一三六

二八 與力としての大鹽平八郎(一)……………一三六

海賊三十餘人を捕ふ(一三六) 其の廉直(一三七) 贈遺を斥く(一三七) 高井實徳大阪町奉行となる(一三八) 大阪富商某の身代限處分事件(一三八) 富商の身代限り願(一三九) 水野忠成意見(一三九) 水野の命を譲さんとす(一四〇)

二九 與力としての大鹽平八郎(二)……………一四〇

大鹽の決意(一四〇) 西奉行内藤隼人正を訪ふ(一四〇) 身代限を不可とする理由(一四一) 御爲筋には一命を抛たん(一四二) 隼人正の感動(一四二) 大鹽氣象(一四三) 在本鉉之助所記(一四三) 鉉之助の大鹽賞讃(一四四) 大鹽

の面目(一四四)

三〇 大鹽坂本問答……………一四五

大鹽平生の心掛け(一四五) 坂本に向て學を勸む(一四五) 又城中守禦の工夫を語る(一四五) 所謂大鹽の工夫(一四六) 大鹽の思慮(一四七) 必死となりて働く人々(一四八) 坂本の感心(一四九) 坂本の言の公平(一四九)

三一 長官高井と大鹽……………一五〇

長官と相得る(一五〇) 高井大鹽の三大功績(一五〇) 耶穌邪黨の捕索(一五〇) 猾吏姦卒の摘發(一五一) 墮落僧侶の逮捕(一五二) 京兆南郡亦風靡(一五二) 高井養畢竟大鹽の贊(一五二) 頼山陽大鹽送序(一五三) 大坂の難治(一五三) 山陽の大鹽贊(一五三) 大鹽の盛名(一五四) 高井能く大鹽を用ふ(一五四)

註 高井の大鹽駕御(燈前一睡夢)……………一五五

三二 所謂の切支丹黨與の罪案……………一五六

妖教退治一件(一五六) 所謂妖教の起り(一五七) 妖教黨與(一五七) 浪本入水野軍記(一五七) 豊田貢(一五八) 軍記の秘法(一五八) 傳法の次第(一



五九 修行者宣誓(一五九) 果して切支丹か(一五九) 評定所の疑惑(一五九) 黨與連類處分(一六〇) 酷吏治獄の類か(一六〇)

三三 奸吏と破戒僧 ..... 一六一

奸吏處分(一六一) 與力の役得(一六一) 弓削新右衛門の貧慾(一六二) 大鹽の糺彈(一六二) 破戒僧侶處分(一六三) 古賀側庵の大鹽觀(一六三) 豊田の怨恨(一六三) 弓削處分の冷酷(一六四) 大鹽退官の二因(一六四)

三四 大鹽の辭職 ..... 一六五

辭職表面の理由(一六五) 其の内實の理由(一六六) 山陽の觀察(一六六) 山陽大鹽を戒む(一六七) 勇退の眞因(一六七) 大鹽講學授徒の始(一六八) 洗心洞學堂の始(一六八)

第七章 大鹽の講學 ..... 一七〇

三五 教育者としての大鹽平八郎 ..... 一七〇

大鹽の勢力(一七〇) 洗心洞學名學期(一七〇) 所謂孔孟學(一七一) 一仁を

求むるに在り(一七一) 只孝に在る而已(一七二) 洗心洞入學盟書(一七二) 聖學の意を失ふべからず(一七三) 雜書を読むべからず(一七三) 毎日の業(一七三) 放逸を禁ず(一七四) 出入の戒(一七四) 家事變故(一七四) 公罪處置(一七四)

註 大鹽の妻女離別(巷街贅説) ..... 一七五

三六 大鹽の教育法 ..... 一七六

讀書要目(一七六) 大鹽の鞭扑(一七八) 專養周至(一七九) 恩惠纏綿(一七九) 是皆反對者の言(一八〇) 氣魄人を壓す(一八〇) 身を以て門生を率ゆ(一八〇) 大鹽心事(一八一)

三七 大鹽の學說 ..... 一八一

學說綱要(一八二) 大鹽太虚説(一八二) 是一種の唯心説(一八三) 大鹽の大缺點(一八三) 洗心洞割記の重要視(一八四) 足代弘訓との關係(一八五) 大鹽の鼻息(一八五)

三八 隱居後の大鹽 ..... 一八六

道學先生たる能はず(一八六) 一大自我の塊(一八六) 吏僚間に重きを爲す



(一八七) 矢部と大鹽(一八七) 大鹽の肝癆(一八七) 天保四年の穀價騰貴(一八八) 大阪の穀價調節(一八九) 大鹽の新年口號(一八九)

三九 大鹽と江戸出府……………一九〇

空虚齋語の出版(一九〇) 大鹽慷慨(一九〇) 伊勢講經(一九一) 岡本花亭の出府勸説(一九二) 出府の意なし(一九二) 吏僚にコリコリ(一九二) 大鹽不平の根元(一九二) 天保五年の大阪大火(一九二) 岡山近江等に赴く(一九三) 老中大久保大鹽召命に意あり(一九三) 大鹽參府の章勃々(一九三) 空持みとなる(一九四)

第八章 大鹽直接行動の因由……………一九五

四〇 身邊の事情彼を壓迫し來る……………一九五

舉兵の眞因(一九五) 無意識的の勢か(一九五) 周邊事情の不利益(一九六) 著述旅行に雄心を遣る(一九六) 百姓一揆に憤慨(一九七) 大阪東町奉行の交代(一九七) 一心寺一件(一九七) 座を座中に避んとす(一九八) 註 大阪商人の米價引上〔浮世の有様〕……………一九九

四一 門人の自殺と大學刮目の出版……………二〇〇

門人の自殺(二〇〇) 右に付大鹽辯解(二〇〇) 元氣の一人(二〇〇) 温厚の一人(二〇一) 巾著切處分の事(二〇一) 自殺の事後にて承知(二〇二) 大鹽上の氣受宜しからず(二〇二) 大學刮目出版(二〇二) 佐藤一齋序文拒絕(二〇三) 古賀側庵また峻拒(二〇三) 齋藤拙堂また屢翻定(二〇三) 大鹽一生の受用(二〇四)

四二 大鹽と跡部良弼……………二〇四

大鹽の本意(二〇四) 何物にか激成さる(二〇五) 時事慷慨と増長我慢病(二〇五) 激成の一因(二〇五) 跡部町奉行就任(二〇六) 矢部大鹽の人物を跡部に語る(二〇六) 矢部助言は蓋し事實(二〇七) 跡部大鹽衝突の勢(二〇八)

四三 直接行動に出でしめたる事情及び機會……………二〇八

跡部大鹽を押し付けんとす(二〇八) 直接行動一動機(二〇九) 天保七年の飢饉(二〇九) 跡部東組與力疎外(二一〇) 平八郎心得違存迫り(二一一) 半ばは跡部の挑發(二一一)

四四 直接行動の準備……………二一三



舉兵動機に就ての資料(二二三) 砲術學習(二二三) 諸門人競うて學習(二二四) 砲術學習の名儀(二二四) 大筒を作る(二二五) 火藥を造る(二二六) 百日筒を得(二二六)

註 大鹽兵器の準備(大阪市史)……………二二七

四五 大鹽舉兵の動機と目的……………二二八

一片不平の氣の迸出(二一八) 只不平を漏らすにあるのみ(二一九) 經綸無し(二一九) 忠告火鉢投付に同じ(二一九) 大鹽忠告分析を要す(二二〇) 大鹽心底(二二一) 對象は奉行と富豪(二二一)

四六 天保七年の末期……………二二三

只窮民を救ふといふにあるのみ(二二二) 米穀他所積出の制限令(二二二) 餘り苛酷の制限(二二三) 江戸廻米一件(二二三) 大鹽義憤また當然(二二四) 大鹽の大阪米穀集中策(二二四) 是亦一策(二二五) 京都へ米輸送の件(二二五) 京都の惨狀(二二六) 官庫を發するを請ふ(二二六) 跡部肯かす(二二六) 悉く大鹽所期に反す(二二七)

四七 天保八年の劈頭……………二二七

### 第九章 大事漏洩……………二三三

四八 義盟の期日……………二三三

大鹽眞意打明の時期(二三二) 吉見九郎右衛門吟味書(二三二) 平山助次郎吟味書(二三三) 橋口白井等申口(二三三) 檄文刷印時期(二三四) 檄文版行時期(二三四) 檄文配布(二三五) 洗心洞内の池水埋立(二三五)

四九 實行の期日……………二三六

婢妾處置(二三六) 實行の約を定む(二三六) 狙へる機會(二三六) 同志出入に好都合(二三七) 書を賣りて窮民施與(二三七) 民心を得る方便(二三八) 奉行遂に黙許(二三九) 施行範圍(二三九)

註 大鹽平八郎が陰謀(松屋筆記)……………二四〇



五〇 平山助次郎の密訴……………二四〇

裏切者〔二四〇〕 助次郎の一切告白〔二四一〕 跡部處置〔二四二〕 助次郎東下〔二四三〕 兩奉行遲疑〔二四三〕 大鹽逮捕に決す〔二四四〕 逮捕見合〔二四四〕

五一 吉見九郎右衛門の裏切……………二四五

捕方見合の次第〔二四五〕 萩野磯矢等の證便申出〔二四五〕 吉見變心密告〔二四六〕 吉見變心の理由〔二四七〕 河合郷左衛門の出奔〔二四七〕 英太郎八十次郎の行動〔二四八〕 是九郎右衛門の發意か〔二四九〕

五二 吉見九郎右衛門の密訴狀……………二四九

密訴狀の内容〔二四九〕 密訴狀本文〔二五〇〕 皆々驚天恐怖〔二五〇〕 長縮者打擲〔二五一〕 我身辯解〔二五二〕 吉見練言〔二五三〕 大鹽の人身攻撃〔二五三〕 吉見の品性〔二五四〕

第十章 大事勃發前の一悲劇……………二五五

五三 大鹽の旗揚……………二五五

大事勃發〔二五五〕 大鹽出陣用意〔二五五〕 同志漸く來集〔二五六〕 跡部の手筈〔二五七〕 大鹽伯父與五郎逃亡〔二五七〕 卓怯の連累者〔二五八〕

五四 宇津木矩之允……………二五九

一悲劇〔二五九〕 矩之允身柄〔二五九〕 矩之允の學〔二五九〕 西國遊學發途〔二六〇〕 所志を述ぶ〔二六〇〕 宇津木大阪歸還の時〔二六一〕 所謂る宇津木書簡〔二六二〕 靜區傳記事〔二六二〕 宇津木絶命詞〔二六三〕

五五 宇津木矩之允の死……………二六四

咬菜秘記所説〔二六四〕 浪華騷擾記事所記〔二六五〕 又同書記事〔二六六〕 宇津木殺害に一説〔二六六〕 眞偽何れか〔二六七〕 岡田所言〔二六七〕 大鹽手づから殺害〔二六八〕 蓋し事實か〔二六八〕 今井克復所説〔二六八〕 是亦一説〔二七〇〕

註 宇津木殺死に就き儀左衛門申立〔大鹽平八郎傳實記〕……………二六九



五六 宇津木矩之允の死に関する別説……………二七〇

又別説(二七〇) 暴動當日早朝の状況(二七〇) 矩之允覺悟(二七一) 良之進  
脱出(二七二) 矩之允被斬(二七二) 從吾軒談話との異同(二七三) 間違なき  
事實(二七三) 宇津木の態度(二七四)

第十一章 大事勃發……………二七五

五七 大鹽勢の運動……………二七五

自邸を焼く(二七五) 味方招集手筈(二七五) 同勢漸く増加(二七五) 北大阪  
大半焼失(二七六) 徒黨實勢(二七六) 荐りに富豪を焼く(二七六) 行進順路  
(二七七) 大鹽本隊(二七七) 格之助の部隊(二七八)

五八 官邊の行動……………二七九

兩奉行措置(二七九) 大阪城代の措置(二八〇) 城代の城内巡視(二八一) 兩  
奉行方の手薄(二八一) 組々防禦措置(二八二) 廣瀬次左衛門(二八二) 天神  
橋切落し(二八三)

五九 大鹽と坂本……………二八三

兩人交際(二八三) 大鹽蜂起當時の坂本(二八四) 皆大鹽を發頭人と信ぜず  
(二八五) 上屋敷より坂本呼出(二八六) 坂本東奉行所警固に赴く(二八六)  
跡部の疑念(二八七) 坂本の遺憾(二八七)

六〇 兩勢の衝突……………二八八

跡部容易に出馬せず(二八八) 堀出馬(二八九) 玉造組與力の出陣(二八九)  
坂本勢の出陣(二九〇) 兩勢衝突(二九〇) 大鹽勢離散(二九一) 雙方互に砲  
撃(二九一) 坂本の手並(二九二)

六一 兩勢衝突の結果……………二九三

大鹽勢遺棄の品々(二九三) 堀の後れ勝ち(二九三) 大鹽勢悉く散亂(二九三)  
兩町奉行の歸還(二九四) 雙方死傷(二九四) 烏合の大鹽勢(二九五) 奉行側  
の不始末(二九五) 武家□□に劣る(二九六) 全くの夢中(二九七)

六二 幕吏の狼狽……………二九七

徒黨二十餘人(二九七) 近畿諸大名出兵(二九八) 城内守衛(二九八) 口々守



備(二九九) 尼崎岸和田の兵(二九九) 郡山藩兵數(三〇〇) 武備廢弛の極(三〇〇) 京都所司代の狼狽(三〇一)

註 江戸に於ける大鹽亂の評判〔川路聖謨著遊藝園隨筆〕……………三〇一

六三 大鹽勢の行衛……………三〇三

大鹽勢の逃去(三〇三) 一人人數(三〇三) 船中に隠る(三〇三) 更に上陸(三〇四) 焼死を決す(三〇四) 火中に入る能はず(三〇五) 濟之助等の死體(三〇五) 大鹽父子逃避徑路(三〇五) 美吉屋に隠る(三〇六)

第十二章 大鹽事件の終局……………三〇七

六四 美吉屋五郎兵衛夫妻の申立(一)……………三〇七

大鹽隱匿の次第(三〇七) 美吉屋申立本文(三〇七) 夜中大鹽來る(三〇八) 大鹽の物語り(三〇九) 離散狀況(三〇九) 長左捨身の事(三一〇) 幕吏の筆加減(三一〇) 其の例證(三一〇)

六五 美吉屋五郎兵衛夫妻の申立(二)……………三一一

五郎兵衛口加減(三一二) 右信馮の價値(三一三) 大鹽容易に立去らず(三一三) 隱匿食事の狀(三一四) 燒草綿(三一四) 五郎兵衛獻身の隱匿(三一五)

六六 大鹽父子の最後……………三一五

發覺の次第(三一五) 土井氏平野の領(三一六) 美吉屋下女の話(三一六) 陣屋の申立(三一七) 五郎兵衛白狀(三一七) 捕縛に向ふ(三一七) 隱所に押入る(三一八) 父子發火自殺(三一九) 屍骸所置(三一九)

六七 大鹽父子を逮捕せんとしたる始末(一)……………三二〇

時田等報告書(三二〇) 捕手集合(三二〇) 平八郎居所委細申聞(三二一) 押入順番(三二一) 先登志願者(三二一) 廿七日朝捕方相談(三二二) 五丁目會所に至る(三二三) 押込相談(三二四) 搦手にて召取手段(三二四)

六八 大鹽父子を逮捕せんとしたる始末(二)……………三二五

愈々踏込み(三二五) 隱匿所に押寄す(三二六) 言葉争ひ(三二六) 戸を破りて入る(三二七) 平八郎自殺(三二七) 格之助死骸(三二八) 平八郎脇差(三二八) 搦手の面々(三二九) 消防盡力(三二九) 聊か手緩き仕方(三三〇)

註 大鹽父子自殺につき安堵觸〔大阪市史〕……………三三〇



第十三章 大鹽事件に對する世評……………三三二

六九 大鹽父子の宣告文……………三三二

宣告本文(三三二) 平八郎行狀を發く(三三二) 不平の志を顯す(三三三) 愚民誰惑(三三四) 吟味長引き(三三四) 宣告文の愚劣(三三五) 事體を辨ぜず(三三五)

七〇 宣告文に對する批判……………三三六

矢部定謙の評(三三六) 平八郎の肝癢(三三七) 矢部の建議(三三七) 罪案の不當(三三八) 坂本の評(三三八) 合點參らぬ罪案(三三九) 格之助の恭敬(三三九) 大鹽父子の情愛(三四〇) 幕府人無し(三四一)

七一 大鹽の檄文(一)……………三四一

大鹽直接行動の原因(三四一) 檄文本文(三四二) 諸役人の驕奢收賄(三四二) 怨氣天に通ず(三四三) 右要領(三四三) 近頃の惡政(三四四) 奉行等の不仁(三四四) 富豪の驕奢(三四四) 祿盜(三四五)

七二 大鹽の檄文(二)……………三四六

職起已むべからず(三四六) 米金能當(三四六) 神武帝政道に復せん(三四七) 人民を困窮致させず(三四八) 天罰執行(三四八) 対象は役人と金持(三四九) 湯武を理想とす(三四九)

註 大鹽は奸雄にして用ふべき者(燈前一睡夢)……………三五〇

七三 直接行動に關する諸説……………三五一

眞の動機如何(三五一) 江戸に出仕せんとす(三五一) 其望絶え高井を殺む(三五二) 退官の因由(三五二) 一旦緩急奉公を欲す(三五三) 江戸に赴かんとするの念(三五四) 只彌齋玉の破裂か(三五四)

七四 又た一説……………三五五

學迷雜錄彙の一説(三五五) 大鹽等の官金使ひ込み(三五五) 全くの妄説(三五六) 彌齋の爆發(三五六) 過度の神經質(三五七) 狂氣じみたる言動(三五七) 大鹽の容貌(三五八) 大主我者(三五八)

七五 事件の影響……………三五九



變後藤田東湖の感想(三五九) 人心振起を欲す(三六〇) 當時武備の廢弛(三六一) 武備壞廢の暴露(三六二) 幕府鼎の輕重を問はる(三六二) 幕府反抗の皮切(三六三) 幕府制度破壞第一著(三六三)

註 騷亂當時奉行所の周章方(世浮の有様)……………三六四

### 第十四章 文政外船打拂令

七六 寛政令と文教令……………三六五

開國的氣運の勃興(三六五) 當局氣付かず(三六五) 寛政異船取扱令(三六六) 從來より甚だ穩便(三六六) 文政無二打拂令(三六七) 土地相應の備立を要す(三六八) 有體申出べきこと(三六八) 異船親みの禁止(三六八) 世運と逆行の令(三六九)

七七 高橋作左衛門の意見書(一)……………三六九

打拂令復歸の原因(三六九) 高橋作左父子(三七〇) 景保の海防議(三七〇) 啖咭喇漁船の來集(三七一) 近來溫和の取扱(三七一) 諭書行渡らず(三七一) 教法書投込(三七三) 景保の言の當否(三七三)

註 作左衛門僧の誦經を謝絶す(甲子夜話續篇)……………三七四

七八 高橋作左衛門の意見書(二)……………三七四

外人思慕の情(三七四) 警固の費(三七五) 却て嘲りを受けん(三七六) 其の對策(三七六) 歐羅巴の例(三七六) 臺場構築の議(三七七) 浦賀渡來夷人申口(三七七) 江戸乗込の患(三七七) 臺場取建の議(三七八) 臺場築方(三七八) 外船遠避の法(三七九)

七九 高橋作左衛門の意見書(三)……………三七九

全國海岸に臺場を設けん(三七九) 不時著岸船論書(三八〇) 難船救助(三八〇) 支那和蘭船取扱(三八一) カルクット啖咭喇出張商館(三八一) 關人に托し啖人に諭書の事(三八二) 報書取寄の事(三八三) 幕議容認(三八四)

八〇 彼を知らず己を知らず……………三八四

時勢逆行(三八四) 高橋の淺薄(三八五) されど亦一理あり(三八五) 渡來外船の種々なる目的(三八五) 空砲にて撃退し難し(三八六) 高橋英人勢力東漸を知らず(三八六) 當然開國たるべき筈(三八七) 建議却て睡眠劑となる(三八七)



### 第十五章

#### シーボルト事件

三八九

#### 八一 シーボルト日本に来る

三八九

開國氣運促進者(三八九) 世界を日本に紹介す(三八九) シーボルトの東航(三八九) 蘭政府シーボルト登用の目的(三九〇) シーボルト長崎に入る(三九一) 其の博學(三九一) 日本人を治療教授す(三九二) 西洋醫學傳習の始め(三九二) シーボルトの評判(三九三)

#### 八二 シーボルトの江戸往復

三九四

シーボルトの門下(三九四) 日本研究資料を得(三九四) 資料蒐集の便(三九五) 江戸に上る(三九六) 將軍謁見(三九六) 多くの學者と會見(三九六) 所志の過半を遂ぐ(三九六) 日本地圖を得(三九七)

註 シーボルト江戸參府日記の一節〔吳秀三著シーボルト先生〕……………三九八

#### 八三 シーボルトの歸國

四〇〇

一大獄起る(四〇〇) 幕府のシーボルト行李臨檢(四〇〇) 所謂禁制品(四〇〇)

〇〇〕 朝鮮國圖(四〇三) 間宮林蔵東經紀行(四〇三) シーボルトの所獲資料愛者(四〇四) シーボルトの不利(四〇四) 蝦夷圖複寫(四〇四) 重要圖書隱匿(四〇五) 日本退去を命ぜらる(四〇五)

#### 八四 高橋作左衛門の就縛

四〇六

關係日本人の所罰(四〇六) 東岡の功(四〇七) 景保の學(四〇八) 海外知識汲集に銳意(四〇八) 就縛の模様(四〇八) 幕府吉雄に禁書取戻を命ず(四〇九) シーボルトの猜疑(四一〇) 吉雄の内情打明け(四一〇)

#### 八五 高橋父子の處罰

四一一

高橋死骸に宣告(四一一) シーボルト所持珍書を欲す(四一二) 蝦夷圖と交換(四一二) 私行不届(四一三) 幕吏不見識(四一三) 作左に對する世人の嫉視(四一二) 一子小太郎處罰(四一四) 二男作次郎處罰(四一四) 兩人赦免(四一五)

註 作左衛門一件落首〔巷街贅説〕……………四一六

#### 八六 高橋父子以外の受罰者

四一六

下河邊林右衛門處罰(四一七) 蝦夷長崎地圖仕立差出(四一七) 伴見習勘差出



〔四一八〕 醫士生支費宣告〔四一九〕 御召御紋羽織差遣し〔四一九〕 其他の處罰〔四二〇〕

第十六章 英米勢力の來迫……………四二一

八七 鎖國以後英國との接觸……………四二二

從來の對外關係〔四二二〕 從來の日英關係〔四二二〕 寛永以來の英船渡來〔四二二〕 延寶度英船申口〔四二三〕 渡航中絶の理由〔四二三〕 切支丹道具所持せし〔四二三〕 南蠻人と參會〔四二三〕 蘭人と參會〔四二四〕 幕府申渡〔四二四〕

八八 寛政年間に於ける英船……………四二五

英船來航漸次多し〔四二五〕 カビテン・プロトン〔四二六〕 日本官吏とプロトン〔四二六〕 プロトン退去〔四二七〕 日本側記事〔四二七〕 嘆詠餘話記事〔四二七〕 寛政九年エトモ來船〔四二八〕 同八年八月東蝦夷アフト來船〔四二八〕 寛政九年松前氏報告〔四二九〕 英船申分〔四二九〕 固く來航禁止〔四三〇〕

八九 文政元年英船浦賀に來る……………四三〇

銚子沖英船〔四三一〕 房州白濱沖英船〔四三一〕 ゴルトンの船浦賀入港〔四三

一〕 異船出現の訴出〔四三二〕 陸上警備〔四三二〕 浦賀港に引入る〔四三三〕 武器取上げ〔四三三〕 英船の目的〔四三四〕 出帆押送〔四三四〕 入用許多〔四三四〕 仰山の影響〔四三四〕

九〇 英船の消息……………四三七

英船浦賀再渡來〔四三七〕 渡來狀況〔四三八〕 警固船〔四三九〕 英船出帆〔四四〇〕 水戸大洗沖の外船〔四四〇〕 磯濱沖來船〔四四〇〕 漁師の交易〔四四一〕 漁師召捕〔四四一〕

九一 英船常陸大津濱に至る……………四四二

英人上陸〔四四二〕 水戸藩兵繰出〔四四三〕 藤田兩谷の憤慨〔四四三〕 其の決心〔四四三〕 英人退去〔四四四〕 警固狀況〔四四五〕 更に多數英人の上陸〔四四五〕 住民逃去〔四四六〕 歸帆を命ず〔四四六〕

九二 其後の英船……………四四七

薩摩寶島上陸〔四四七〕 島津氏の報告〔四四七〕 英人狼藉〔四四八〕 文政打拂令の原因〔四四九〕 英國囚徒船の渡來〔四四九〕 米船モリソン號發航〔四五〇〕



註 勤番本田氏より本國在所江差越候イギリス一件書狀寫

(輸池叢書)

四五二

九三 英國東漸の勢力日本に迫る……………四五二

英國の勢力の増加(四五二) 其の二因(四五二) 英政府の貿易解放策(四五三) 支那政府の貿易態度(四五三) 指定商人の收賄(四五四) 度東總督の希望(四五四) 英政府肯せず(四五五) 支那五港開港(四五五) 英使清使に欺かる(四五六) 英勢力益す東漸(四五六)

九四 米國西漸の勢力……………四五六

亦必然の勢(四五七) セファーン等の意見(四五七) 米國の日本開國先唱者(四五七) ロバートツを日本に派せんとす(四五八) 再びロバートツを派せんとす(四五八) ロバートツ客死(四五九) 鯨と日本開國(四五九) ネウヨルク人ステワルト(四六〇) 撲斯東國船渡來(四六〇) 偶然視すべからず(四六〇)

九五 モリソン號の來航……………四六一

日本漂流民救濟(四六一) モリソン號出發(四六一) 浦賀投錨(四六一) 日本船員接觸(四六一) 陸上の砲撃(四六一) 砲船追撃(四六三) 合國省せられず

(四六三) 轉じて鹿兒島灣に入る(四六三) 陸上の戦闘準備(四六四) 空しく歸帆(四六四) モリソン號の用意(四六四) 同じく贈品(四六五) 商品搭轉(四六五)

第十七章 識者の對外意見……………四六七

九六 モリソンと渡邊登……………四六七

モリソン號の影響(四六七) 蘭人の風聞書提出(四六七) 渡邊登の建言(四六七) 英人モリソンと解す(四六八) モリソンの覺悟(四六九) 英吉利の口實(四六九) 登の憂ひ亦一理(四七〇) 時勢邊觀の論(四七〇)

九七 モリソンと高野長英(一)……………四七一

長英夢物語(四七一) 英吉利の富強説(四七二) 首都倫敦と殖民地(四七二) 英國領土(四七三) 其の大船巨船(四七四) 長英の見識(四七四)

九八 モリソンと高野長英(二)……………四七五

英支貿易(四七五) 英人疎外せらる(四七六) 廣東貿易休止の議(四七五) 支



那に使節派遣(四七七) 英人モリソンの事(四七七) 蘭人議奏か(四七八) 長英等の誤解(四七九) 風説書漏洩か(四七九)

九九 モリソンと高野長英(三) ..... 四七九

長英の對英策(四八〇) 打拂實行の惡結果(四八〇) 其の對策(四八〇) 英人利用一策(四八一) 我が耳目とせん(四八二) 只貿易のみ拒むべし(四八二) 打拂仕返しの恐れ(四八二) 兎に角對英策攻究者(四八三)

註 華山長英の言禍(大岡重信著、開國大勢史) ..... 四八三

一〇〇 古賀侗菴の海防臆測(一) ..... 四八四

侗菴(四八四) 海防臆測内容(四八五) 艦船水軍の事(四八五) 戦艦建造の事(四八六) 露英土の状況(四八七) 泰西船制を採るべき事(四八七) 泰西兵力過制の事(四八八) 侗菴見識(四八八)

一〇一 古賀侗菴の海防臆測(二) ..... 四八九

發展機會を失ひし事(四八九) 日支皆防邊を誤る事(四八九) 武道合一の事(四八九) 敵狀審察の事(四九〇) 士氣振起の事(四九一) 俄文細苛を戒む

(四九一) 魯囚愛撫の事(四九二) 大革新意見(四九二)

一〇二 古賀侗菴の海防臆測(三) ..... 四九三

萬國圖を備ふる事(四九三) 海南諸島侵略の事(四九四) 家康の雄圖(四九四) 餘りに買被り(四九四) 本邦風習の失(四九五) 外國を待つ畏懼に過ぐ(四九五) 戸口殷阜海防空疎(四九六) 魯英畏惡米に氣付かず(四九七)

一〇三 古賀侗菴の海防臆測(四) ..... 四九七

方便説もて開國論(四九七) 播恩教信説(四九八) 玄白對露意見に同じ(四九八) 百王一姓國體(四九九) 新世界電報の機(四九九) 英臥兒覆車の鑑(五〇〇) 北陸憂患の事(五〇一) 當時には一世卓越の見(五〇一) 少數覺醒の人(五〇一)

### 第十八章 開國氣運熟成の徴候 ..... 五〇三

一〇四 錢屋五兵衛(一) ..... 五〇三

海外接觸氣分(五〇三) 密貿易益々盛(五〇三) 五兵衛の密貿易(五〇四) 五



兵衛の青年期〔五〇四〕 松前貿易開始〔五〇五〕 五兵衛の持船〔五〇五〕 露船との密貿易〔五〇五〕 米船と密貿易〔五〇六〕 米國漂著説〔五〇六〕

一〇五 錢屋五兵衛(二) ..... 五〇七

米國に赴く〔五〇七〕 一僕を桑港に止む〔五〇七〕 あらゆる品の密貿易〔五〇八〕 公然秘密の密貿易〔五〇八〕 五兵衛失脚の原因〔五〇九〕 五兵衛獄死〔五〇九〕 財産〔五〇九〕 所有船舶〔五一二〕 散在財産は此外〔五一二〕 在倉庫の物品〔五一二〕 開國氣運代表者〔五一二〕

註 錢屋五兵衛の處刑に就き〔嘉永明治年間録〕..... 五一三

一〇六 家齊將軍と時代趨勢 ..... 五一四

家齊の一代〔五一四〕 子女の夥多〔五一五〕 互解要素の醗酵〔五一五〕 各藩自主權擴大傾向〔五一五〕 階級制度の弊害〔五一六〕 白蟻の付ける大殿堂〔五一六〕 結婚政策役立たず〔五一七〕 太平歡樂を専らにす〔五一七〕 能臣登用〔五一七〕 暗々互解氣運〔五一八〕

年表及人物概覽

其一年表 ..... 一一一—一四

其二 人物概覽 ..... 一五—五八

索引 ..... 一一—一三

挿入繪圖

- 一 徳川家齊畫像 ..... 卷首
- 一 大鹽平八郎舉兵檄文〔七一〕大鹽の檄文(一) ..... 三四二
- 一 シーボルト肖像〔八一〕シーボルト日本に来る ..... 三八九



近世日本 國民史 文政天保時代

蘇峰學人



第壹章 家齊將軍と其輔相

【一】 將軍家齊晩年の政治

大正十五年四月十六日、大森山王草堂の晴窓に於て、書き始む。

家齊中年以後、折角松平定信によりて振肅せられたる幕政も、將軍家齊の中年以後、漸く頹弛し來つた。家齊は固より暗愚の主ではなかつたが、亦た決して其の曾祖吉宗の

第一章 一 將軍家齊晩年の政治



如き、政治其物に熱中する政治家ではなかつた。彼の初政は、松平定信によりて、殆んど一切を施爲せられた。定信去りて後も、定信の推薦したる同僚松平信明、本多忠籌等在りて、守りて失ふなきを努めた。然も家齊の中年に至りては、彼は寧ろ自から泰平に沈酔し、歡樂に耽溺して、動もすれば田沼時代に逆轉せんとするの、傾向を生じ來つた。

水野忠成

惟ふに當時政權を専らにした水野忠成は、田沼意次程の手腕も、經綸も無つた。されど佞倖にして將軍に迎合するの術は、寧ろ田沼以上であつたと云はねばならぬ。

定信賢明英果、身を以て、匡濟の任に當る、其能く諸弊政を蕩滌して、以て海内上下の耳目を一新する者、其の功徳の卓偉たる、古今の希なる所也。…加の之松平信明、本多忠籌等、畫一遵行、軌度を誤らず、寛政、文化の政、秩叙繁然たる者、蓋亦人民の大幸と謂ふべし。何ぞ圖らん水野忠友出でて、西丸の老中となり、豊侈の潮、稍萌し。本多忠籌、加納久通等相踵で

文政以後の類藩

解去る者、或は其謂なさにあらざるのみ。忠友の子忠成に至ては、其の才幹人に超え、之を飾るに巧言令色を以てす。松平信明卒して後、制抑人なく、忠成獨り制財の任にあたる。遂に善く人主の意を迎合して、一世の大權を弄す。文政以後、殆んど別世の如し。是より後、上下相率て、賄賂公行し、小人の徒、私利是謀る者、相踵で起る。偏に通貨の改鑄を以て、濟窮の上策となす。紛々擾々、其の惡劣を極むるに至る。勢止むべからず。忠成獨り之を以て忠とし、地を増し、賞を受くる者、遙かに他の賢良諸老の上に出づ。同僚中一二之を憂ふる者あるも、亦善く之を退くることあたはず。文政より天保の初に至りては、天下の事殆んど憂患に堪へざるものあり。…そもく徳川氏の治、是に至りて二百年、文恬武嬉、太平の觀を極むと雖も、其實は衰頹、危亂の胚胎する所、皆此公五十餘年の間に在り。(徳川十五代史)

家齊の特

此論概して妥當だ。要するに家齊の特色と云ふ可きは、五十餘人の子女を持ち、之を諸親藩、外様、譜第の諸大名に分配し、或は其の封土の相續者となし、或



武門政治の極盛

家齊太政大臣

は其の御守殿（夫人）とし。徳川氏の勢力を、その方面に扶植したると。將軍の位に在る五十年の久しきに互り、坐ながら太政大臣の極官に躋りたるのみと云ふも、差支あるまい。而して生前太政大臣となりたるは、彼の外には只だ家康と秀忠のみ。然も家康は將軍職を秀忠に譲り、死に垂んとして賜はりたるもの。秀忠は恐れ多くも後水尾天皇の舅にして、明正天皇の外祖父なれば、是亦た其の理由がある。然も彼亦た將軍職を家光に譲りたる後であつた。家光は左大臣、綱吉は右大臣、吉宗亦た右大臣に止つた。然るに家齊は將軍在職中、太政大臣に叙任せられた。

源氏足利氏以來、軍職に在りて、太政官を兼ねる者は、獨り公而已。蓋し武門天下を平治する、是に至りて其の盛を極むと云ふ。「日本外史」

此の如く頼山陽が特筆したのも、自から深長なる意義がある。而して盛の極は衰の始めであることは、言外に領取せらるゝ。

文政十年三月十八日家齊は太政大臣に昇任し、其子内大臣家慶は、從一位に昇

る

仁孝天皇の詔書

叙せられた。

當時仁孝天皇より賜はりたる詔書は、乃ち左の如し。

詔りす。徳を旌さざれば則ち勸善の道缺く焉。賞を致ざれば則ち報功の典廢す矣。征夷大將軍源朝臣、武は四方を鎮め、文は萬方を覃む、久しく爪牙の職を守り、重く股肱の任を荷ふ。黎民鼓腹の樂み有りて、蠻夷猾夏の患無し。朝家益す安く、海宇彌よ平かなり。曩きには宮室を新らたにし、規模古に復す。交も政典を修め、祭祀廢を興す。其徳宏大、其功豐盛、已に武備の重職を極め、未だ文事の尊官を加へず。今や太政大臣に任じ、宣して左右近衛府生各一人、近衛四人、隨身兵仗を賜ふ焉。式に不績を表はし、普ねく天下に告げ、朕が意を知ら俾む。主者施行せよ。

然も恐れ多い言ながら、事實は上記に反對し、黎民腹を鼓つの樂み無くして、蠻夷は夏を猾るの患生じつゝあつた。



〔二〕松平信明(一)

松平定信の後継者

家齊の初政は、松平定信の政治であつたが、それを受け續ぎたるは、定信の推薦して同僚としたる、松平信明であつた。少くとも彼が在職の際は、將軍家齊も、餘りに我儘に募らず、従つて定信の定めたる規法も、さまで壞廢するに至らなかつた。松平伊豆守信明は、伊豆守信禮の長子、三河吉田の城主で、智慧伊豆と呼ばれたる、寛永より寛文にかけての賢相松平信綱の後だ。明和七年七月八歳にして相續し。安永六年三月、初めて將軍に見え、同年十二月從五位に叙し、代々の伊豆守を稱した。

天明四年十月奏者番となり、同八年二月側用人に進んだ。此れは固より定信の推薦による。而して同年四月、老中に擢んでられた。時に歳二十六。三十一歳の老中首位定信の同僚として、大いに其職に適したことは、云ふ迄もない。斯くて從四位となり、侍從に任じた。寛政五年七月、定信が勇退以後、彼は其の同

信明老中となる

信明の政

文化元年  
由解の理

僚の重なる一人として、其の道法を把持して失ふこと無つた。

彼は文化元年十二月、疾を以て職を解れたが、同三年五月復職して、老中の上座を命ぜられ、十四年八月廿九日五十五歳にて逝いた。されば彼が大政に參與する前後通じて二十八年に互つた。而して彼は能く將軍の驕慢に趨らんとするを牽掣して、甚しきに至らしめなかつた。彼恆に曰く、

凡そ政事は只だ何事も、おさへおさへて、惣じて事の出来ぬやう、物の多くならぬやうにすべし。されど此押ゆるに勞することなり。

と。彼は蕭何たる定信に對して、曹參であつた。所謂る守つて失ふなく、民以て寧一とは、彼の方針であつた。從て信明執政中は、天下は靜謐であつた。

彼が文化元年の末に職を解れたのは、疾の故と唱ふるも、それには別に理由がある。當時將軍の生父一橋治濟卿を、二の丸に移さんとしたるを、彼が直諫した爲めと云ふ説がある。當時二の丸を修繕し、やがて一橋卿移住の風説あり、二の丸へ渡しかけたる一橋、ふみはづしたら何と將軍。



信明侃諤の言

此の落首を見ても、當時の模様が判知る。されば信明侃諤の言、必らず將軍の耳に逆うたのであらう。然も此れが爲めに一橋卿も亦た、大いに其志を逞しくする譯には至らなかつた。是亦定信の遺法を、能く守つたものと云はればならぬ。

久田長考の識

當時一橋卿の寵臣久田縫殿頭長考なるものがあつた。もと縫殿助と稱し、一橋の側用人であつたが、本丸の小納戸となり、やがて一橋の家老となつたが、信明は彼を大目付に轉せしめた。此れは信明が深く慮る所あつた爲めだ。然るに縫殿頭は、其欲する所を逞しくする機會を失したから、遂に信明を讒した。此れが解職の動機となつたと云ふ説がある。而して縫殿頭は、若年寄立花出雲守種周と計りて、畫策する所あつたが、其謀破れ、文化二年十二月に至り、それ／＼處分せられた。即ち種周は免官、隱居の上蟄居、縫殿頭は官を奪ひ、小普請、其子孫太郎は寄合に貶せられた。而して其翌文化三年五月信明は、再び老中に任せられた。

信明老中の復任

信明の氣骨

五月四日、松平信明を召す。二十三日、松平信明、吉田より著府、二十五日老中に復任、老中の上座たり。將軍之を召て、親命委託する所あり。信明揮涙して退く。然れども恩遇、前に視れば、少しく衰へたりと云ふ。(徳川十五代史) 或は曰く、始め將軍が、其の生父一橋治済を、二の丸に迎へんとして、其事を信明に問ふや、信明黙然として、其旨を奉せず。之を問ふ再三に及ぶ、尙ほ黙して答へず。側用人平岡美濃守、其傍に在り、御請をも申し、將軍もや、氣色を損じたれども。信明はこの御請は申上がたし。已に大納言に躋られてさへ、十分の榮寵であると答へた。此に於て將軍は詞なく、起て奥へ入らんとしたが、側衆高井飛騨守、其裾を控へ、御挨拶／＼と申したれば、將軍は已むを得ず、よく／＼考慮す可しとの一言を残して去つた。(徳川太平記) 何れにしても松平信明は、決して諷りに將軍に迎合して、其の驕恣を助長するが如き、倖臣ではなかつた。彼は少くとも自己の所信を枉げざる、自信ある政治家だ。

所信に忠



【三】松平信明(二)

信明の消

松平信明は、何れかと云へば、積極的の經綸を、其の在職中には發揮しなかつた。何れかと云へば、寧ろ事無れかしの方針を以て、一貫した様だ。されば彼の推薦者であつた松平定信さへも、此點に於ては、聊か彼に就て遺憾を感じた様だ。松平定信の日記にも、

松平定信の評

此頃吉田の宰相(松平信明)も、段々病氣がよくなないと聞く。此人は才智も衆に勝れ、然も温厚なる質にて、誰も此人に向ひ合ふ者はあるまい。但だ老莊の道と云ふやうなことを好み、物の徹底す可き所を、少しく残し置く僻がある。當面の問題を、當るに従つて切つて除ける手際は豪いが、遠き慮りに於て少しく足らない。只だ此れが遺憾である。併し根本的に批評をすれば、残り多いことはあれども、今日の所、此人に勝る者はあるまい。若し此人を、其下に居て輔け、若しくは上に居て抑へる者があらば、珍らしき宰相の器で

對外策上  
信明の過

ある、實に完人は少い。

と、慨嘆の意を漏らしてゐる。(史學雜誌江戸幕府の有せし外國知識)而して定信の文政五年の日記の中には、

兎に角、外國の事は、後來必ず日本の重大なる憂ひとなるのである。故に之に對する措置は、もつと早くしなければならぬ。今ははや三十年も手後れになつた。此事に就ては、賢相と稱られたる吉田の宰相(松平信明)の罪いと深い。(同上)

信明死後  
の政治

と記してゐる。此れは信明を批難せんが爲めの言葉でなく、寧ろ外患の對策を講ずるの機會に於て、斯く云うたのだ。

併し信明の在職の際には、將軍家齊も、決して放恣にはならなかつた。彼は文政十四年八月二十九日、在職の儘、逝去した。而して未だ幾日をも經過せざるに、彼が在職中抑へて許可しなかつたものは、悉く實行せられた。乃ち中津藩主の奥平大膳大夫昌高は、九月朔に、溜詰を命ぜられた。彼は島津重豪の子に



諸侯の轉封

て、奥平家を嗣ぎ、將軍家齊の御臺所の弟なれば、其の請を容れて、文化十四年三月溜詰の格に進められ、尋で侍從に任せられたが。只管溜詰本席に昇せられんことを請はれたれども。溜間は時ありて重き政務の諮問に與ることあれば、身持の整はざる者は、容易に加はる可きにあらずとて、許されなかつたが、信明逝いて後、直に本席に進められた。

又同十四日陸奥國棚倉城主小笠原主殿頭長昌は、肥前國唐津へ、唐津城主水野和泉守忠邦は、遠江國濱松城へ、濱松城主井上河内守正甫は、棚倉へ轉封せしめられた。井上正甫は、去冬過失ありて、老中等其の轉封を議したが、信明はそれにも及ぶまじとて、百日の差控にて濟ました。然るに今や彼は濱松から棚倉に移された。小笠原長昌は、其の領地棚倉の邊鄙にして、國用大いに窮したが。當時羽振善き側衆申次林肥後守忠英の同族であつたから、其の縁故からして、豊饒の唐津に移された。而して水野忠邦は、九月十日寺社奉行に任ぜられ、水野忠成は信明の死する數日前、八月二十三日西丸側用人より老中格

信明の剛直

に進み、翌文政元年二月二十九日には、勝手掛となり、會計一切の全權を掌握するに至つた。是等は何れも信明の志でなかつたと推察せらる。

如何に松平信明が、剛直であつた乎は、當時側衆御用取次士岐豊前守朝旨は、將軍家齊の寵信厚く、老中以下皆な之を憚り、老中と雖も、初めて之に逢ふ時は、必ず此上宜敷と云ふ先例であつたが、信明獨り此言なく、且つ密かに贈遺する所なかつた。されば豊前守は、之を稱賛して、伊豆殿は、宰相中の宰相であると云うた。(徳川十五代史)

信明の賢

過し何年のことなりしや、予は在職の中、故豆州瑞龍院閣老にて時めきたるとき、別荘を深川小名木澤に經營して、土木の功盛なりと聞く。予が隱莊の園中、藤花に紫白の二つありて、各其花穂の長四尺にこえたり、花時は最賞觀に足れり。彼の豆州の經營に當りて、諸親戚より木石の贈ありと聞き、且予専ら青雲の志ありし時なりしかば、阿諛の意を以て、用人に就て、この兩種の藤花を贈らんことを謂ふ。豆州諾して且云ふ、直に夫丁をして移



さしめよとの予乃ち運び且つ植へしむ。予心中に念ふ、この如き奇花大樹、豆州の喜を擲すべしと。後日對客の日、豆州と接す。定てこれを厚謝すべしとするに、豆州一言なし。予堪へかね先日進上の藤はいかが、園中に植られしやと問ふ。其時豆州たゞ、忝なきとのみ答へて、又他言なし。予愕然退き出づ。今に至て思へば、豆州の賢賞すべく、予が愚嘆すべし。(甲子夜話)

此れは平戸藩主松浦靜山の懺悔話だ。要するに松平信明在職中は、家齊の治世も、寛政の初政を兎も角も維持した。其の甚だしさに至つたのは、實に文化の末から天保の始めにかけての事だ。

寛政初政の維持

### 〔四〕水野忠成(一)

忠成の父忠友

水野出羽守忠成に就て語らんには、先づ少しく其の養父水野出羽守忠友に就て、

一言する必要がある。水野忠友は、田沼意次殘黨の一人とも云ふ可き者だ。彼は明和五年十一月若年寄申付られ、勝手用掛を兼任した。安永六年四月側用人申付られ、二萬石の高に加増城主となり、同年十一月駿河國沼津城地を授與せられ、築城申し付られた。天明元年九月老中格に進み、側用人は是迄通り相勤むべき旨申付られた。而して同月又た勝手方申付られた。同五年正月加判に列した。而して田沼意次失脚の後、天明七年十二月勝手方免せられ、同年三月に至りて、加判の列を免せられた。

忠友の現金

彼が如何に現金の漢であつたかは、田沼意次全盛の時代には、其子を聲養子として、忠徳と名け、天明六年八月田沼意次罷めらるゝや、翌九月には離縁して、實家に差し戻した。

閑地に就

斯くて忠友は、定信執政の際には、閑地に退いてゐたが、定信去りて後、四年目、即ち寛政八年十一月再び出で、加判の列に就き、西の丸一將軍嗣子家慶一附となつた。斯くて享和二年九月十九日逝いた。其の養子が、出羽守忠成だ。



忠成の立身

忠成は旗本岡野肥前守知曉の二男だ。彼は水野勝五郎忠隣の養子となり、天明五年從五位下に叙し、大和守に任じたが、同六年十二月、更らに忠友の甥養子となり、享和二年十一月家督を相續し、出羽守と改めた。而して同月奏者番申付られ、同三年八月、寺社奉行加役申付られ、文化三年十月には若年寄に進み、同九年四月側用人となり、將軍家齊の嗣子家慶附となり。同十四年八月には老中格となり、文政元年二月には勝手用掛となり、同年八月には加判の列に進み、同四年十一月には勝手手向出精に付、一萬石加増せられた。而して同十二年十二月には、前同様の理由もて、重ねて一萬石加増せられた。而して天保五年二月に逝いた。享年七十一。

水野忠成は決して田沼程の手腕家でもなく、又た政策上何等の經綸もなく、抱負もなかつた。然も彼の迎合術に於ては、侮る可らざる腕前があり、彌縫、塗糊、一時の苟安を偷取するには、尋常ならざる技倆を持つてゐた。當時の附句に曰く、

忠成の塗糊術

水の出てもとの田沼となりける

と。如何にも能く穿つてゐる。寛政改革の政も、彼が執政となりて、其權を専らにする文政の頃は、殆んど全く逆轉して、其の弊を改むるに至つた。

そろ／＼と柳に移る水の影

此れは水野が柳澤の二の舞をなす徴候を諷したる句だ。然も彼は柳澤程の辣腕を持たなかつた。

將軍の寵

彼が如何に將軍の寵眷を忝くしたるかは、左記によりても、推察せらる。

谷を得

閣老水野羽州は、當時の寵眷並び無き人なり。この七月(文政八年)初旬、御座間にて命せられしと傳聞するは、

馬具下賜

御勝手向、年來出精、金銀吹替、御勝手取直しにも相成候間、何ぞ被下候思召之處、此度上京に付、御燈、並御紋付御鞍覆被下、上京旅中計にも無之、格別の家柄にも有之候に付、平常も相用候様可致候。

上京とは松平防州、石州濱田、新所司代の引渡として上らる、也。又格別の家



柄とは、傳通院(家康生母)御申緒の家なればなり。又聞く、七月廿八日より恩賜の鞍覆を牽馬にかけて用ひらると、又七夕の日より乗物も、腰黒に替りしと聞く。

忠成上京

又羽州上京の發途は、八月十八日、木曾路より入洛、所司代引渡のこと畢り、堺、奈良、伏見、伊勢等、奉行持の所々残らず巡見して、東海道を還り、沼津へ三日滯留、日程五十日ばかり、歸府十月に及ばんとぞ取沙汰す。信州松本も家の舊領なれば、先隴を拜すとて、是も立寄らると云ふ。沼津は廢城の再興にして、安永の始め、故羽州忠友閣老のとき、臺命ありて新築せしゆゑ、今の羽州は、家督直に御役に入りければ、此度が初入部なる可し。或人語る、羽州今度の恩賜は格外のことなり、謙遜せば、命の辱きを拜すれども、府内にては、用ひず、何ぞ御大禮等の式正に係りて、布衣、白丁着など、召具す可き節ばかりに、御紋鞍覆を用ひば、如何にも敬上の意も厚く見え、世人も奥床しく思ふらん。

格外恩賜

家柄

又この新命金銀吹替と云ことの入りを、有司の過なりと評する者あり。又家柄と云は、鎌倉、足利頃の舊家か、さも無きは御當家御血續の人をさす詞にて、外戚女縁を家柄と稱せられしは、珍しき一と云。且又これ迄遠きにせよ、近きにせよ、御血族なくて、御紋の武具を恩許ありしは、例無しと云ふことなり。(甲子夜話)

謙抑の道を知らず

以上は平戸藩主松浦靜山の所記にして、此の或人の説とは、自家の説か、左なくば彼の最も親密なる友人林述齋の説であらう。兎に角水野が將軍の寵眷を専らにし、毫も自から謙抑するの道を知らなかつたことは、當時の物議を醸したるに相違あるまい。上記は只だ其中の一事件たるに過ぎないであらう。

御馬具拜領、水野家由緒

御馬具拜領

出羽殿御馬具拜領の事は家柄に附て、永く御府内にて用ふべきとのよし、先月二十八日初て是を



水野家先

用ひらる。殊に此度上京、はれの用たるべし。彼家柄と申は先祖宇右衛門大夫忠政は尾州小川、三州刈屋等の城主にて、京都將軍の昔より古き大名なれば、其の贈大納言廣忠卿の室家と成せ給ひ、天文十一年十一月二十六日、三州岡崎城に於て神君を生せ給ひ、同十三年御離別、久松佐渡守俊勝へ再嫁、三男二女を産せらる。即今の松平隱岐守、松平越中守等の祖なり。慶長七年八月二十九日、京都二條の城に於て逝去、智恩院へ葬り奉る。後台命に依て、御遺骸を江戸小石川極樂山宗慶寺に移し、今の地に改葬して、傳通院殿尊譽光岳智光大禪定尼と稱し奉る。かゝる御外戚の御山緒を以て嫡流日向守勝成家は元禄十一年まで備後福山十萬石を領し、出羽殿家は、華人正忠恒代、享保十年迄信州松本七萬石を領しけるが、皆故有て家祿を減卻せらる。忠恒の子忠友、明和五年十一月五日五千石御加増、三州大濱一萬三千石となり、安永六年四月二十一日七千石御加増、二萬石、駿州沼津へ移り、天明元年九月十八日五千石御加増、二萬五千石、御側より老中格となり、同五年五月二十九日五千石御加増三萬石、老中に昇進せらる。今の出羽殿(忠成)は即故出羽殿の養子なり。此程の落首に「あたりには人もなし地の鞍鏡奏の御役目になつの口」(道聽塗説)

忠友の立身

〔五〕水野忠成(二)

忠成の政治

土方龜殿助の威福

水野忠成は、必らぶしも多大の野心があつたではなかつた。唯だ將軍に迎合して、其の信寵を固くし。其の門市の如く、大びらに賄賂を貪り、請托もて、其の政務を料理した。而して彼の老臣土方縫殿助亦た頗る威福を弄し、苟も水野に取り入らんとする者は、先づ土方に取り入るを捷徑とした。蓋し土方の水野に於ける、猶ほ井上伊織の田沼意次に於けるが如くして、更らに之に輪を掛けた程であつた。されば當時の人の説に、公方は忠成に背き給ふ能はず、忠成は土方に背く能はずと。そは忠成が水野忠友の跡を襲いだのは、土方が定策によつたからだ。(徳川太平記)

忠成上洛の際の土方等

この侯の老臣土方氏は、其父より權門の餘波を蒙りたる者にて、此行も旅装甚華奢なる由、従へたる山駕は、外を天鵞絨にて包み、内に曲祿の體なる者を設け、精巧を極めしとぞ。又乗馬も飾を専とし美觀を盡し、押懸も厚房



の如く見えしと。臺弓も同じく盛飾し、上纜は、緋縮緬にて、武用とは見え  
ず、祭禮の飾物など云ふべしと、人嘲りしと。又此人より自餘の人まで、何  
れも馬の尾袋は、縮緬を用ひ、紫色、松葉色、其外種々ありしと。又從行  
の駕籠の日覆は、何れも羅紗脊板の類と見ゆと、是亦見物せし者の語りき。

〔甲子夜話〕

忠成施設

此れは水野が、文政八年九月、中山道を経て上洛したる際の事だ。  
水野の執政たる、前後通じて十七年、其間に於て、彼の施設として見る可きも  
のは、家齊の子女をそれ／＼外様、譜代の諸大名に分配したるなどが、先づ著  
しきものであらう。其他増封とか、家格の昇進とか、恩貸とか、何れも増贖に  
よりて行はれた事は、當時に於ても公然の秘密であつた。

忠成取扱  
の諸家資  
格昇進

忠成 相位に在ること凡そ十七年。その間に取計らひし諸家の資格にあづか  
るものを擧ぐれば、越前家二萬石の増封、當將軍家の公子、越前家津山の養  
子（銀之助、齊民）五萬石の加封、因幡家（乙五郎、齊衆、因幡少將齊稷齊榮子）及び館

林家（徳之佐、松平右近將監武厚齊榮子）の養子、加州家在國の儘隠居、家督、富山  
加州連枝の侍従、大聖寺同上の十萬石、肥前の長刀、熊本の先箱、藤堂家、  
丹羽家の虎皮鞍覆、會津家の金紋先箱、酒井家、姫路の溜詰、松前家の舊領  
移封、その外長刀、二本槍を許されし家々若干あり。三家三卿以下、恩貸を  
得しが如きに至ては、一々數ふるに遑あらず。其内には眞の台旨、又は公儀  
に出しもあるべけれど、私調、請托に依りしも亦た少からざる可し。

〔徳川太平記〕

賄賂公行  
賄賂

尙ほ松浦靜山は、左の如く記してゐる。

或人賣藥の功能書を示す、最も奇藥にして、人或は其效驗を云者あり。唯寛

政丹（按ずるに松平定信の改革施設）の法今絶たるを歎ずるのみ。  
立身 昇進丸、大包金百兩、中包金五十兩、小包金十兩  
一 かね／＼心願を成就せんとおもふ事、此藥念を入用ゆべし。  
澤瀉 尤肥後の國製法にてよろし。



(頭註 澤瀉和名おもだか、其形家紋の如し。肥後の國製、又は上總の貝淵)

奥女丹 此ねり藥持藥に用ひ候へば、精力を失ふことなく、いつか功能あらはるゝなり。

(頭註 奥女丹の上、一本大の字有)

隱居散 この煎藥酒にて用ゆ。

(頭註 この散藥は酒を忌む。されど別煎に用ゆるか)

右の通御用ひ候て、縁談、滯府、拜借の外、定り候例なき事にて、即功神の如し。

右の註釋

林子(大學頭銜 逸齋)これを讀んで曰く、藥効書付も、此ま、御用ひたるべく奉存候。併今少しく頭書無レ之ては、後世に至り、とんと分らぬ書付にて、人々解しかね可申候。右林子の所云宜へなり。因て頭書は素より吾が爲し所なれば、一一其の首尾を露はす。

施政の罪魁

一 嚮きに寛政の際、白川侯越州(松平定信)吉田侯豆州(松平信明)大垣侯采女正(戸田氏敷)の輩、下ては參政其外の諸有司丹誠して、遂に人善政と稱す。然るに三十年一世とかや。今は其法制故に違ふ所多し、竊に嗟嘆する耳。  
一 澤瀉は今の權閥水野羽州の家紋なり。肥後國は託語、林肥後守を指す。亦今參政の權家、上總の貝淵は、その居邑の地。  
一 奥女丹とは、大奥の女中に手寄あれば、事の通ずること早しと云ふことなり。  
一 隱居散は、中野石翁をさす。されど此酒は嫌なり。然るに酒と云ふことは、宴にても設けて招く杯のことか、予もこの當りは不案内なり。(「甲子夜話」)如何に寛政の政治が、文政に致りて頽廢したるかは、之を以て知る可し。而して其の罪魁は、上に將軍家齊あり、下に閥老水野忠成ありと云ふを以て、公評とせねばなるまい。因みに云ふ、中野石翁は、將軍寵姫の父にして、是亦頗る威福を弄したる一人だ。



### 第二章 文政度の貨幣改鑄

#### 【六】 貳分判の新鑄

忠成の新貨鑄造

松平定信の政治は、利を興すよりも、害を除くにあつた。田沼意次の政治は、害には殆んど無頓著にて、唯だ利是れ興すにあつた。水野忠成に至りては、田沼程の企畫もなく、唯だ將軍の驕泰を助長して、一時を彌縫するにあつた。而して彼が功勞として、將軍より殊寵を被りたるは、専ら新貨を鑄造して、其の分合の差を以て、燒眉の急ある財政を救うた一事だ。

幕府の財政

寛政時代には、松平定信節儉の政治の結果、幕府の財政にも、若干の餘裕を生じ、其の寶庫には、若干の貯蓄も出て來つた。されど文化の末、文政の始に至りては、幕府の持病とも云ふ可き財政困難症に冒された。文化十四年には、勘定奉行服部伊賀守、古川山城守上書して、財計頗る困乏、當年暮の有金高

有金の減少

凡そ六十五萬八百六十餘兩に過ぎず。此れでは明年一切の支用を辨ずる能はざる旨を陳べた。

文化十四年の儉約

要するに寛政度の有金に比すれば、四十二萬八千九百兩を減じたと云ふ。而して閣老諸有司策の出づる所を知らず、翌年に至りて、遂ひに通貨通濟の下策に出づることとなつた。即ち元祿年間、幕府財政紊亂の例を開きたる、萩原重秀の故智を襲うたのだ。而して此れが水野忠成が、勝手掛（文政元年二月二十九日）となりたる第一の施設であつた。

四月晦日附にて、左の如く儉約履行を、御勘定奉行に令した。

一 近年引續御儉約被ニ仰付、就中去年申年（文化九年壬申）殿敷御省略被ニ仰付、御入用減方も有レ之候へ共、一體御勝手向御充實に無レ之候處、打續不時之御物入等も莫大にて、思召之外、未御繰合も不レ宜。此通にては、彌非常御備又は御家人御扶助等之御手支も難レ計、不ニ容易ニ事に付、猶又當寅年（文政元年）より來々辰年（文政三年）迄、三ヶ年之間、改めて御儉約被ニ仰出一候。



臨時入用  
勅差延差  
縁を命す

右檢約令  
の意義

右に付ては天明七未年以來相違 候 通 只今迄諸向油斷は無之候へ共、御  
 定 高有之候 逆も、臨時御入用之方にて相増候へば、御出高に於ては、御檢  
 約の詮無之候間、御定 高に不拘、銘々役所限之出精を以、御定 高を可  
 成丈相減 候 様取 計 假令御入用筋被ニ仰渡一候ても、差延可然分、又は  
 差略いたし 宜筋は、聊 無ニ遠慮、役所限之存 寄、評議之 趣、可被ニ申  
 上一候。尤 役所々々御入用減方法、勘辨いたし可被ニ申聞一候。惣て御政  
 事向に付、御差支無之ため之御檢約にて候得ば、下々之可及ニ難儀一品は、  
 御趣意に相背 候間、右之心得を以、御檢約行届 候 様、器量一杯に存込、  
 御爲 宜と存 候儀は、何ケ度も無ニ遠慮一申上候 様可被ニ致候。

此を以て、幕府が眞面目に檢約の政治を布くものと見るは、未だ其の眞相を看  
 破したものではない。畢竟如何に幕府財政が窮乏に陥り、その爲めに經費節減、  
 仕拂繰延を實行するの餘儀なきに至つたかを、反證するものとして、始めて其  
 の意義が分明だ。

新大に二  
分判を鑄  
る

幕府は更らに同時に於て、新たに貳分判を鑄ることとした。即ち眞字貳分判だ。

大目付え

一 此度世上通用之ため、貳歩判金新規吹立被ニ仰付一候間、右二歩判二つを  
 以、金壹兩之積り。尤 銀 錢とも、兩替小判一歩判同様之割合に相心得、取  
 交無レ滞可レ致ニ通用一候。

松平 信明在職 中にも、金銀座から、屢ば改貨の議を提出した。然も信明は持  
 重して之を許さず、且つ曰く、金銀を悪くして國用を濟ふは、國家の恥辱だ。  
 苟も官之を行はんと欲せば、瓦片でも通用せしむるを得可し。何んぞ改鑄す  
 るを須ひんやと。然も彼逆きて水野忠成 其 政 を執るに至り、改鑄の議は、  
 乃ち行はるゝに至つた。

二分判通  
用令

文政元年五月、いよく貳分判を通用せしむることを令した。

大目付え

一 此度世上通用之ため吹立被ニ仰付一候、貳分判金之儀、來月(六月)より通



用可致候。尤先達相觸候通、小判壹分判え取交、無ニ差別一取引爲レ致候條、通用差滯申間敷候事。

一 小判金之儀、年久敷相成、自然と瑕金等多く、世上難儀之趣相聞候付、追て及ニ沙汰一候迄は、五分以上之切れ金は勿論、其以下之瑕金にても無ニ差別、小判貳歩判、貳朱判取交、無代にて引替可レ遣候間、武家在町共、所持之ものは、來月十日より後藤三右衛門役所を始、別紙名前之者方え早々差出、引替可レ申候。尤五分以下之瑕金通用方においては、是迄之通に候間、心得違致間敷候事。

貳歩判切實の事

一 貳歩判切實之儀、壹歩判同様に相心得、不相當之儀致間敷旨、兩替屋どもへ申付候間、其旨可ニ相心得一候事。  
本町一丁目 後藤三右衛門役所  
駿河町 三井次郎右衛門  
本革屋町 三井次郎右衛門  
三谷三九郎

上横町 泉屋吉次郎  
室町三丁目 竹原屋文右衛門  
金吹町 播磨屋新右衛門  
堀留町一丁目 升屋源四郎  
大傳馬町 殿村屋佐五平  
此の如く貳分判新貨は、世上に通用せしむることとなつた。

【七】 金銀改鑄及び新貨の通用厲行

貳歩判通用に付き、文政元年九月には、左の町觸を發した。  
一 貳歩判通用之儀、小判壹分判え取交、無ニ差別一取引可レ致、切實之儀も、壹歩判同様に相心得、不相當之儀致間敷旨、兩替屋どもへ申渡置候處、



場所ばしよに寄より、切貨きりかに不お及はずりやうがへ候まり、兩替屋りやうかひやも有あり之これに相聞あひか候まり、小判こはん壹分いっぶん判はんえ取交とりかひ引致ひきし候まり、上うへは、分判ぶんぱん同様切貨どうがいきりかも取遣とりよ可べし致儀ちぎに付つき、相當さうたう之切貨のきりかを以取引もつてとりひ可べし致候まり。

此これは貳分判にぶんぱん通用つうようの爲ためめ、幕府ばくふからの布達ふたつの薬くすりが利きき過ぎすぎたる爲ためめ、更さらに之これを緩和くわんわ可べし、斯かく町觸まちふを下くだしたるものであらう。

尙なほ同年ごうねん十二月じふにがつには、

三奉行え

一 瑕金引替方あやかんのひかかたの之儀ぎ、先達せんたつて而相觸あひふ候まり、上うへ、小判こはん、貳分判にぶんぱん、壹分判いっぶんぱん、貳朱判にしゆはん、取交とりか無代むだいにて引替ひか遣は候まり、處ところ、以來いらい小判こはん、壹分判いっぶんぱん、貳朱判にしゆはんは不あ相渡あひわた、皆貳分判みなにぶんぱんを以もつて、是迄これまで之通のとおり、無代むだいにて瑕金引替あやかんのひか可べし遣間はな、右みぎ之趣のおもひ相心得あひか得え、後藤ごとう三右衛門さんゑもん役所やくじよを始はじめ、本兩替屋ほんりやうかひや三井次郎右衛門さんせいじらうゑもん、泉屋吉次郎いづみやきちらう、竹原屋文右衛門たけはらやぶんゑもん、播磨屋新右衛門はりまやにんゑもん、升屋源四郎まげやげんしじらう、殿村佐五平とのむらさけごへい、且かつ三谷三九郎方みやまさんくわんえ瑕金差出あやかんのさしだ、引替ひか可べし申候まり。

瑕金引替一切二分判を用ふ

文政三年新銀鑄造令

此これは貳分判にぶんぱんの通用つうようを、普通ふつぽんならしむる方便ほうべんであつたらう。

幕府ばくふは貳分判鑄造にぶんぱんちゆうぞうに味あじを覺おぼえ、更さらに新銀鑄造しんぎんちゆうぞうを企くだてた。文政三年六月ぶんせいさんねんむつき、左ひだりの令れいを發はつした。

新銀引替令

一 金銀きんぎん之儀のぎ、元文げんぶんの度吹替ふきか之儀のぎにて、小判こはん、壹分判いっぶんぱんは、先達せんたつてて吹直ふきなし被おほせ付つけ候まり、銀之儀ぎんのぎも、年としを経へ候まり、折銀せぎん、燒銀やげん、鑄銀ちゆうぎん、又は極印ごくいん相分あひぶん兼あ候まり、有あり之候間のこゝ、此度吹直このたびふきなし被おほせ付つけ候まり、兩替屋等りやうかひやらう是迄これまで之通のとおり相心得あひか得え無なし、滞可どまレ致いたす通用つうよう候まり、尤もつと右引替みぎひか日限等ひか之儀のぎは、追おつて可べし及おし沙汰さた候まり、而しかして七月しちがつに至いたりて、左ひだりの令れいを發はつした。

一 此度吹直このたびふきな被おほせ付つけ候まり、銀之儀ぎんのぎ、來きたる廿日にじふにちより追々おひ引替ひか可べし遣候まり、尤もつと有あり來きたり銀之儀ぎんのぎも、追おつて沙汰さたに及おび候まり、迄までは、新銀取交しんぎんとりか、取方渡とりかたわた方兩かた樣共らうに無なし、滞可どまレ致いたす通用つうよう上うへ納銀なつぎんも可べし爲なる同前どうぜん一事いじ。

一 引替銀ひか之儀のぎは、丁銀ちやうぎん、小玉銀こたまぎん之無なし差別さべつ、取交引替とりかひか可べし遣候まり、勿論もちろん折銀せぎん、燒鑄銀やげんちゆうぎん並ならび極印ごくいん相分あひぶん兼あ候まり、分ぶんとも、勝手次第かたてしだい第可だいし差出さしだ、是こゝ又また無なし差支さし一引替いっひか可べし遣候まり。

第二章 七 金銀改鑄及び新貨の通用履行



遣候條、來る廿日より、銀座を始、別紙名前之もの共方え差出し、引替可申事。

但丁銀差出し、小玉銀に引替、又は小玉銀差出し、丁銀に引替候儀も、勝手次第に候事。

一 武家其外とも、町人え相對にて申付、右名前之者共方え差出し、爲引替候儀も、勝手次第に候事。

一 引替に可差出、丁銀小玉銀とも、員數相知候事に候間、不貯置、段々引替可申候。若貯置不引替もの相知候は、吟味之上、急度可申付候事。

三河明壹丁目 島屋吉兵衛  
神田旅籠町 石川屋庄兵衛

本兩替町 十人組爲替御用取扱所  
田所町 井筒屋善次郎

引替ざる者の間

新鑄の利益

文政四年引替奉行

本文中「若し貯へ置き、引き替へざるもの相知候は、吟味の上急度申し付くべく候事」とあるを見れば、此の銀貨改鑄には、幕府も少からず利を占めたことが判知る。然るが故に舊銀貨と引き替に付、此の如く屬行的の意義を示したものであらう。

文政四年四月には、又左の如く令を發した。

一 去々卯年(文政二年)吹直し被仰出候小判、壹分判之儀、追々引替に罷成候處、江戸表之儀、近頃引替高相減候。尤有來小判一分判之儀も、追々御沙汰有之候上は、新金取交通用可致儀には候得共、銘々引替方等閑に致し置候ては、金吹直し被仰出候御趣意之程難貫候に付、町人共有來り金所持之分は、不貯置、去々卯年御觸之通、後藤三右衛門、其外引替御用相動候もの共方え差出、早々引替可申候。町人身元之儀は、夫



々風聞も相聽候に付、此上引替方等閑之儀も有之候はゞ、別段可及取調一候。勿論此度引替渡し候分は、夫々名前書出し候様可取計一候。

一 銀之儀も、去る辰年(文政三年)吹直し被仰付、追々新銀引替に罷成候處、是又近頃引替高相減候に付、前書同様相心得、町人共有來り銀所持之分は、不貯置、去る辰年(文政三年)御觸之通、銀座其外引替御用相勤候者共方え差出、早々引替可申候。引替方等閑之儀も有之候はゞ、別段可及取調、其外前書同様可取計一候。

交換履行

此の如く幕府は屢は制令を出して、新鑄の金銀貨を、在來の金銀貨と交換を履行す可く努力した。

【八】 貳朱銀の改鑄と一朱金の新鑄

更に新金銀引替令

文政四年五月には、更らに舊新金銀引換に付き、左の如く發令した。

大目付

一 新金銀吹立、追々出來に付き、古金銀所持之ものは、彌引替所に差出引替可申候。追て古金銀は、通用停止可被仰出候間、其旨兼て相心得不貯置、此節精出し引替可申候事。

一 江戸、京、大坂え國々より相廻し候諸商賣物拂代、古金銀を以て請取度旨相届候荷主も有之由相聞候。態々新金銀に引替可申處、右之次第不埒に候。江戸、京、大坂其外引替所相立有之、場所より、他國には新金銀を以て可相渡一事に候間、無差滞一取引可致候。畢竟遠國渡海等に於て、引替方手廻り兼候場所えは、いまだ新金銀不行渡一候に付、古金銀相望候儀に可有之候間、向後右様之場所は、御料は御代官、私領は領主、地頭より世話いたし、最寄引替所え差出、引替させ、國々一般に、新金銀行渡通用無滞様可致事。



人心尙舊

實に執著

文政六年  
二朱銀改鑄令

惟ふに人心は尙ほ舊金銀貨に執著し、新金銀貨を好まぬものがあつたから、斯く強制的とも云ふ可き命を下したものであらう。幕府は新貨の鑄造に味を覚え、文政六年二月二十日には、新に貳朱銀改鑄の令を發した。

大目付え

一 金銀之儀、先達て吹直被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候得共、貳朱判之儀、其儘被<sub>レ</sub>差置<sub>一</sub>候處、年來相立<sub>一</sub>候分には、手摺等にて、極印文字も消、相分兼、紛敷見<sub>一</sub>候。貳朱判も有<sub>レ</sub>之趣、相聞、此度吹直被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候。然る處、貳朱判目方重さ故、平日持運にも嵩張り、粗難儀之旨相聞、其上遠國へ遣<sub>一</sub>候には、猶更之儀、依<sub>レ</sub>之此度は壹枚に付、目方七分充相減し、吹直申付<sub>一</sub>候間、兩替等は迄之通、相心得、無<sub>レ</sub>滯通用可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>候。尤右引替日限等之儀は、追て可<sub>レ</sub>及<sub>一</sub>沙汰<sub>一</sub>事。

二朱銀引替令

斯くて三月に至りて、左の如く令を發した。

大目付え

一 此度吹直被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候、貳朱判之儀、來る廿一日より、追々引替可<sub>レ</sub>遣<sub>一</sub>候。尤有來貳朱判之儀も、追て及<sub>一</sub>沙汰<sub>一</sub>候迄は、新貳朱判取交、請取方、渡方、兩替共に無<sub>レ</sub>滯、可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>通用、上納之儀も可<sub>レ</sub>爲<sub>一</sub>同前<sub>一</sub>事。

一 引替貳朱判之儀は、燒貳朱判並極印相分兼候、分共差出<sub>一</sub>次第、引替可<sub>レ</sub>遣<sub>一</sub>候條、來る廿一日より銀座を始、別紙名前之者共方え差出、引替可<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>事。

一 武家其外共、町人え相對にて申付、右名前之者共方え差出、爲<sub>一</sub>引替<sub>一</sub>候儀も勝手次第に<sub>一</sub>候事。

一 引替可<sub>レ</sub>差出<sub>一</sub>貳朱判員數相知<sub>一</sub>候事、候間、貯置不<sub>レ</sub>申、段々引替可<sub>レ</sub>申候。若貯置不<sub>レ</sub>引替<sub>一</sub>者、相知候はゞ、吟味之上、急度可<sub>レ</sub>申付<sub>一</sub>候事。

右之趣、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相觸<sub>一</sub>候。

彌敷町 銀座



駿河町 三井組爲替御用取扱所  
 本兩替町 十人組爲替御用取扱所  
 上旗町 泉屋吉次郎  
 室町一丁目 竹原屋又右衛門  
 金吹町 播磨屋新右衛門  
 堀留町一丁目 升屋源四郎  
 大傳馬町一丁目 殿村佐五平  
 田所町 井筒屋善次郎  
 以上

一 金銀吹直に付、古金銀通用之儀、來西二月迄之内、只今迄之通、新金銀  
 と一様に可致ニ通用一候。其以後は、古金銀通用停止たるべく候間、古金銀  
 所持之者は、無ニ油斷一早令引替可申候。尤御料は御代官、私領は領主、  
 地頭より申付、遠國に至るまで、不殘様に引替させ可申候。若遠國並渡

古金銀通用停止

一朱金鑄

海等にて、引替方不都合之場所は、御代官、領主、地頭にて、彌世話いた  
 し、最寄引替所え爲ニ差出一候様可致候。  
 而して同年五月に至りては、更らに新たに壹朱金を鑄造した。  
 一 此度世上通用之ため、壹朱之歩判金、新規吹立被ニ仰付一候間、右歩判十  
 六を以て金壹兩之積り。尤銀錢共兩替、小判、貳歩判、壹分判、貳朱判、  
 同様之割合に相心得、取交無滯可致ニ通用一候。  
 此の如く改鑄やら、新鑄やら、盛んに行はれ。之によりて財政の陥缺を補填す  
 可く、施行せられた。

【九】 舊新貨幣の引換

新鑄の一朱判は、愈よ文政七年七月二日より通用を始めた。

新鑄一朱判通用令



一 此度世上通用之ため、吹立被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候壹朱判之儀、七月二日より可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>通用<sub>一</sub>候。尤<sub>レ</sub>先達<sub>レ</sub>相觸<sub>一</sub>候通、小判、貳步判、壹步判、貳朱判等、取交<sub>二</sub>無<sub>一</sub>差別、取引爲<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>候條、通用<sub>二</sub>差<sub>一</sub>滯<sub>一</sub>申間敷<sub>一</sub>候事。

一 壹朱判通用之ため、江戸、京、大阪、其外在々にて、是迄吹直<sub>レ</sub>金銀引替<sub>一</sub>御用勤<sub>一</sub>居<sub>一</sub>候者共え申付、引替方爲<sub>二</sub>取計<sub>一</sub>候間、壹朱判望<sub>レ</sub>之者は、右引替<sub>一</sub>御用勤<sub>一</sub>居<sub>一</sub>候者共之内え申<sub>レ</sub>込、古金又は吹直<sub>レ</sub>金、貳步判、貳朱判等を以<sub>レ</sub>て、勝手次第引替、遠國先々迄も、通用方差支<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>之様、取計<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>事。

一 壹朱判兩替に付、切賃之儀、貳步判、壹步判、貳朱判、同様相心得、取<sub>一</sub>遣可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>事。

尙ほ右壹朱金を、普遍的に流通せしむ可<sub>レ</sub>く、同年閏八月には、更らに左の令を發<sub>一</sub>した。

大目付え

一 古金銀引替之儀、國々之内には、最寄引替所迄、道法相隔り<sub>一</sub>候場所も

引替旅費  
給與令

旅費歩合

幕府の利  
益甚大

有<sub>レ</sub>之、又は遠國より態々金銀座え持越、引替<sub>一</sub>候者も有<sub>レ</sub>之候處、右體遠路<sub>一</sub>之處、一度に金銀高多く差<sub>一</sub>出<sub>一</sub>候ては、道中持送<sub>レ</sub>之入用も相懸<sub>一</sub>候に付、<sub>一</sub>あ<sub>一</sub>のづから、金銀高見計、幾度にも差<sub>一</sub>出<sub>一</sub>候様可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候。古金銀通用之儀、先達<sub>一</sub>て相觸<sub>一</sub>候通、來<sub>一</sub>酉(文政八年)二月迄にて、停止<sub>一</sub>之事に候得ば、向後古<sub>一</sub>金銀差<sub>一</sub>出<sub>一</sub>候もの住所より、金銀座並<sub>一</sub>其最寄引替所え道法五里餘<sub>一</sub>相隔<sub>一</sub>金銀高一度に金五百兩、銀は拾貫目以上差<sub>一</sub>出<sub>一</sub>候者えは、里數一里往返分金<sub>一</sub>百兩に付、銀五分づ、銀壹貫目に付、銀三分宛之割合を以<sub>レ</sub>て、里數金銀高に<sub>一</sub>應<sub>一</sub>じ、諸入用被<sub>レ</sub>下<sub>一</sub>候筈に候間、御料は御代官、私領は領主、地頭にて、<sub>一</sub>右<sub>一</sub>諸入用相<sub>一</sub>願<sub>一</sub>候者取調、江戸金銀座銀座え申<sub>一</sub>立<sub>一</sub>候様可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>候。若<sub>一</sub>當人又<sub>一</sub>は其身寄を以<sub>レ</sub>て、直に金銀座え申<sub>一</sub>立<sub>一</sub>度旨申<sub>一</sub>候は、其通爲<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>候ても、不<sub>一</sub>苦<sub>一</sub>候間、いづれにも、厚<sub>一</sub>く世話いたし、古金銀所持<sub>一</sub>之ものは、早々爲<sub>二</sub>引<sub>一</sub>替<sub>一</sub>候様可<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>候。

此の如く新貨と舊貨との交換に便宜を興へ、是非共新貨の流通を全國に、殊に



都會のみならず、遠隔の地に及ぼさんとしたるを見れば、如何に此の引換が、幕府に取りて、利益あるかと推察するに足る。而して文政八年三月には、

大目付え

更に一朱判通用區

一 壹朱判之儀、御年貢並諸向上納金は勿論、諸問屋拂、諸家爲替納、且遠國爲替等之儀も、壹朱判受取可申候。尤皆壹朱判にても勝手次第に候間、彌世上通用差滞申間敷候。

引替期限の延長

更に同年七月には、  
一 古金銀通用之儀、當八月より彌停止たるべく候間、無油斷引替に差出可申、當二月相觸候處、今以引替殘有之趣に付、猶又戊年(文政九年)二月迄、是迄之通、古金銀通用致し、三月より停止たるべく候。尤遠國等之引替方、御料は御代官、私領は領主、地頭にて世話いたし、引替させ候様にと、先達て追々相觸候通、此上急度世話いたし、來戊年(文政九年)二月迄に、不殘引替させ候様可致候。

更に引替強行令

更に文政九年十二月に至り、左の如く令を發した。

一 古金銀通用之儀、當二月相觸候通、來亥二月より、彌通用停止候間、停止以後、堅く通用いたす間敷候事。

一 古式朱判之儀も、近々通用停止可被仰出候條、古式朱判所持之者は、此節精出し、引替所え差出可申候事。

一 古金銀通用停止以後も、遠國其外無據引替殘、古金銀も有之哉に付、引替所之儀、古式朱判通用中は、先是迄之通被差置候間、古金銀所持之ものは、早々差出引替可申候。若停止以後、古金銀通用致候歟、又は古金銀貯置、不引替もの於有之は、吟味之上、急度可申付候。

水野忠成の寵榮

上記の如く新舊貨幣引換には、繰り返し命令を下して、其の徹底をつとめた。此れと同時に、御勝手掛水野出羽守忠成は、此の新貨鑄造一件にて、實に身に餘る寵榮を累ね來つた。即ち文政八年二月九日には、將軍家齊は、水野忠成の大川筋の別邸に臨んだ。それは近例無き爲め、水戸家の小梅邸に臨み、便道



御通り抜けの名儀を以てした。同年七月九日には、あまのこ 鑑及び葵紋の鞍覆を賜はつた。此れは當時に於ては、希有の面目であつた。文政十年三月廿五日には、金銀改鑄の功にて時服を賜はつた。而して此れより先き文政四年十一月十一日には、勝手向、出精致し候との儀にて、一萬石の加増を受け、又た同十二年十二月十六日、同様の儀にて、更らに一萬石の加増を受けた。而して是れ皆な財政の、遣り繰り上の功勞を賞したものであるが、其の手品の種は、金銀貨幣改鑄、若しくは新鑄であつたことは、固より云ふ迄もない事だ。

### 金銀通用之事

文政二歩判金

文政元年戊寅六月、二歩判金を鑄る、二枚を以て金一兩に換ふ。世に是を眞字二歩判といふ。天保六年乙未十月通用止む。凡十八年。  
 文政二年乙卯九月、小判金一步判金を改む。是を文政金といふ。天保十三年壬寅八月通用止む。凡二十四年。  
 按に凡改貨の事は、金銀共、同時に改めらるゝ事先格なり。是金銀の品位輕重、適當を欲すれば

新文字銀

也。寶永の度萩原近江守、屢々私に銀位を改め其當を失ひ、天下惡幣に苦しめり。是一つ乾金は一時止むべからざるの權法に出で、其説前に論ずることくなれ共、其當を失へる一なり。是二つ明和の五匁銀なり。同二朱銀なり。文政の二歩判金は五つ金銀を關て、ひとり小判一步判のみに改められし事、古規に違へりといへども、其品位輕重、適當の法を失へる事既に久しければ、今更いふべきにあらず。但し其事を奉れる輩、注意の基く所を知らず、政本を亂し、後世を謬つ事、實に歎すべき事なり。  
 文政三年庚辰七月通用銀を改む。是を辨文字銀、又新文字銀といふ。從來の文字銀を眞文字銀、又古文字銀といふ。天保十三年壬寅八月通用止む。凡二十三年。  
 文政七年甲申三月、二朱銀を改鑄す。從來の二朱銀に對して、新二朱銀といふ。天保十三年壬寅八月通用止む。凡十九年。  
 文政七年甲申七月、一朱金を鑄る。天保二年庚子十月に至り通用止む。凡十七年。文政十一年戊子十一月二歩判金を改鑄す。是を草字二歩判といふ。從來の二歩判を眞字二歩判といふ。天保十三年壬寅八月通用止む。凡十五年。文政十二年己丑七月一朱銀を鑄る。十六枚を以て金一兩に換ふ。天保十三年壬寅八月通用止む。凡十四年。(貨幣秘録)



【一〇】金銀貨幣の複雑

文政十一年九月には、更らに左の如く令を發した。

文政十一年引替殿令

三奉行え

一 古金銀之儀、追々新金銀に引替候得共、未相殘分餘程有之趣に候。無程引替所相止候は、不都合之儀も可有之候條、只今之内、古金銀貳朱判とも精出し引替可申候。若貯置不引替もの相知候は、古金銀取上急度可申付候間、御代官、領主、地頭にても、随分遠く穿鑿、遠國渡海等に、引替方不都合之場所は、彌世話いたし、最寄引替所え差出、引替させ候様可被致候。

幕府の願通努力

此の如く屢々新舊貨幣引替に付て、幕府が督勵したるを見れば、如何に新貨流通に付き、努力したことが思ひやらる。同年十一月には更らに又た左の如く令を發した。

草字二歩判新鑄

三奉行え

一 貳歩判金之儀、世上通用不足之由相聞候間、此度吹増被仰付候。然る處、是迄之貳歩判は、金座極印之文字眞字に候處、此度より小判貳歩判同様草字に相直し候筈候間、其旨相心得、是迄之貳歩判と無差別一取引いたし、通用差滞り申問敷候。

文政十一年儉約制令

一 近年引替御儉約被仰出候得とも、累年御入用も相増、御縁邊向御慶事、其外御普請御修復等にて、不時之御用途相重り候に付、去る申年(文政七年)より當子年(文政十一年)迄、嚴敷御省略有之候處、彼是不時之御物入莫大にて、御用途差滞、御勝手向御縁合不レ被二行届一候。依レ之、來丑年(文政十二年)より巳年(天保四年)迄五ヶ年之間、猶又御儉約被仰出候間、諸事去る末年(文政六年)被仰出候通可被二心得一候。右年限中は、勝手向難澁等之申立は勿論、不依ニ何事ニ無據申立を以て、拜借相願候共、被レ及ニ御沙汰一問敷候間、右に準じ、總て臨時御入用に拘り候諸願筋は被二差控一而々に

第二章 一〇 金銀貨幣の複雑



儉約令の  
政略的意

も彌儉約相用候様可被致候  
此の儉約なるものは、幕府としては、從來の慣例である諸儀式上の出費を減じ、若しくは大身、旗本等よりの、拜借金を拒絶する口實を作る迄にして、將軍彼自身に於ては、未だ必らずしも自から儉約を實行したものでなかつた。而して大名の諸藩に於ける儉約令の如きは、冥加米金を其の士民より誅求するの、口實に過ぎなかつたことが多くの例であつた。されば儉約令の發布は、必らずしも善政でもなく、又た善政の結果でもなかつた。否な悪政の結果、餘儀なく儉約令を發し、而して其の儉約令それ自身が、又た悪政であつたことは、決して稀有ではなかつた。

文政十二年六月には、更らに左の如く令を發した。

一 此度世上通用のため、南錄上銀を以、壹朱之歩判吹立被二仰付一候間、右歩判十六を以、金壹兩之積。尤銀錢共、兩替貳朱判同様に相心得、是迄之壹朱判に取交可致二通用一候。右南錄壹朱銀之儀、金と同様通用のため、

南錄上銀  
を以て一  
朱判吹立

被二仰付一候間、無レ滞可致二通用一候。

大目付え

一 貳歩判金通用不足之由に付、去子年(文政十一年)より追々吹増被二仰付一候。然る處、右吹増之分は、先達て相觸候通、小判壹分判同様に金座極印之文字草字に相直し、是迄之貳分判取交通用いたし候得共、後年に至り、極印兩様に、紛敷儀も可有之に付、今度不殘草字に相直し候筈候間、眞字極印之貳歩判所持之ものは、江戸、京、大坂、其外在々にて、當時吹直金引替御用動居候もの共之内え差出し、引替可申候。尤引替相濟候迄は、是迄之通、眞字之貳歩判取交無レ滞可致二通用一事。

一 右引替金之儀、草字之貳歩判は勿論、小判、貳歩判、壹朱判等を以、引替可致候。燒貳歩判にても、眞字之極印相分候分は、差出次第、無代にて引替可致候條、其旨相心得、早々引替候様可致事。

而して天保三年十月二日に至り、更らに貳朱金通用を令した。

二歩判を  
全部草字  
とす

天保三年  
貳朱金通  
用令



御勘定奉行え

一 此度世上通用之ため、貳朱之歩判金吹立被<sub>レ</sub>仰付一候間、右歩判八つを以<sub>テ</sub>金壹兩之積<sub>〇</sub>尤銀錢とも兩替、小判、貳歩判、壹歩判、壹朱判同様の割合に相心得、是迄之貳朱金に取交無<sub>レ</sub>滞可<sub>レ</sub>致ニ通用一候<sub>〇</sub>右之通國々えも可<sub>レ</sub>觸知一者也<sub>〇</sub>

世上景氣  
追々良好

此の如く金銀貨幣の種類が、益々複雑となつて來た。併し通貨の膨脹と與に、世上の景氣が追々とついて來たことは、是亦た必然の結果であつた。

【二】改鑄新鑄に就て幕府の利得

日用の不  
便

如何に貨幣が複雑となりて、日用に不便多かつたかは、左記を見ても、其の一斑を知る可し。

數品の増  
加

我等少年の頃は、小判、小粒、南鐐の外に、通用貨幣なし<sub>〇</sub>（原註 大判丁銀は、平日通用するものにあらず）故に甚だ簡易にして、極めて知易かりしが、文政の比に、二分金を鑄しより、金銀吹替ありて、今は中々に、其の數品の殖へ行き、うるさき迄に至りぬ。南鐐の鐐の字は、銀の美なる者なりと字書に見へて、最上銀の名なり。二分金の出來し始に、其大さ粗ば南鐐の大さに近く、唯色に黄白の差あるのみなりしかば、「貳朱やりて座頭貳分ほど禮をいひ」と云ふ川柳出來たり<sub>〇</sub>（原註 此時南鐐吹替ありて、形小く成りし故、陰に譏諷を含みたるなり。）

南鐐改鑄  
に由る幕  
府の利得

是にて元金銀の形を知るべし<sub>〇</sub>（喜多村香城、五月兩草紙）抑も此の南鐐は、明和九年九月創鑄したるものにて、其の重量は、二匁七分五厘と云ふ。然るに文政七年二月に至りて、嵩張りて、遠方に持ち運ぶに困難であるとの口實を設け、其の七分を減じた。此れが前記の新南鐐だ。即ち川柳の座頭が二分金と誤認したるものだ。此れは「以南鐐八片一換ニ小判壹兩」と、其の貨幣の表面に鑄出してある。而して其の量は、正しく二匁〇五厘ある可き筈



品質改悪

であるが、其重は二匁であつた。即ち七分五厘だけは、改鑄の爲めに、贏けたものと云はねばならぬ。幕府の改鑄や新鑄は、其の量目を減じたばかりでなく、其の品質を悪しくした。例せば文政二年六月の發令に、

大目付え

一 世上通用之ため、去寅年(文政元年)貳分判吹立被ニ仰付、且は小判瑕金多、難儀之趣に付、追々引替させ候得共、今以 瑕金有之、畢竟元文之度、吹替之儘にて、此上年を経候に隨ひ、彌 瑕金も多く相成、際限も無之儀、世上之難儀のために吹直し被ニ仰付候。壹分判之儀も、年久敷相成、座方之極印分り兼候も有之に付、是亦同様吹直させ候間、兩替等是迄之通に相心得、無レ滯可レ致ニ通用一候。尤右引替日限等之儀は、追て可レ及ニ沙汰一候。

と令し。而して同年九月二十八日に至りては、

一 此度吹直被ニ仰付候、小判、壹分判之儀、來る廿日より追々引替可レ遣候。尤有來小判壹分判之儀も、追て及ニ沙汰一候迄は、新金取交請取方兩替ともに無レ滯可レ致ニ通用、上納金も可レ爲ニ同前一事。

一 引替に可ニ差出一小判、壹分判共、員數相知候事に候間、貯置不レ申段々引替可レ申、若貯置引替ざるもの相知れ候は、吟味之上、急度可ニ申付一事。

弊政中の

とある。然るに幕府御代官 羽田正見は、其著貨幣通考に於て、此事に付き、左の説をなしてゐる。  
按ずるに此金重、元文之舊に仍り、猶毎兩三匁五分、分判准之。年を歴敷識漫減瑕玷多き等の言を飾り、金料を減じ官吏を規せし也。元文より以來八十餘年、久しき後改鑄の事あり。世に傳 執政水野侯(田羽守忠成)專決に出と、弊政中の弊政也。是金を文政金と云ふ。

幕府の利益

と。されば其の弊は單に貨幣を濫鑄して、通貨を複雑ならしめたばかりでなく、



田目納

銀座の利益金上納

或は其の金銀の量目を減じ、或は其の品質を劣惡にし、以て其利を幕府に掠めたのである。其の利益の總高に就ては、今更精確に計上し難きも、左記によりて推測せば、其の概念を得るに庶幾からん歟。

古金の改鑄に際して、貨幣鑄造に要する諸入費歩一金、其他一切の工業費を去り、過剰する金を政府に納むるを田目納と云ひ、文政以來は、之を利益金と云へり。曾て二歩判三千三百八十兩餘を改鑄して、四百九十兩の益金を得たりと云ふ。即ち一千兩に對し、百五十兩の割(二割五分)の利益ありしなり。

元祿八年より、同十六年迄に、銀座より納めたる金銀貨幣改鑄の利益金、凡五百萬兩なりと云ふ。(鑄化圖録)

此の如く改鑄の利益の莫大であつたことは、推して知る可し。

銀座に於ても、田目と稱し、銀貨幣改鑄の利益を、政府へ上納したる事ありたり。即左の如し。

一 金六拾萬七百兩餘

但 文政三年六月より同九年十一月迄通用銀吹直 益金

一 貳朱銀九十三萬兩

但 文政七年五月より同九年十一月迄通用銀吹直 益金〔同上〕

斯る次第なれば、世の中が迷惑する丈、それ丈、幕府には利得が多かつたことと思はる。



### 第三章 仙石騷動

#### 【二】幕府時代に於けるお家騷動

二個の見  
逃し難き  
現象

徳川幕府の始終を通じて、二個の見逃し難き現象がある。其一はお家騷動であり、他の一は百姓一揆である。而して兩者共に訴訟、若しくは直訴の形式も出て来り、萬已むを得ざるに際して、直接行動の一揆となり、若しくは双傷となる。要するにお家騷動は、大名の家族中の出来事、若しくは重なる家臣と、家臣との間に於ける出来事、若しくは家臣對藩主、領主との間に於ける出来事だ。

徳川時代に於ては、家が本位である。されば苟も問題と云ふ問題が、家を對象として出で来るは、決して不思議はない。例せば栗山大膳對黒田忠之の如きは、重臣が其の藩主を訴へた一例だ。此れは寛永十癸酉年二月、筑後黒田家

黒田騷動

伊達騷動

の家老二萬三千石の自身、朝倉左右良の城主黒田家草創の功臣、栗山備後利安の男栗山大膳利章が、其の藩主黒田右衛門佐忠之の罪状を歴擧して、幕府に訴へたが、幕府は兩者を對審の上、大膳を奥州南部に配流した。

又た人口に膾炙したる伊達騷動は、寛文十一年伊達陸奥守綱村の家臣伊達安藝宗重が、綱村の後見伊達兵部少輔宗勝、及び原田甲斐等を訴へたるもの。宗勝は伊達政宗の末子にして、其子は當時の大老酒井忠清の婿であり。然も伊達宗重は宗勝の罪入條を數へて、之を幕府に訴へた。幕府は原田甲斐、柴田外記を召して審問し、更らに古内志摩を召して審問す。志摩の所言、外記の語る所と一致し、宗勝、甲斐等の罪状稍露はる。二月廿七日、酒井忠清邸に於て、諸役人列座、逐一審問す。甲斐の辭彌上屈す。事既に畢りて、重ねて審問ある可しとて申渡し、退出の際、突然甲斐宗重に切て掛る。宗重斃る。甲斐又た進んで奥に入らんとして、町奉行島田出雲守忠政の爲めに斫られて死す。而して四月三日、伊達宗勝は、山内忠昌に預けられ、其子市正宗興は、小笠原忠雄に預けら



越後騒動

る。而して五月二十八日、伊達宗勝が所領を、本家に還附した。又た延寶年間(一六九一—一七〇一)に於ける越後騒動は、既記の通りである。(参照 元祿時代政治第六、七) 即ち越後高田の領主松平光長の重臣小栗美作對永見大藏、萩田主馬等の葛藤にして、遂に將軍綱吉の親裁により、美作と其子大六は、自殺を命ぜられ、大藏、主馬等は遠島に、而して光長は改易せられて、其の封土を失うた。

加賀騒動

又た加賀騒動や、秋田騒動も、著明なる事件だ。加賀騒動の張本人は、大槻傳藏朝元だ。彼は藩主前田吉徳の居間坊主であつたが、長じて藩政を執り、大いに威福を専らにした。世傳では彼が藩主吉徳を弑したとあるが、果して然るや否やを詳にしない。又た吉徳の妾眞如院鍋木氏と通じたとあるが、此れは或は然らんとの説がある。彼は足輕の子にして、三千八百五十石の大身となつた。而して延享四年十二月、四十五歳にして、流刑に處せられ、寛延元年四月配所越中五ヶ山祖山村に於て自殺した。此の事件は、加賀に於ては、重大であつたが、遂に幕府へは持ち出すに及ばずして、事済んだ。

秋田騒動

秋田騒動は、全く家督争ひが、其の原因をなしてゐる。佐竹義宣常陸より秋田に移り封せられ、第二世義隆、第三世義處、其の嫡子義苗早世し、三男義格第四世となり、五世義岑は義格の叔父壹岐守義長の子だ。義岑嗣子なく、支封式部少輔義都の男義堅を養子としたが、義堅早世したれば、義堅の子第六世となつた。而して其の内訌は、實に義堅迎立の際に始つた。義岑の宗家を繼ぐや、壹岐守家より入りたれば、其の嗣を求むる亦た生家に於てす可きであつたが、彼は之を式部少輔家に求め、此れが爲めに兩支封間の反目となり、重臣間の軋轢となり、遂に義眞を毒殺するに至つた。而して重臣戸村十太夫等は、壹岐守家を扶け、重臣山村助八郎等は式部少輔家を援け、戸村勝ちて山村破れ、其の一段落を告げた。斯るお家騒動の類は、尙ほ澤山ある。若し仔細に吟味せば、何れの大名でも、殆んど多少に限らず、斯る騒動、若しくはそれに類似の事無きは無つた。何となれば是れ殆んど幕府の制度その物が、斯るお家騒動を起さしむ可き、仕組と

お家騒動と封建制度



なつてゐたからだ。病氣の生ずるには、必ず生ず可き理由がある。お家騒動と、封建制度とは、殆んど分離す可らざる至密、至緊の干係がある。家名萬能の世の中には、之を以て競争の目標と爲すも、苟とに止む可らざる勢である。

【三】 仙石騒動の發端

仙石左京の専恣

茲にお家騒動の一として、少しく語らんとするは、仙石騒動だ。此れは天保年間、但馬出石の城主仙石家に於ける事件だ。當時仙石家の主道之助は、幼弱にして其の同族の家老職仙石左京、其の家政を専らにした。而して其の同僚荒木玄蕃を始め、苟も左京の意に隨はざるものは、或は其職を奪ひ、或は其祿を削りて放逐した。而して左京は其の子の妻に、寄合松平主税の女を娶り、其の縁を辿りて、宿老松平周防守康任の許にも出入し、過當の賄賂をもて、其の嬖

近となつた。

神谷轉の國元召喚

當時仙石家の士に神谷轉なる者があつた。彼は同族仙石彌三郎の借人となり、其の用人を勤めて江戸に在つた。左京が宿老の許にまで立ち入りて、其の威勢追々と増長する旨を、憂慮の餘、之を勝手役河野瀨兵衛に告げ遣つた。瀨兵衛は更らに之を年寄の某に告げ、遂ひに其言が左京の黨類に漏れたれば、左京は之を聞き大いに驚き、急ぎ他事に托して、瀨兵衛の罪を誣ひて、即日禁獄を命じ、嚴しく責め問うた結果、其の神谷轉よりの報道なるを知り、此に於て轉を國元に召喚することとした。

轉の出奔

然るに轉は其命を受取るや、其禍の身に及ぶを察し、その夜出奔した。此に於て左京は、轉の兄神谷七五三を呼出し、轉を尋ね出す可きを命じ、尙ほ江戸へも其趣を通じて、轉の行方を搜索せしめた。

轉の就捕

神谷轉は仙石邸を逃亡し、麻布六軒家なる柔術の師範澁川伴五郎の周旋にて、下總の國小金の一月寺に投じて普化僧となり、名を友鷲と改めた。此に於て左



京は留守居をもて、町奉行筒井伊賀守へ倚頼し、見合次第轉を捕押んとを以てした。伊賀守は其の部下に命じ、横山町にて友鷲を召し捕へ、仙石家に引渡さんとした。然るに轉より強て申立つる旨あり、奉行所にて審問を受けたしとのにて、然も其の申立つる所、容易ならなかつたから、一先づ揚屋に下された。此れが仙石騒動の前半だ。

一月寺番所役僧の申出

友鷲の就捕に就ては、一月寺番所役僧愛瑠より三回、天保六年六月廿一日附、七月九日附、七月廿一日附、書面を以て申し出でた。第一回は、神谷轉が普化僧となりたる顛末を書き、普化宗徒に與へられたる特權に原さ、それ相當の待遇を與へられん事を申し出でたるものだ。今は之を略して、第二書を掲ぐることにした。

右申出第二回本文

乍恐以書付奉願候。御用有之候はゞ、一月寺番所へ御同道之拙寺末上總國三黒村松見寺看主友鷲儀、宗用にて差出候途中、同人主家に於りて不埒有之由にて、町御奉行同心其外共多勢取掛り差押候體故、

友鷲の孤忠

一月寺役僧代之由、再三申斷、御用有之候はゞ、一月寺番所へ御同道之上可承段申聞候得共、更に不承容、理不盡に繩掛、其儘右主家へ可渡趣故、猶又宗法も有之候に付、是非一旦一月寺番所へ同道致吳候様申聞候處、筒井伊賀守殿御番所へ引連、即日入牢被仰付、當時吟味中に御座候。

右轉事友鷲、主家へ忠節之旨を含み罷在候間、全致亡命入宗一候者に無之、唯々奸臣之惡計に落入候時は、主家之浮沈無覺束、一途忠誠存込候間、兼而武流之隱家宗風と承、偏に孤忠を助抱頼出候。乍恐東照宮様神智之御深慮も被爲在候間、爲立置一候宗門之意味にも相叶候に付、紕之上證人取之、抱置候得共、萬一主家へ引渡等に相成候ては、忠意空敷相成候儀不便之至、何卒格別の御慈悲を以、右友鷲身分之儀者、於御奉行所御吟味被成下候様、筒井伊賀守様御番所へ願書差出候得共、御取用に不相成、御戻しに相成候。其外仙石家へ内談仕候。



處、不聞届、無二是非當御奉行所へ御慈悲願書奉差上候儀は、先達具に奉申上置候之處、今以御沙汰無之、且仙石家に於て、舊家の老臣、忠志の者共四五人、奸邪逆臣之所計にて、滅知塾居等に相成候者之内、去月死罪に相成候者も有之由、風聞有之候上は、奸臣時を得、忠節罪道に死、後暴惡増長、邪曲成趣意有之上は、國亂を引出し候に到り。虚無僧共之儀、天下の家臣、諸士之席に爲立置候故、表は僧形にて内心に武事を不レ忘、日本國中往來の自由を被免修行之内深き心得方も有之、國々之邪正、諸々の風儀得と致見分、其品に寄奉申上天下の御大事に候得者、身命を投候儀、宗門極意に御座候。

神谷轉事友鷲、忠誠の者と見置候筋も有之候故、御慈悲之願書奉差上候儀にて、萬々一主家へ御引渡に相成候得ば、慶長以來被下置候御掟の趣更に不ニ相立、普化一宗被爲御立置候詮も無之儀、一宗之者共、覺悟仕候外無之。天下の武門の助と相成候、宗意萬端被爲思召、

格別の御仁慈を以て轉事友鷲身分の儀は、於御奉行、御吟味被下置候様奉願候以上。

未七月九日

一月寺番所役僧

愛 齋印

當時神谷轉の尤も處る、所は、仙石家に引渡さるゝにあつた。若しさる事あらば、彼は乍ち左京の爲めに、刑死せられたであらう。されば極力江戸町奉行に於て、審按せられんことを希うた。此の如くして仙石家の一家中の問題は、晴れやかなる天下の問題と轉化した。

【一四】 神谷轉幕吏に逮捕せらる

更らに一月寺番所役僧愛齋の第三回の書付を見れば、仙石左京等一味の罪狀



願る明白であるから、茲に掲ぐるととする。

乍レ恐以ニ書付一奉ニ申上候。

拙寺末上總國三黒村松見寺看主友鷲儀、仙石道之助殿元家來神谷轉と申者にて、町御奉行筒井伊賀守様へ被ニ召捕一候處、追々申上候通り、主家へ御引渡に相成候ては、轉事友鷲兼而認置候書面、外に仙石左京不屈の箇條認候書面も有之、封印附置候得共、友鷲今般當御奉行へ願書奉ニ申上候に付、爲ニ心得一開封いたし、一見候處、不ニ容易一儀兼而心掛り、出石表の儀、實否承度、人差出置、猶聊承候儀も有之内、右書面心中附合致候儀も有之。且又仙石家舊家老荒木玄蕃、仙石主計、酒匂清兵衛、原市郎右衛門、右四人のものども、去辰正月月中、隠居。當時仙石左京不心得の取計方等之儀に付、諫書差出し候處、右四人の者ども、同月廿二日滅知の上隠居申付、慎、逼塞、蟄居等申付置、間毎毎釘して番人附置候内。去巳(天保四年)九月中、河野瀬兵衛出府之上、橋磨守殿並

仙石家舊家老の儀

出石へ使者相務

文書主家へ引渡し理由

奥方、道之助殿、實兄能登守殿へ諫書差出候筋尤に存、出石へ使者相務候所、役儀取放し隠居申付、伴へ扶持米遣置、年寄本間左仲儀も再度使者務候處、是又役儀取放し。河野瀬兵衛儀、去辰(天保三年)正月月中、荒木玄蕃外三人より左京取計方不ニ心得一次第、國中上下一統及ニ難澁一候故、萬一四人にて文書等を通じ候は、夫より事可起と追放申付、其後出石にて入牢に相成居候處、當二日死罪に相成候由に候得者、友鷲儀も仙石家へ御引渡に相成候は、又々非道に死候儀不便の至、殊に忠誠の士、無實の罪に落入候段、深く歎ケ敷儀に御座候。一體宗門の心得方も有之、國々の虚實其外ども見聞致し候て、怪敷儀等有之候は、其品に寄奉ニ申上候儀、且友鷲忠志も相知候筋故、同人認候書面一通見捨にも難仕奉レ入ニ御内覽一候。乍去友鷲初忠志の者ども、却て不忠に相當り候儀等有之候得者、是又不便之儀に御座候間、何卒御慈悲の御沙汰、偏に奉願候。以上。



未(天保六年)七月廿一日

寺社御奉行所

若し此の事件が、神谷轉の逮捕に至らなかつたならば、或は仙石家限りの騷動にて、落著したかも知れなかつた。然も神谷轉が普化僧友鷲となり、その友鷲が町奉行の手にて差押へられ、此れが爲めに天下晴れての大問題となり、遂ひに當時名奉行の名ある脇坂中務大輔安董の手にて、審判せらるゝとなつた。而して脇坂の下役として、豫審判事の任に當りたるは、幕末の名士川路聖謨であつた。今ま同人の隨筆に就て、其の要領を掲ぐれば左の如し。

川路聖謨の書

友鷲一件と申候は、仙石道之助(原註 但馬出石の城主、五萬八千石、道之助百年(天保八年)十六歳なり) 家來、河野瀬兵衛と申もの、其家の老仙石左京(原註 宛行千五百石にて、權兵衛秀久の嫡、菊部檢校の末孫なりと云ふ) 我意の振舞多く、特に左京先代親負は、元祿の頃、主人越前守の家を繼し例も有之候に付、旁以道之助の

幼年を見込、不臣の念有之由など、數ヶ條を道之助同姓へ上書し(原註 彌三郎、龍太郎、能登守等、道之助同姓なり) 又同人祖母、常眞院等相謀りて、左京不爲の趣を祖父播磨守(原註 仙石の隱居なり) へ申遣したり。然るに却て左京の取計にて、瀬兵衛を差押へ、讒訴の旨を以、此年六月死刑に處しぬ。又友鷲も仙石の家來にて、俗稱神谷轉と申、彌三郎方の附人たりしが、瀬兵衛上書のこと、携りたりとて、是も召捕へ首斬可申と捕手のもの差越候間に逃れ、小金(下總の國) 一月寺部下の虛無僧となり居りしを、町奉行筒井伊賀守へ道之助より相達し、此年四月、右友鷲を召捕へ、仙石家へ引渡の事、町奉行伊賀守寺社奉行井上河内守へ申參り候。(川路聖謨之生涯) 此の如くして事件は、愈々幕府當事者の手に移つて來た。

仙石家騷動風聞書

仙石道之助 高五萬八千石 家老左京儀、一人にて家老職相勤、其外は年寄と唱へ、左京事逆成道



轉出奔

々相幕り、腹心せざる者荒木玄蕃を始、多人數役儀召放し、或は減高永の暇申附、惡事横行に相成、自分俸に寄合松平主税より縁組いたし、同所へ手續を以て去年出府之上金六千兩程音信に致し、夫々御役家へ取入、右主税は御老中松平周防守殿石州弟に候へば、かたゞ左京威勢強く、一家中惡謀の存意に取計候由、同藩中河野某と申もの、右惡事相察し、年寄中迄内々申立候處、其段左京承及、早速少々の仕落を沙汰いたし、慎申附候由、神谷轉と申者、右河野と無二の懸意ゆゑ、内々文通を以て申遣候處、是又左京腹心の者、同人へ相告候に付、即日入牢申付、嚴敷責問候處、轉へ申開候始末申立候に付、轉儀早速國許を出奔いたし、行衛相知不レ申、轉兄七五三所々相尋候處麻布六軒町柔術師匠澁川伴五郎方にて轉儀世話いたし、又又一月寺へ門入致し、虛無僧に相成居候段承り及、左京差圖を以て、江戸留守居役依田市左衛門、河野丹次より、町奉行筒井伊賀守家來まで頼申入、神谷轉儀甚以不埒之筋有レ之に付、召捕家敷へ引渡吳候掛合候に付、轉儀兩國横山町往還にて召捕、仙石家へ引渡に可相成處、奉行所之吟味讀度儀有レ之趣、轉申立候間、不三容易筋も可レ有レ之哉難レ計とて湯屋入被二仰付、當時内亂之處、道之助父越前守、先達而病死いたし候儀、全くは右家老左京、國元において毒殺致し候事相違無レ之、其上當主道之助幼年に付毒殺之上左京俸を以、家督相續いたし度惡謀の由、右に付左京へ隨身一味いたし候輕薄の者共は、立身加増いたし、忠節相立背き候者共は悉く役儀取放し或は暇申附、其身は驕に長じ、領分へは多分の用金等申付、追々惡事横行の始末申立候に付、寺社奉行脇坂中務大輔へ引渡に相成、寺社奉行井上河内守、兩人の掛にて取扱候由、此節世上専ら風聞いたし條。(巷街贅説)

左京の越前毒殺

【一五】脇坂と川路

更らに川路聖謨の隨筆を見れば、左の如く審問前後の模様が、分明に物語られてゐる。

轉奔川の模様

左京彈劾の賛成者少し

これに依て某(川路)篤と相調候處、風聞の如くならんには、左京(仙石)は不忠にして、友鷲(神谷轉)は忠に可有レ之、然れば名を道之助にかりて、友鷲を極刑に處せんと企ること必せりと思ひしま、いづれ左京一同、奉行所にて彈劾のこと可然と存せしなり。然るに種々の事情ありて、其説に同意されし人少く、町奉行並御勘定奉行は、素より不承知に有レ之。兼而果斷の中務大輔(脇坂安重)殿さへも、最初は容易に其説を容れたまはざりしが、(原註其の事情の最たることを述べれば、仙石左京の長男小太郎と云へるもの、妻は、御老中松平周防守殿の貧弟松平主税の女なり。是を以て、仙石左京と周防守殿との間に、入込たる關係あらんとのことなれば、周防守殿に對し、憚る人甚多ければなり)追て御同人も某が申條正理なりとて、



其の説を執政の面々へ申立られ候得共、町奉行、御勘定奉行の衆中は、友鷲を仙石家へ引渡のこと、遮り候て、御決有之度と申立、其旨老中の面々へ申上られたり。(原註 此頃松平周防守殿、御老中御勝手掛(會計總裁)にて、世に云きりしにおほせしが、主として左京に荷擔したまひし故、友鷲を町奉行に引渡のことを拒み候もの少く、半ばには此拒説を主張するものは、殆ど某一人とはなりしことありたり。餘はそれに準することといふべし。尤下總守(間部)ばかりは、初より變らず、某の説に同意せられたり。)

左京尋問決定

然る所、其年(天保六年)八月に至り、特旨(將軍よりの特命をいふ)を以て友鷲を寺社奉行井上河内守へ受取、吟味之事被仰出、それより九月五日と申に、初て仙石左京を呼出し、尋問をなせり。

左京罪状發覺

其日を始として、尙同月廿七日頃迄、日々脇坂中務大輔の邸に在て、左京を尋問せしに、なか／＼入込たる一件にて、同人不屈の事共多端に有之こと、發覺に及びたり。(原註 始は河内守、中務大輔の懸なりしが、暫くして中務大輔の一手になれり) 其重なるものを舉れば、罪なき河野瀬兵衛を死刑に處し、同仙石家の家老荒

仙石引渡の困難

木玄蕃、仙石主計、酒匂清兵衛が、罪なきに禁獄せしこと等なり。尤右等の所置は、悉く松平周防守殿の内聽を経、候上にて、取計ひたる趣等、一々白状せしめ、尙其外の悪事夥多有之候に付、日々引續き尋問糾弾をなすこと、凡そ日數三十日におよべり。其專左京がなせし奸惡の本源までも尋究め、其實を明白に取調べたり。依て其趣を、奉行より具に執政の衆中に申出られたり。(川路聖謨之生涯)

將軍特旨の力量

以上所記によりて、如何に普化僧友鷲事神谷轉を、仙石家に引渡すを拒むの困難であつたが、判知る。但だ神谷の身分が普化僧であつた爲めに、折角町奉行の手に差押へても、之を其の掛りたる寺社奉行に通告して、其の同意を得ねばならぬ必要あり。而して川路が力説尤も努めた爲めに、其の長官脇坂安董をして、之を仙石家に引渡さず、寺社奉行の手にて、審判するの意見を、執政に具申するを得るに至らしめたのだ。

仙石左京が、當時の老中にして、勝手掛たる松平康任(周防守)に於ける、猶ほ伊



達騒動に於ける伊達宗勝が、當時の大老酒井忠清に於けるが如き趣きがあつた。されば若し此際川路之を下に唱へ、脇坂之を上に承けざるに於ては、左京をして、遂ひに其の悪運を成就せしめたるやも、未だ知る可らず。されど將軍の特旨なかりせば、兩人の努力も、到底其の甲斐あらざりしならむ。然も將軍家齊をして、斯く特旨を下さしむるに至りたる所以は、果して誰の力であつた乎、若しくは將軍の自發であつた乎。何れにしても將軍の特旨が、此の事件の進行に就て、尤も有力なる要素の一であつた。

### 【一六】 將軍家齊と仙石騒動

評定所一  
座再吟味

川路は尙ほ左の如く記してゐる。  
右之通、仙石家の一件、左京の始末白狀之趣、執政の間に達し候處、事

再吟味急  
速決定

の周防守に拘り候もの有之候に付、寺社奉行一手の吟味に而、濟候と申譯にもいたり不申。結局評定所一座(寺社、町、勘定の三奉行、並に大小の目付を云々の面々をして、再び吟味せしむることに相成たり。

再吟味急  
速決定の  
原因

然りと雖も、是迄中務大輔殿(脇坂)一手にて、左京めを吟味せしこと、素より公明を盡して、別に何の子細之義も無之ま、是迄の吟味に基き、同年十一月廿一日より、評定所に於て、再吟味を始めた。元來再吟味のこと故、速に糾問をなし行き、既に同日の夜に、左京並に年寄岩田靜馬等、重なるもの共へ、上狀之沙汰におよび、同廿四日に一件のもの共、悉く口書に相成候ひぬ。同廿八日に吟味濟之伺書進達となりたり。(川路聖謨之生涯)此の如く再吟味が一瀉千里にて、片附きたる所以は、其の最初の吟味が、精明公平であつた故であるとは、固より云ふ迄もない。而して此の再吟味は、單に老中たる松平康任(周防守)を憚りて、斯く慎重にしたるのみでなく、幕府の慣例によれば、目見以上のものを審判するには、評定所に於て、三奉行之に當り、



將軍家齊の關心

大小監察之に立會ふことであれば、今回の事も、決して異常ではなかつた。翻て説く、當時如何に將軍家齊が、此事に關心したるかは、左記を見て知る可しだ。

中務大輔殿自筆書取

八月七日、越前守殿(老中水野忠邦)自分(脇坂安童)へ計被仰聞旨如左  
友鷲一件、上には格別の御聴込被爲在、段々御尋筋も有之、河内守(寺社奉行井上)より追々相伺、一座へも評議へ御下げ、二ヶ筋に相成候評議之趣も、委細御承知被爲在、自分見込之書面も、入上覽一候處、上思召に被爲叶候様之義、誠に以自分規模之義、難有可存、御同列に於ても、厚く御評議有之候得共、一々上御沙汰にて、其中周防守殿(當時老中)引合候風聞有之、第一被爲入上御念、御事に候間、吟味中心を配り無二油断取扱可申。尤御役柄として、聊か斟酌いたし候ては、不二相濟一體に、其旨申上取扱候様、自分へ計申聞置候旨、上よりの御沙汰に候間、

無用の事

正義の味方は將軍

此の如く將軍の特旨もて、事の老中松平周防守に關するものありとも、頓着なく曲直分明に審判す可きを内命した。果して然らば、味方の第一は將軍である。されば其の審判が、痒き所に手が届いたのも、決して異しむ可きではあるまい。

脇坂安童の内諭

中務大輔、被相渡一候書取寫、八月十九日  
今十九日、土岐豊前守殿(當時側用取次)より友鷲一件、御内慮之件々、内密自分心得被申聞候、先以上御配慮被爲在候段相窺、乍恐奉ニ感佩難有事に候。自分に於ても、猶更取扱方、此上入念瑣細に心を配り、潔白專一に取扱可申と決心能在候。依て猥りに可洩ことは無之候得共、各にも厚相心得、被取調心附候事は、無二遠慮一押返し候ても、又被申聞一度、勿論御内命之趣は、口外被致間敷候。



川路等の  
受書

此に就ては、川路等は、左の受書を、其の長官脇坂安董に差出した。

八月廿日、中務大輔殿へ差上候書附之控

昨十九日、御下げ被遊候御書取拜見仕候處、乍レ恐上にも御代中  
之御政務、後世迄も相殘候儀等、厚御配慮被遊候由、御隠密之御沙汰、  
薄々御物語被爲在、尙御書取を以、別而出精、正路潔白に相心得可取扱  
旨等、具に被仰下、一奉ニ敬承一候。右者御代中之御政務との思召、乍レ恐  
御尤之御事と奉ニ恐察一候。此節風聞等之如くに候は、仙石左京儀、  
仙石家へ心を懸候段、不屈至極、何とも可申様無之。家老等之身分とし  
て、諸侯たることを心懸候者、取も不直謀反逆にて、右等之もの、ゆるかせ  
の御政道有之候は、大國之諸侯家老などの内に、同様之者出来申間敷と  
は難申、是即下よりして上を潛し、依前にて、其超過可申様も無之、大  
第に有之、寔以上之御配慮、御至當之御事と奉存候。前文之通、  
厚御配慮も被爲在候一件、取扱被命候末々之私共に於ても、冥加

左京の罪  
取直さ  
す謀反逆

上の御  
慮當

至極之儀、扱又かく迄に、被思召一候上者、先達而も御書取を以、御沙汰  
被爲在候通、一日も早く御安慮被遊候様、御裁斷之場に至り候様、  
仕度ものと、私共兩人骨髄に徹し存込候に付、晝夜之辛苦等者、一  
向に心にも留り不申候間、如何様にも御明察之御指揮を奉仰、夜を  
日に繼候而、精勤可仕と奉存候。段々厚き思召にて、内々御物  
語被遊、身に取筆紙に難盡、奉ニ感佩一候に付、此段以書付一御受申  
上候。御下之御書取貳通返上仕候。

未 八月

川路 彌吉  
清水次郎助

家齊の配  
慮以て知  
るべし

以上を通覽すれば、如何に將軍家齊が、此の事件に配慮したか、判知る。若し  
將軍家齊微りせば、如何に脇坂、川路等が努力しても、或は其の適當の落着を  
見ることが困難であつたかも知れない。



〔二七〕 仙石左京以下の處分

御庭番の  
將軍密告

抑も將軍家齊をして、此の如く仙石騒動に付き、其の深甚の注意を惹起せしめたる所以は、庭番と稱する、將軍直屬の秘密探偵ありて、一切の事情を將軍に報告したるが爲めであつた。されば將軍は當時の執政者よりも、其の委曲に通じ、爲めに彼等を驚かしたりと云ふ。而して事件は、天保六年十二月九日を以て、愈よ落著し。仙石左京以下、何れもそれ〴〵處罰せられた。

仙石左京

未四十九

左京申渡  
本文

生駒役取  
放し

此者儀遂に吟味候處、主人先代美濃守病氣差重、跡相續之嫡子無之、火急に出府之節、其砌纒十歳之倅小太郎を、愛子之由にて召連、既に右故隱居播磨守其外一家中在町迄も、疑惑受候段、主家へ對、不願願筋に有之、年寄生駒主計勝手掛り手餘候由にて、度々申聞候を、同人一人

超過の儀  
多し

強ひて重  
略役を罪に

にて差支候は、右懸り召免候儀相願候者格別、増人候ては、區々に可相成一杯申答、其儘承置ながら差支場に臨み、以後取締之由にて、年寄役取放しの上減知申付有之、以後此のもの共四人にて勝手方取扱候段、隱居播磨守差圖に候共、幼年の主人、家政向專取扱候身分、右次第不都合之儀にて、巧之存念に相聞、其上百姓共小鳥作物を荒候趣を以、捉飼相願候に付、飼置候由は、難立ニ申譯とて、勝手向省略中、宅に鷹差置、野合に於て捉飼致し、又は倅縁女引移之次第等超過之儀共、其外品々如何之取計有之候故、右主計外三人より隱居播磨守へ上書致し尋受候節、更に無跡形一趣に相陳、都而前書宇野甚助へ相談の上、年寄共へ申談、不束の上書致し候旨、播磨守へ申聞、減知塾居等爲ニ申付、右體不届有之候故、元同家來河野瀬兵衛儀、主人同姓へ、此者等取計品々申立候を、讒訴之趣に申成、御料所地内迄足輕差遣し召捕、右に引合候旨を以、主計其外の者共各之儀は、一旦事濟候を、病氣にて精神及

第三章 一七 仙石左京以下の處分

八三



瀨兵衛等の重科

宇野甚助

虚耗一候播磨守陰間爲致、再吟味および。剩瀨兵衛申立候儀は、於奉行所吟味之上、此事の申譯無之、恐入候旨申立候廉多端に候處、讒訴之趣に吟味爲詰、其以前播磨守へ心添申遣候を不行届の由にて、詫の書付、同家來杉原官兵衛へ申談爲差出。右體事實反覆之儀を、却而瀨兵衛は死刑難遣由坏物語、外年寄共より右之趣を以、了簡爲申立、瀨兵衛仕置相決、然のみならず、主計外三人者、同姓どもえ瀨兵衛書付差出候に申合候儀無之旨申立候を、俱に相巧み、讒訴致候體、書面取綴、主人を欺、重き御役人の内慮迄相伺、瀨兵衛は死罪、主計外二人は切腹より一等輕き心得にて、剃髮之上、磯多町續明屋へ圍ひを補理入置候。始末、主家へ對深望無之由は申立候とも、其身不忠之露顯をいとひ、主人爲筋等申立候ものを、重科に陥入候に無紛、不届至極に付、獄門に行ふもの也。

以上の申渡文は、如何にも文字晦澁にして、意義分明を缺けども、迎へて讀

岩田杉原處刑

其他の處分

めば、自から通ずる所がある。其他仙石家用人宇野甚助は、内實左京申談、取計始末、不忠之左京へ相組し、主人爲筋を申立候ものを、重科に陥し入るに無紛、不届に付死罪申付。

又九年寄岩田静馬、杉原官兵衛は、静馬儀、其身並左京惡事之次第露顯をいとひ、同意いたし。(瀨兵衛、及主計外人處分の件) 官兵衛は、左京權威に恐れ隨從いたすとも、右取捨之書面を以、主人をも欺、重き御役人の内意相伺、死罪其外重科申付候始末、静馬者別而之儀、官兵衛一同不届に付、静馬は死罪申付候。官兵衛者重追放申付候。其他年寄青木弾右衛門、元年寄大森豊は、前者は重追放後者は中追放に處せられ、左京の子年寄見習小太郎は、遠島、旗奉行、郡奉行、勘定奉行岩田丹太夫、物頭町奉行惠坂又左衛門、郡奉行徳永半左衛門、勘定奉行山本耕兵衛は、前の二人は中追放、後の二人は輕追放に處せられた。



〔二八〕 仙石家の滅知と幕臣の處分

仙石家の理由

出石藩主仙石道之助は、家政紊亂との理由もて、殆んど其の知行の半分を削減せられた。

仙石道之助

其方家來にて出奔いたし、候 神谷轉事友鷲儀、不届有之者に付捕渡しの儀、筒井伊賀守え申越候間、召捕候。然る處他の引合も有之候に付、寺社奉行にて及吟味候處、其方家政向不正、其外不容易儀ども相聞え、依て於評定所被逐御詮議候處、家老仙石左京儀、其方家政をとり亂し、身分不相應の奢侈超過いたし。ことに其身非を可取隠一奸謀を以、主人の爲筋を申立候。家來どもを讒訴之趣に吟味爲詰、死罪其外の仕置申付、且又宇野甚助等左京に同意爲合、不届不届之取計いたし候。始末及白狀一候に付、夫々御仕置被仰付一候。政事向之儀は、第一の儀に候處、家來ども

も家政取亂候次第、其心得も無之段、不調法に思召候。依之急度可被仰付一候得共、若輩之儀共候間、格別之思召を以、五萬八千八十八石餘之内、城池其儘被差置二萬八千八十八石餘は召上、三萬石高に被成候。且又閉門被仰付一候。

十二月九日

關係者の處罰

而して其の審判は、單に仙石一家の君臣に止らず、延いて其の關係者たる旗本、及び大名にも及んだ。

寄合松平主税

松平主税申渡

其方儀 仙石道之助元家來河野瀬兵衛、並同家來生駒主計外三人、不届之儀有之候。由を以、右體の次第相認め、瀬兵衛を引廻の上獄門又は打首、主計三人共切腹、或は永座敷牢に申付可然哉仕置當りの儀、兄松平周防守へ承合、吳候様、道之助家老岩田靜馬外一人より頼を受候節、右書付ども周防守へ爲致三内見一候處、瀬兵衛者輕き死罪、其餘者輕き方と申聞候。

第三章 一八 仙石家の滅知と幕臣の處分



を、其方存付を以、主計外三人は剃髮之上、圍場へ入置可然旨及ニ挨拶、且右之者共仕置始末、三奉行之内えも問合せ可申候段、道之助家來押返し申聞候處、乍内々も周防守より差圖之儀に付相違無之、外え爲問合には不レ及段、強而及レ答、其上道之助忌中に相成候に付、仕置申付候間之儀、猶又同人家來より承合候節も、周防守申聞、同人より寶曆度評定所一座、伺濟書面寫を書取相添、さしこし候を、其儘道之助家來え差出、殊に仙石左京は縦間柄に候とも、道之助家政向に其方可レ携筋は無レ之處、右様の次第旁以、不埒の至りに候。依レ之隱居被ニ仰付、急度慎可相違候者也。

主税總領 松平軍次郎

主税總領 松平軍次郎の申渡

主税左京の關係

松平主税は、仙石左京の子小太郎の妻の父にして、且つ當時威權赫々たる、閣

老松平周防守の實弟であつたから、彼は實に仙石家騒動に付ては、よし張本人でなき迄も、それに次ぐ干係者であつたに相違あるまい。

御勘定奉行 會我豊後守

御勘定奉行 會我豊後守の處分

其方儀、但州銀山地役人渡邊角太夫別宅に罷在候、仙石道之助元家來河野瀨兵衛を、同家來共踏込召捕引連候儀に付、西村貞太郎より取計方相伺候節、道之助家來より、右は在所詰家來とも心得違之旨申立候。餘遠路多人數呼下し吟味候而は、難儀可致旨一己の存寄を以、御料所地内え踏込候、次第等は相除、角太夫方え瀨兵衛を差置候趣、道之助え引渡候段、伺書へ認込可相伺旨、右貞太郎へ差圖いたし、時日相違の書面を以、松平周防守へ相伺、貞太郎承込、吟味いたし候姿に相直し、一件落著の上、瀨兵衛を道之助方へ可ニ引渡一哉之伺書え認込、可相伺候旨、貞太郎方え差圖いたし候。事實相違の書面を以、松平周防守え相伺、道之助方え瀨兵衛を爲ニ引渡候段、御後關取計かた、殊に最初貞



判正  
知る

太郎より右、伺書さし越候砌、内藤隼人正、連名之宛之伺状を以相越候上は、月番取扱に候とも、同人へ一覽不爲致始末、不束の至りに候。依之御役御免差控、急度被仰付候者也。

惟ふに此の如く仙石一家の君臣のみならず、延いて幕府の旗本、勘定奉行等及びびたるを見れば、如何に此の審判が厳正であつたか、判知る。然も此の如く厳正にして、殆んど遺憾なきに庶幾からしめたる所以は、畢竟將軍家齊の後援ありたるが爲めと云はねばならぬ。

仙石騒動落首

天保六年六月、仙石道之助之家來、神谷轉事一月寺の役僧友爲捕へられ、後に仙石家の家老仙石左京の悪事露顯して罪せられ、友爲は無傍となりたり。世これを仙石騒動といふ。

○仙石といふ人は

- 一に家老をふんばつて、二にはにくいわるだくみ、三に左京が差圖にて、四ツ世繼もないよふに五ツ出石の騒動も、六ツ無體にはからひて、七ツ泣やらわめくやら、八ツやたらに首きられ、九

ツ、くうとくぐらかり、十でとうくおさまつた。

五右衛門が草葉の蔭で笑て居。權兵衛が種を家老がほじくる。左京も一度はおわすはなるまい。

〔天言筆記〕

〔二九〕 仙石騒動の落著

老中松平  
周防處分

審判の手は更らに進んで老中松平周防守に及んだ。即ち此の如くして一切及ぶ可き所に及び、達す可き所に達した。

松平周防守

其方儀、仙石道之助家來河野瀬兵衛、ならびに同家來生駒主計外三人、仕置當之儀、道之助家來共より、弟松平主税を以承合候節、道之助家來差出候書面、事實相違之儀有之、並片口之吟味口を如何とも不心付、瀬兵



其外のものども仕置當、夫々及ニ挨拶、右道之助養祖父播磨守致ニ死去、忌中  
に相成候に付、右仕置等申付候日間、猶又問合候節、仙之渡す間敷、  
寶曆度評定所一座之伺濟書面寫並書とり相添、内々主税へ差遣し候  
處、同人より道之助家來え相達し候次第に、至候段、重き御役をも相務  
候節之儀、別而不埒被ニ思召一候。依レ之隱居被ニ仰付一候、急度慎罷在へ  
候。

周防守嫡子

松平左近將監

周防守嫡子

父周防守事、勤役中不埒之儀有レ之候に付、隱居被ニ仰付、急度慎可罷在  
旨被ニ仰出候。家督之儀無ニ相違、其方え被レ下之、追て所替被ニ仰付一候。  
但し西丸下上屋敷被ニ召上、中屋敷、下屋敷内え可有ニ住居旨、書付相渡  
候。

一 左近將監差控相伺に付、御目通り差控可罷在旨達レ之。

町奉行筒井政憲處分

此の如く老中松平康任父子は、所罰せられ、而して町奉行筒井政憲亦た左の  
宣告を受けた。

町奉行筒井伊賀守

其方儀、仙石道之助元家來にて出奔致し候神谷轉事、虛無僧友鷲儀、不届  
有レ之者に付、捕渡之儀道之助方より申越候間、組之者え申付爲ニ召捕  
候。友鷲儀は品々引合も有レ之、道之助方へは相糺候心付も無レ之、一途  
に引渡候方に存込罷在候段、不行届事に候。依レ之御目通り差控  
被レ仰ニ付之。

惟ふに筒井は只だ「一途に引渡候方に存込罷在候」と云ふだけの事にて、  
事實友鷲を仙石家に引き渡したるにては之れなければ、其の罪狀は頗る軽く、  
されば將軍の目通り差控へに止つたものであらう。而して此の事件の裁判長と  
も云ふ可き脇坂安董は、

仙石道之助家來共一件吟味取扱骨折に付、御聽之上、上意を以、御持之御

掛り判官の賞賜



印籠被下之。

又た其の主任裁判官とも云ふ可かりし川路聖謨は、此の事件審理によりて、其の功勞と其の才幹とを認められ、十一月廿八日勘定吟味役に榮進し、而して事件落著後十二月十八日、

仙石道之助、家來共一件、吟味取扱、骨折候に付、拜領物被二仰付、白縮緬五疋、被下置之。

との賞賜を受け、其他それらの賞賜を受けたる吏僚九名ばかりあつた。然も此獄の斯く落著したるは、前にも説きし如く、上に將軍家齊あり、下に脇坂と、川路とあつた爲めと云はねばならぬ。

尚ほ友鷲召捕一件に付、屢ば奔走したる一月寺役僧愛瑠は、十二月十一日、寺社奉行へ左の手札をもて、廻禮した。

友鷲儀、願之通り御吟味被二成下、定錠、錠と相立、其上邪正分明に相成、自諸士之忠烈を勵候に至り、武門之助に相成候意味を不レ失、一宗之

一月寺受

面目不レ過レ之、偏に御仁徳之至り、殊更厚御慈悲之御沙汰被二成下、言語に不レ及所、深難レ有仕合に奉存候。右爲ニ御禮ニ參上仕候。

聖謨昇任

十一月廿三日、友鷲一件に付、登城いたし候處、内々中務大輔殿(脇坂)下總守殿(岡部)被二申聞候は、同日老中の面々よりして、某(聖謨)へ不時勘定吟味役に被二仰付これあり候而も、差支無レ之哉之段、松溜(城中の室名)に於て、尋問有レ之候間、差支無レ之旨申上候故、定めて近日に被二仰付之品も可有レ之旨を以てせられたり。

某御勘定吟味役へ轉ずるなど、内願せしことなきは不レ及申、既に兩三日以前、某が友鷲一件にて晨夜勞を盡が故、布衣の侍に加へられんと、奉行の衆より申立あらむといはれしが、是すら望外の至りと驚嘆せしことなり。夫れ友鷲一件に就ては、松平周防守殿は、病と稱して執政を辭し、尙書面を以御尋問の事あり。御勘定奉行曾我豊後守も、書面にて同様御尋のこと



例になき昇進

希有の敏速決定

ありて罷居し、御祐筆組頭田中龍之助は、二丸御留守居に、御祐筆神原孫之丞は、新御番に左貶せられ、評定所留役、金井伊太夫、豊田藤之進の病と稱して引籠るも、蓋し同事と承る。然るに友鷺一件はいづれも中務大輔と某しで事を成せしよしの風説専ら行はれ、衆人某を彼是と申居候折柄、布衣の御沙汰は、堅く辭せんと思ひ込に、圖らざるも、例になき昇進たる、御勘定組頭格、寺社奉行附調役より、御勘定吟味役に轉ずるなど、夢にも心附候義に候はず、依て御辭退之義を奉行衆迄申立しが、上より厚き御選舉とのことに候へば、此上辭し可申様も無之、御受申上ことに至りぬ。

ぬ。○〔川路聖謨之生涯〕

此の如くして所謂の仙石騒動は、全く落著した。然も斯くばかり徹底的に、而して且つ敏速に行はれたる所以は、實に當時に於ても、希有の事と云はねばならぬ。

〔二一〇〕 脇坂安董の出處進退

當時の落首

仙石騒動の裁決は、當時の人心に少からざる影響を與へた。例によりて無名氏の落首なども、少からず出で來つた。今ま試みに其の一二を掲げんに、

田舎唄

お前は濱田の御奉行様(松平周防守) 汐留(脇坂安董)にもまれて、お色が眞つ青さ。

又た當時市井に流行の、「かんかんのふ」唄に擬したるものに曰く、

段々の騒動は、舊惡ですツ、左京にからへ、裁許急にやならむ、一體代々幼々だ。縁者がお役で叱られた、けんもんとは、いやはや〜

又た百人一首の周防(松平康任)内侍に擬して、

恥の世と夢計りなる棚倉に、濱田を立ん名残りおしけれ。

此れは松平周防守が石州濱田から、奥州棚倉に轉地せられたのを諷したものだ。

周防轉封の諷詠



脇坂安董の盛名

こんどの御役と申さば、石州濱田(松平周防守)は御老中。豊後(曾我)も、伊賀(筒井)も御役人、仙石様は百年め、左京は(仙石)は金を蒔き散らし、主税(松平)まかせにする所を、上より龍野(脇坂)の舞下り、悪しき奴等をかいつかみ、沙留の海へさらり〜と、御役上りましやふ。

安董の官歴

亦た以て如何に當時の脇坂安董が、盛名の世間に流轉したるを知る可しだ。彼は天明二年に封を襲ぎ、寛政二年に奏者番となり、寺社奉行を兼ねたが、文化年間故ありて職を罷め、而して天保六年再び寺社奉行に任じ、翌七年二月には、西の丸の老中格となり、九月には老中に進み、八年七月には、本城の老中となつたが、十二年二月には在職の儘逝いた。

安董立身の原因

彼の家は元來外様であつたが、彼は年少より譜代家臣の列に入りて、奉職せんとを思ひ立ち、故らに將軍家齊の注意を惹く可く心掛けた。乃ち時様に倣ひ、奴鬘を作り、衣服も特に鮮麗なるを著し、加ふるに眉目秀麗であつたから、乍

家居三十  
年後に再

ち將軍の物色する所となり、格を破りて寺社奉行に任じた。當時彼は二十歳臺にして、年壯氣鋭、大いに僧侶の風儀を矯正した。而して日蓮宗延命院事件の如きは、事或は大奥に連り、何人も容易に手を下し能はなかつたが、彼は敢て憚る所なく、法を乗りて之を糺明し、爲めに各宗の僧侶をして、肅然として自省、懲戒するに至らしめた。然るに意外にも事に座して、官を辭し、家居する三十年、再び天保六年に出で、遂に此の仙石騷動の審判長となつた。此れは將軍家齊の特旨に出でたるもの、彼が再び寺社奉行に任せらるゝや、落首あり、曰く、

又出たと坊主びつくり貂の皮

と。貂の皮は、脇坂家の祖先安治以來の徽標であつた。然も此の再起は、破戒の僧侶よりも、却てより重大なる仙石騷動に及んだ。或は特に此の事件を處理せしむ可く、將軍が彼を再起せしめたと云ふ説(栗本鈍雲殉庵遺稿)あれども、果して然るや、否やを詳にしなす。尙ほ栗本は、脇坂に就て、左の如く記して



安置の人

ゐる。

予(栗本)が友、山口泉處、屢々其家(川路)に就て談話せしに、川路氏は、常に淡州(脇坂)に推服して云ふ、淡州の如きは、理を看る極て明にして、事を處する極て敏、前後寺社奉行中に、絶て其比を見ず。初め仙石氏の獄を理するの日、曾て余を閑室に招き云々述る所ありし未、贈るに最愛する所の七首を以てす。(川路翁殉國の日に用ふる所の劍、蓋し或は此七首ならん歟)其意蓋し憲法は、天下の治亂に關す、努力して猶ほ正理を暢る能はざれば、或は用ゆる所あらんとするを示したるが如し。淡州去る既に二十餘年、其時の音容猶記して、此左衛門尉(川路)が心にありと語れりと。

仙石家奴  
斧七誠忠

尙ほついでなれば、川路が、此の事件審理の際、斧七なる微賤の者が、陽に左京に事へ、其の奸計を探知し、仙石家の爲めに、謀る所ありたるを知り、川路がそれに感激したる事を記せんに。

川路斧七を詰問しけると、其の情實を得、感賞の餘、汝は白洲に坐して、

吟味を受け、我は階上に在て、汝を吟味すれども、汝の沈勇、ゆめ／＼我及ぶ所にあらずと、云ひし程なりと語れるゆゑ、彪(藤田東湖)拍レ手曰、友鷲去レ之、斧七爲ニ之奴、瀬兵衛諫而死之、是を仙石家の三絶といへり。川路も賦に然りと云へり。(東湖隨筆)

尙ほ川路其人に就ては、他の機會に於て、記す可きこと甚だ多し。



### 第四章 天保饑饉と百姓一揆

#### 【三二】 徳川時代に於ける強訴と一揆

一揆または餘儀なし  
 徳川時代に於て、強訴、若しくは百姓一揆は、亦た社會組織の缺陷からして、必然の出來事に數ふ可き一であつた。百姓一揆は、乃ち直接行動だ。徳川時代の如き社會組織にては、偶々目箱安などの制はあつたが、然も其の實は下情を上達するの途、殆んど絶無でなければ、僅有だ。然も其の疾苦を訴ふるの通路なきに於ては、暴力に訴ふるも、餘儀なき次第と云はねばならぬ。  
 徳川時代の始終を通觀して、寛永年間に於ける島原一揆の如きは、事専ら宗教に關し、之を單純なる百姓一揆と、同視す可きものではあるまい。併し其中には、百姓一揆の意味合も、若干含まれてゐた。(參照 鎮西篇、六三一―八六)而して其の最も政治的に影響を與へたのは、天明年間に於ける、江戸を始め、關東打崩

政治に影  
響せる一  
揆

し事件であつた。(參照 田沼時代、九七一―一〇一) 此れは直接とは云はざるも、間接に田沼失脚の因をなした。

安房國  
安房郡  
安房石

其他正徳元年に於ける萬石騷動なるものは、安房國安房郡二十七箇村に互る石高凡そ一萬石、徳川幕府旗本の寄合衆屋代越中守忠至の領民が、其の奸吏川井藤左衛門の爲めに虐げられ、此れが爲めに六百餘人の強訴となり、その爲め藤左衛門父子は死刑に處せられ、その他の役人も罰を受け、屋代家は、其の領地を取り上げられた。此れは一揆ではなかつたが、それよりも能く成功した。

其他の強  
訴

尙ほ他の例を擧ぐれば、承應元年に於ける下總佐倉の農民木内惣五郎の、藩主堀田上野介正信に對する直訴があつた。此れは苛税に對する抗議であつた。此れが爲めに惣五郎及び其の家族は刑死せられた。又天明五年伏見奉行小堀政方の惡政に對する文珠九助、丸屋九兵衛訴訟の一件は、遂ひに其志を達し、小堀は同八年其の官を褫はれ、其の所領一萬六百三十石を沒收せられた。



阿波武州の一揆

一揆に至りては、隨處に是れあつた。寶曆六年には、阿波に藍玉騷動があつた。明和元年の末から、二年の始にかけては、武州日光街道附近の百姓一揆があつた。

飛騨一揆

安永二年の秋には、飛騨の騷動があつた。此れは大官大原彦四郎の暴政に對し、大野、吉城二郡の百姓數千人、宮村に集合し、檢地繩入の廢止を叫び、その内七十人は江戸に出て、松平右京大夫に直訴し、入牢となつた。

右一揆の鎮定

之を聞いた百姓共は、高山街道に關を設け、米鹽雜穀類の高山に行くを遮り、持久の策をとりて、訴訟の經過を待つた。而して十月には、彼等の六十人程の者は、大原の陣屋を襲撃し、遂に郡上の青山家を始め、大垣の戸田家其他より兵を出し、十一月には宮村の總攻撃となつた。而して一揆は潰散し、内十七人は斬られ、數百人は追放、過料等の刑に處せられた。而して檢地は中止せられ、代官は更迭した。

新潟一揆

天明三年には、新潟に一揆が起つた。それは當時新潟の領主であつた長岡藩

右の結末

主牧野備前守が、莫大なる御用金を命じたが爲めだ。當時浦井藤四郎なる者は、納金延引を訴へたが、直ちに獄に投せられた。此に於て一千餘人の民衆は、天明三年八月二十六日の朝、期せずして代官所を襲うた。而して新潟奉行二人は、之を鎮撫せんと欲して克はず、遂に民衆に向つて發砲せしめた。然も民衆の勢力は強大にして、奉行の一人は、その爲めに捕へられ、毆打せられた。而して遂に役人共は藤四郎を獄中より出し、彼をして鎮撫せしめた。藤四郎は官倉を開らき、民衆を賑はさんとを要めた。役人共は、直ちに之を實行した。斯くて長岡藩では、御用金を中止せしめ、藤四郎と、他に自首したる岩船屋佐次兵衛を、死刑に處し、代官其他の關係の郡役人を、或は罷免し、或は追放し、而して漸く其局を了した。

以上の如き例は、殆んど各所に是れ無きは無かつた。長防二州に於ける一揆の顛末の如きは、既記の通りである。(參照 堆藩論、五五―五九)



〔三三〕 天保年度の饑饉

天保年間に於ても、前に掲げたる長防の百姓一揆（参照 雄藩篇、五五―五八）以外、甲州に於ける一揆があつた。今ま其事を掲ぐるに先ち、先づ天保度の饑饉に就て、少しく物語る必要がある。

天保初年  
農の天候不

天保の饑饉は、天明饑饉以來の出来事であつた。天保二三年以來、兎角氣候不順にて、秋收の不足を告げた。四年に至り夏の半頃から、霖雨數旬、暑熱甚だ薄く、六月の末には洪水あり、八月朔日には暴風あり。而して其の必然の結果は、年凶にして實らず、奥羽に於て、殊に甚だしかつた。

奥羽の饑

當時或る撃劍師が、松前より九月朔日に歸途に就き、三馬屋に渡り一宿したるに、宿料四百五十文と云ふに、一驚を喫した。それより外が濱邊をたどり行くに、稻穂は直立した儘實りたるもの一本も無つた。次日は宿に米なしとて、廠の粉を求めて喫し、又たその次日には昆布、しんば草、系ご杯いへる海藻を、

天保四年  
甚だし

稗麥に交へて炊いた。南部盛岡の如きは、兩三年打つてき不作にて、當年は殊更の大凶年だ。當時十俵を收むるもの、僅かに半俵を得るに過ぎなかつた。されば一家擧りて逃げ散るもの、一日百人を下らなかつた。城下又は山中、處處に小屋を設け、一日一人に一合宛づの粥を與へたが、それも近比は届き兼ね、小屋内にて死する者、已に二千人に及んだれば、大坑を掘り置き、屍は其中へ打ち込んだと云ふ。

饑饉狼藉

此の如く天保四年の饑饉から、中二年を隔て、七年の夏は、氣候愈よ不順、六月に至るも、陰雲四塞、日光を見ること甚だ稀れ、風氣陰冷、人々皆な冬衣を着けた。六月廿一、二日の頃には、處々に白毛を降らし、その長きは二尺に餘るものがあつた。されば人々皆な奇異の思をなし、何れも疑惧したが、果して天下一般の大饑饉となり、五穀は勿論、菜蔬、果物一として熟したるものは無かつた。



仙臺市中  
の迷兒

自ら其女  
の肉を食

犬猫牛馬の類迄、食ひ盡し、夜に紛れ、麥苗の一葉を生じたるを抜き取る者さへあつた。中にも桃生、牡鹿の兩郡は、餓死者數千人。秋の末迄は、餓を呼はり泣き叫ぶ聲を聞いたが、後には其聲も絶えて、道傍に斃れた餓卒は、犬などに噛ちらされ、血肉狼藉、實に目も當てられぬ有様であつた。

米價は仙臺にて藏米四斗二升入一俵を、金三兩に代へ、白米は四升を一分に、大豆は九升を一分に代へた。此程仙臺芭蕉の辻邊にさまよひ、夜に入れば寒しと泣き、空腹と叫ぶ聲、實に聞くに堪へがたきものがあつた。此れは何れも其の父母が、他郷に流亡の際、捨て去つた者共であつた。

斯る次第なれば、老人、病者などは、川に投じて死する者が少くなかつた。中にも悲惨なる話は、加美郡から江刺郡へ赴く途中、父母は已に死し、妻も死し、十二三の女子と兩人にて、有壁澤に往くに、女子も死したから、自ら鉈もて枯木を切り、女子の肉を炙りて啖ひ。又た後より飢民來り、兩人して天保七年十月三日より六日迄、過半食ひ盡し、遂ひに兩人與に斃れ死し、女の首は、未

江戸に於  
ける慘狀  
と救濟

だ枝に貫れてゐたのを、實見した者があると云ふ。(大槻野溪書簡の要略)

翻て江戸を見れば、米價愈々騰貴し、殊に七月十八日、八月朔日、兩度の大風雨にて、近郷出水したれば、騰貴倍々甚だしく、藏米百俵百四十五兩、市價は兩に六斗五升より二斗二升に上り、百文に二合五勺まで上つたから、市民の困苦大方ならず。因て官より拂米一萬石を出し、十月より筋違橋外、和泉橋外に、救小屋を設け、饑民の流れ來るものを留め、粥を施すとした。十一月下旬には、小屋入の者、凡そ五千人に餘つた。又た町奉行所からは、八萬兩の買穀ありて、市價より引下げて拂ひ出し、此れが爲めに、市民は漸く餓死を免れた。翌年にはその四宿へ救小屋を設け、諸方より入り來る饑民を救濟した。

柳原通りの餓死三十餘人

天保七年の饑饉には米價錢百文に付二合五勺に昇りたれど、屢々御救米出て御救小屋建て極貧の者は其中に入りて飢を凌ぐ事を得しにや、打毀しなどの暴行はあらざりしが、市中人別外の者、諸方



より入込來りて、非人乞食の類日に殖え、是等供給の道なかりしなるべし。饑饉は日々路に滿ちたり。大晦日の夜など、柳原通り筋違見附より淺草見附の間に、三十餘人の屍を横へたるは、實に酸鼻の至りなりと、親しく見し人の話なり。(五月兩草紙)

### 【三】 甲州に於ける百姓一揆

一揆の首

天保六七年度の饑饉は、やがて甲州に於ける百姓一揆を惹起した。天保七年八月、代官西村貞太郎支配甲斐國都留郡八十餘村の百姓共、徒黨して蜂起し、處々打毀し、放火狼藉に及んだ。その大將には同郡下和田村の農民武七、後に森右衛門と改む、六十歳計りの者、赤き陣羽織様のもを著し、徒黨を下知し、赤白の布に森の一字を大書したる旗二三十本を持せ、おのゝ斧、鋸、鷹口、

各村に押寄す

甲府に入る

兇徒散亡

竹槍等を携へ、尚ほ右の品々、並に大綱等を四頭の馬に負せ、八月十七日の曉、天より同郡各村へ押寄せた。其の人数八九里の間引續き、幾萬なるを知らず。先づ手初として同村の豪家五軒を打毀ち、それより鶴瀬宿吉野屋、勝沼宿健屋、寄田宿巴屋の三家へ禁出を命じ。若し否まば打破らんと云ふにより、彼等は何れも、據なく禁出して兵糧の設けをした。斯くて鶴瀬の關門を押し通り、廿二日に、熊野堂村奥右衛門の宅、土藏十二戸前を打毀ち、二十三日巳刻甲府町へ押し寄せた時には、人数彌増して一萬八九千人に及んだ。緑町竹原屋なる質屋を始めとし、呉服太物、穀物商の家々十五六戸を亂妨し、見世、店、居宅、土藏等、さんざんに打毀ち、或は火を放つて焼き拂つた。而して其火白洲へ移りて三四戸に延焼し、甲府城内から鐵砲を打ちかけたから、一揆の内死傷三百人許りを出した。此に於て同勢退散して、巨摩郡の方に向ひ、関の聲をあげ、鉦太鼓を打鳴らし、處々の宿町打破りて、北山筋中郡邊を亂妨し、廿四日迄は、人数増加するのみ



であつたが、代官西村貞太郎、山口鐵太郎、井上重左衛門の手附、手代、足輕を出し、又た諏訪伊勢守よりも人数を出し、召捕りしもの百七十餘人に及んだ。其内には頭取並に頭取に差續くもの、又た全く劫かされて附隨した者もあつた。而して其餘の者は、何れも散りんに成りて、行方知れずになつた。其の死傷何れも何處の者とも知れ難く、屍は假埋とした。一揆の携帶品刀、脇差六十四振、鐵砲一挺、斧五挺、甲二つ、太鼓一つ、鑄鉄三つ、十手の類十、何れも押收した。

一揆の原

抑も此の一揆の起つた原因は、都留一郡は、從來水田少きのみならず、本年の凶災にて皆無となつた。從來八代、山梨、巨摩の三郡、及び武州入王子邊より、甲斐上之宿へ附出せし米穀を、都留郡の者共買取りて、食料となし來つたところ。當年は處々の豪家、之を買占め、圍ひ置きて、一切賣らぬとなしたから、憤激の餘、遂ひに爆發に及んだのだ。

關係者の處分

却説、天保十年五月七日に至り、甲斐勤番支配永見伊豫守は逼塞、代官小澤勘

傍近大名亦出兵

兵衛、山口鐵五郎、西村貞太郎、井上十左衛門は、小普請入通塞、又は差控一揆の輩は、磔四人、死罪九人、流罪三十八人、重追放八人、入墨中追放一人、中追放五人、江戸十里四方追放一人、所拂二十三人、入墨重敲二人、入墨敲三十九人、敲三十人、手錠六十四人、過料百廿九人、其餘村々名主、百姓組頭等、何れもそれ〴〵譴責せられた。(徳川太平記)

元來此の一揆は、全く政治的意味なく、單に百姓一揆に止つたが、然も其勢甚だ盛んにして、代官共の手に餘り、傍近は大名共の出兵にて、漸く鎮定した。

江戸に於ける幕府の救済

尙ほ天保七年十月、幕府は左の命令を發した。  
近年引續き、米價高直にて、其日稼の者ども、一統因窮に及び候處、當夏以來追々米直段引上げ、必至と及難儀、家財衣類等迄賣拂候ても給續兼、住所にも離及飢渴候程之ものは、此度爲御救、神田佐久間町河岸え小屋補理置候間、右小屋入申附候。尤朝夕賄之儀は、町會所より



被下候間、晝之内は銘々出稼いたし、元手を稼溜、凡百日程相立候はゞ、銘々店持候様可致。尤格別之御仁恵を以被仰付候儀に付、小屋内に罷在候内、風儀宜相慎罷在候様申付、其外諸事町會所掛り差圖可致候間、其旨可存、且俄に住所に離、未行倒候程には無之、及レ飢難儀いたし候者有之候はゞ、召連可訴出一候。

但窮民御救小屋え入候儀は、兩番所、並町會所え駈込、困窮申立候ても、元居町役人相糺、實々及レ飢渴一候程之儀、相違無之候はゞ、押切書付相渡し遣、小屋入申付。尤右書付は、小屋場詰、名主ども方え預可置事。

右之通申渡候間、其旨相心得、組合限不洩様可申達一候。

又同月、左の如く達した。

一 町奉行え  
近年直段打續高直之處、此節甚だ高直に相成、町方一統及レ困窮一此

圍米禁止の觸

節下直に不相成候ては、取續兼候趣相聞候。右に付米問屋共荷主トヨリ預置候商ひ米有之候者、荷主共え掛合、貯不置、仲買に不限、米商賣人は勿論、素人えも最寄次第、直に賣渡候様申付、若米圍置候もの有之ば、町中より可訴出一候。吟味之上、其米取上、從公儀一御拂可被仰候。

他國取引手廣くす

一 米下直に相成候迄、米問屋共仕入米之外、上方筋、地廻り共、入津之米穀は勿論、雜穀等迄、問屋仲買に不限、素人にて勝手次第、直に引受賣買いたし、他國取引手廣く相成候様可致候。

一 米買に參候者、直段相對いたし、ねだりケ間敷儀申間敷候。若又理不盡成仕方も候はゞ、米屋より可訴出一候。

右之通町中え可被相觸一候。

以上によりて如何に將軍の膝元たる江戸の小民が、窮迫の情態であつたか、判知る。江戸且つ然り、況んや地方をや。觀て此に至れば、甲州の百姓一揆も決

地方の窮迫推知す



して偶然の事ではあるまい。

### 第五章 少壯時代の大鹽

#### 【三四】大鹽事件の意義

大鹽の重

此れから天保八年二月大鹽平八郎事件に就て語る。

此の事件其れ自身は、唯だ大阪市中に於ける、一個の焼打に過ぎなかつた。單に其の形跡から見れば、天保七年八月の甲州に於ける、百姓一揆にも及ばなかつた。(参照 二三) されど其の事件の意義は實に重大だ。何となれば甲州一揆は其の相手とする所、單に富豪とか、代官とか云ふに過ぎなかつたが、大鹽事件は、其の對象として、直ちに幕府を目標としたからだ。

幕府相手の事件

慶長五年關ヶ原事件以來、大にせよ、小にせよ、幕府を相手に蜂起したのは幾許もあるまい。大阪冬の陣、寛永年間島原の役等は姑らく措き、其他は慶安四年七月に於ける由比正雪事件(参照 思想篇、四—一四)及び承應元年九月



増上寺焼打陰謀

に於ける、増上寺焼打の陰謀事件に過ぎなかつた。  
 正雪の事は、既に記したれば、今ま茲に云はず。増上寺焼打陰謀は、即ち承  
 應元年九月崇源院殿（秀忠御臺所）廿七回忌にて、五日より十五日迄、法事を營  
 みつ、ある間、同十三日に至り、城半左衛門の家來、長崎刑部左衛門なる者、  
 松平伊豆守に訴へ出で、別木（戸次）左衛門、林戸右衛門、三宅平六、土岐與左  
 衛門、藤原又十郎と云ふ浪人徒黨を企て、來る十五日、法事終て後、増上寺の  
 風上より放火し、老中火を救はんと出馬ある所を、鐵砲にて打ち落し、其外徒  
 黨の者、江戸中に放火し、天下の變を見る可しとの事であつた。  
 斯くて詮議の上、別木（戸次）、林、三宅、藤岡、及び水野美作守家來石橋源左衛  
 門は、淺草にて磔に掛けられ、其の從類何れも斬首せられ、土岐は逃亡した  
 が、身の置所なき儘、増上寺切通しにて自殺した。（參照 思想篇、一五）此の一件  
 は固より正雪程のものでもなく、只だ單に浪人者共等の、惡戯の嵩張りたるも  
 のと見ても、差支あるまい。何れにしても幕府顛覆などの大野望ありたるもの

右徒黨の處分

大鹽事件動機

大鹽の思想

山縣大貳の思想に近し

とは思はれない。  
 大鹽事件とても、大鹽彼自身が、幕府を打滅して、自から將軍とならんとする  
 杯の、大望を懷いたものとは思はれない。されど彼は大阪に事を起し、天下の  
 變を見んとした。而して其の動機の何れにありたるにせよ、前後の分別もな  
 く、一時に爆發したのでなく、少くとも若干の準備と、考慮の時間とがあつ  
 たことは、疑ふ可き餘地がない。別言すれば、彼は兎も角も、金城鐵壁と目せ  
 られたる幕府に向つて、直接行動を働き掛けたものだ。  
 大鹽は本來幕府の小吏だ。即ち大阪天満の輿力だ。されば彼の意見が、寶曆明  
 和事件の竹内式部や、山縣大貳と、何等脈絡の相ひ通じたる點なきは勿論、其  
 の思想に就ても、殆んど共通の點は無い筈だ。彼には尊王斥霸の心ある可き様  
 なく、況んや朝廷の爲めに、幕府を倒さん杯との考は、とても是れ無かる可  
 き筈だ。  
 されど其の所謂る檄文を見れば、竹内と云はざる迄も、山縣大貳とは、頗る思



想の似通ひたる點がある。而して彼は神武帝の御政道の通りとか、天照皇大神の時代に復するとか、頻りに復古の意見をほのめかしてゐる。此れは必らずしも大鹽が當時に於て、特別に案出したる意見でなく、寧ろ之によりて如何に當時の社會思潮が、此の方面に向つて、趨りつゝ、あつたかを知る可きであらう。

幕府に向  
撃つの一

されば大鹽の此舉を以て、朝廷の爲めに、幕府を討つの手始めと云ふは、其の正鵠を得たるものではないが、然も公然幕府に向て、其の一撃を加へたる事實は、之を非認する譯には參るまじ。

星巖詠史

當時の詩人、梁川星巖が、題を詠史に藉りて、  
兼葭無際水悠悠。二百年來潮氣收。尚剩金湯爲保障。誰名仁義一弄戈。  
矛。清平有。事是天警。合黨雖多非。國讎。君子原情定。功罪。賈紘  
安誕。豈。春。秋。  
幕地風濤舞。老鯨。敵車。込。發。百。雷。聲。石頭。從。昔。例。縱。火。京。口。於。今。能。用。兵。

爲惜先生空講道。可嗤豎子謾成名。捷書只報孫歆死。不道冥鴻萬里行。

幕府反抗  
運動の魁

と詠じたのは、聊か其事の真相を得たるものに庶幾い。何れにもせよ二百五十年間、太平の際、幕府に向て烽火を擧げたるものは、只大鹽の此舉を以て、嚆矢とする。されば大鹽の騒動は、單純の百姓一揆でなく、寧ろ幕府反抗運動の魁と見るが、適當なる觀察であらう。

【三五】 大鹽平八郎の告白 (一)

大鹽の身  
稱

大鹽事件を叙するに際しては、先づ大鹽平八郎其人に就て、語る可き必要がある。抑も彼は何者ぞ。彼は大阪天満の町與力の一人だ。大阪には東西に町奉行あり、各々與力三十騎、同心五十人々に附屬してゐる。



奉行の官職は、上司の命にて更迭するが、與力同心は、居付だ。表向は一  
代限にて内實は世襲だ。與力は高二百石、現米に換算して八十石、同心は十石  
三人扶持。地面も前者は五百坪、後者は二百坪を、天満及び川崎に與へられた。  
大鹽の家は天満橋筋長柄町を、東へ入つた角から二軒目の南側で、所謂四軒  
屋敷の一であつた。

大鹽の先

彼の家は今川氏の一族で、祖先波右衛門は、今川氏没落後、徳川家康に仕へ、  
小田原役には敵將足立勘平を刺して、家康より持弓を賜はり、又た知行所を、  
伊豆の塚本村に與へられた。其後尾張義直に屬し、嫡子其祿を傳へ、季子は大  
阪に出で、與力となつた。平八郎の家がそれだ。  
平八郎後素は寛政五年正月二十二日、大阪天満川崎四軒坊に生る。祖父政之  
丞成余、父平八郎敬高、寛政十一年五月十一日父敬高三十歳にて没した。寛政  
十二年九月二十日母を喪つた。文政元年六月二日、祖父成余六十七歳にして  
逝いた。此に於て彼は番代を申付られ、祖父の跡目を相續した。

祖先の跡

大鹽の自

彼の佐藤一齋に與へたる書は、彼の自傳と云ふも妨げなき程、能く自から語つ  
てゐる。

自らの性

夫れ僕は本郷方の一小吏、ただ令長の指揮に従ひ、而して獄訟筆楚の間に抗  
顔し、以て祿を保ち年を終へ、他に求むる無くして可也。然り而して此に従  
事せずして、而して獨り自から志を尙び、以て道を學ぶ。世に容られず。  
而して人に愛せられず、豈に左計ならず乎。吁、僕を知る者は其志を憫  
み、僕を知らざる者は、左計を以て之を罪す。宜なり矣。

志三變

而して僕の志三變有り焉。年十五、嘗て家譜を讀む、祖先は即ち今川氏の  
臣、而して其族也。今川氏亡後、贄を我が神祖に委ね、小田原役、將を馬前  
に刺し、而して之を賞するに御弓を以てし、又た菜地を豆州家本邑に賜ふ。  
大阪冬夏役に當りて、既に老す矣。軍に従ひ其志を伸ぶる能はず、而し  
て徒らに越後柏崎堡を成る而已。建泰後終ひに尾藩に屬し、而して嫡子其家  
を繼ぎ、以て今に至る。季子乃ち大坂の市吏と爲る、此れ即ち我祖也。僕是に



祖先の志を繼がんとす

於て慨然深く刀筆に従事し、獄卒市吏に伍するを以て恥と爲す矣。而して其時の志は、則ち功名氣節を以て、祖先の志を繼がんと欲する者の如し。而して居恒鬱々樂しまざるの情、實に劉仲晦の未だ志を得ざるの時の念と、亦た奚んぞ異ならむ。而して器焉れに比すると謂ふには非らざる也。而して父母、僕七歳の時、俱に没す矣。故に早く祖父の職を承けざるを得ざる也。日に接する所は、赭衣の罪囚に非らざれば、必らず府吏胥徒而已。故に耳目聞見、榮利錢穀の談と、號泣愁冤の事と與ならざるは莫し。文法惟だ是れ熟し、條例惟だ是れ諳んず。向者の志、立てんと欲して立つ能はず、依違因循、年二十を踰へて、吏人未だ嘗て學問する者有らず。故に過失ありと雖も、益友の之を誡しむる者無し。其勢ひ欺罔、非僻、驕謾、放肆の病を發せざるを得ざる也。而して是非の心無きは人に非ず、竊かに自ら心に問ふ、則ち作止語黙、罪を理に獲る者蓋し夥し矣。要は笞杖の下に在る赭衣と與に一間耳。而して羞惡の心無きは亦た人に非ず、彼の罪を治むる也。則

志立たんと欲して能はず

儒に就て學ぶ

ち己れが病を治めざる可らざる也。病を治むる奈何、當さに儒に従うて以て書を読み、理を窮めて而して後愈ゆべき也矣。故に儒に就て學問す焉。是に於て夫の功名氣節の志、乃ち自ら一變す矣。以上は彼が自から學問の行程を告白したるもの。即ち當初功名氣節を以て、祖先の志を繼がんとし、爾後儒に就きて問學し、功名氣節の志、乃ち自ら一變したる所以を陳べてゐる。

【二六】大鹽平八郎の告白(二)

儒を學んで慊らす

尚ほ大鹽平八郎は、儒教を學んだが、自から慊らなかつた事に就き、左の如く告白してゐる。而して其時の志、則ち猶ほ褻ひ取り外に求むるの功を以て、病去りて而し



て心正しきを望む者、而して輕俊の患を免かる、能はざる也。乃ち崔子鏡少年の態と與に、適ま相ひ同じ。而して材焉れに及ぶと謂ふには非らざる也。

儒に對する不平

而して夫の儒の授くる所、訓話に非らざれば必らず詩章矣。僕暇を偷み以て之に慣れ習ふ。故に其の窠臼に陷るを覺えず、而して自ら之れと與に化す。是を以て聞見辭辯、非を掩ひ言を飾の具、既に心口に在り、而して侈然として忌憚無し、病却て前日よりも深きに似たり矣。願ひて其の志と與に徑庭す、能く悔ゆる無らん乎。

懊惱煩悶

彼は此の如く病を療せんと欲して、却て其病を加へた。然も此れが爲めに懊惱煩悶して、更に一條の活路を發見した。其の顛末は、左の通りだ。

一條の活路發見

此に於て退いて獨り學ぶ焉。困苦辛酸、殆んど名狀す可らざる也。天祐に因りて舶來の寧陵(呂坤)呻吟語を購ふを得たり。此亦た呂子病中の言也。熟讀玩味、道其れ焉に在らざる耶。恍然として覺る有るが如し。所謂る長

陽明學に入る

此の如くして彼は遂に王陽明の學にたどり著いた。是れ自りして又た寧陵の淵源する所を究む。乃ち其の亦た姚江(王陽明)より來るを知る矣。而して我邦藤樹、蕃山二子、及び三輪氏の後、關以西、良知學既に絶矣。故に一人の之を講ずる者無し焉。僕窃かに復た三輪氏翻刻する所の、古本大學及び傳習錄坊本を、蕪廢の中より出し、更らに稍や功を心性に用ゆるを知る、且以て諸を人に諭す。是に於て襲ひ取り外に求むるの志、又た既に一變す矣。

而して僕の志遂に誠意を以て的と爲し、良知を致すを以て工と爲すに在り焉。爾來前を瞻後を顧みず、直前勇往、只だ力を現在の吏務に盡す而已矣。是を以て君恩に報ひ、祖先に報ひ、而して古聖賢の教に報ゆ、敢て人に譲らざる也。



志遂げ名揚る

彼は此の如くして到著す可き所に到著した。志遂げ業現はれ、功成り名揚つた。

致仕歸休

因て思ふ、未だ實徳有らずして、而して虚名此の如し。是れ乃ち造物者の忌む所、故に決然として仕を致し、而して歸休す矣。徒らに人禍を恐れて然るに非らざる也。是時僕年三十八又八矣。

彼は實に三十八歳にして、古人の所謂る強仕(四十歳)にも達せずして隱居の身と爲つた。是れ彼としては、實に一大勇決と云はねばならぬ。其の事と場合と動機とは、各同じからざるも、松平定信が、三十六歳にして、執政を辭したると、其の跡を一つにしてゐる。而して爾後彼は如何なる生活をなしたつ、あつた乎。

内省改過是務む

而して今や乃ち専ら性を小窓の底に養ひ、反つて觀、内に省み、過を改め、善に遷るを、惟だ是れ務めとす。然り而して良師友無きを以て、其志を五十、六十に於て弛めんとを恐る矣。是れ僕の日夜に憂る所也。今よりして如

佐藤一齋に教を求む

何に功夫を下さば、則ち其志益堅く立ち、而して心は大虚に歸す矣。先生(佐藤一齋)亦た良知の學を服膺する者、僕因つて自から東に行き、其道を以て相ひ見るを願はゞ、則ち夫子の孺悲を待つ者を以て、僕を待たざるを知る。故に是を裁して、以て志を告げ、而して教を乞ふ便ち此の如し。其の簡率は則ち請ふ罪する勿れ焉。

一齋に批評を求む

此書は實に大鹽が、天保四年四十一歳の時の作にして、彼が實に其の一生一代の著作洗心洞筭記を刊行したる歳だ。而して此書の主旨は、その洗心洞筭記を一齋に寄せて、其の批評を求めたるにあることは、此書の末段に左の如く記してゐるを見て知る可しだ。

且つ社弟輩、僕の筭記を梓して以て家塾に藏ひ、畢竟其の轉寫の勞に代ゆる耳。敢て大方に示さざる也。然も僕の志亦た其中に在り、……暇日覽觀を賜ひ、而して彼此俱に教諭を垂れば、則ち幸云々……祭酒林公(述齋)亦た僕を愛する人也。先生其邸に寓す、故に當さに聞き知るべし焉。冀くは先生



覽後、復た諸を林公に轉呈し、林公亦た一言の教を賜ひ、以て共に僕を陶鑄せば、則ち其僕を愛するの誠、敢て感せざらんや、敢て感せざらんや。然も此の如き道學先生が、未だ五年に滿たざる後に、大阪燒打事變の魁首たらんとは、我も人も、思ひ及ばなかつた所であらう。

〔三七〕幼時より壯時に至る大鹽平八郎

大鹽の幼時

前に掲げたるは、畢竟大鹽平八郎の精神的自傳だ。則ち彼が心境の變遷推移を、自から告白したるもの、尙ほ此れよりして彼の履歷に就て、觀察せねばならぬ。彼が幼にして父母を亡ひ、祖父に養はれ、その後を承けたことは、既記の通りだ。(參照 二五)彼の幼時若しくは壯時の行爲に就ては、種々の傳説あれども、

篠崎三島に學ぶ

半は是れ彼を英雄視し、彼を梟豪視したる者の、故らに捏造したる乎。若しくは妄語したるものであらう。但だ彼の成人後の性格に徴して、尋常一様の童子でなかつたことは云ふ迄もあるまじ。彼は八歳にして、篠崎三島の門に入り、十二三歳の頃は、既に四書五經以下、經史の大義に通じたと云ふ。(中齋先生年譜)或は然らむ。三島の養子小竹の醉後放歌の詩中に、「吾社亦有レ人。儂指數ニ某々。……子起廉潔吏。樂下與ニ貧儒一偶。豪蕩外ニ禮法。醉發獅子吼。」の句あるを見れば、彼が三島の門に入りたることは、間違あるまじ。

槍術を學ぶ

文化三年彼年十四、初て東町奉行詰所與力見習に出仕した。十五歲立志のことは、既記の通りだ。(參照 二五)十七歲柴田勘兵衛の門に入りて、佐分利流の槍術を學び、入室の弟子となり、兼て中島流の砲術を學び、又其の奥義を極めた。就中槍術に至りては、關西第一の稱あるに至つたと云ふ。曾て彼が西宮勤番在動中、姫路藩の寶藏院流の師範某と術を角し、其の成績を、師柴田



柴田之師  
榮卒に謝す

に報じた。柴田之を聞いて其の輕卒を咎め、訓戒する所あり、彼此に於て左の一書を呈して、過を謝した。

御教諭之逸々、有難奉承。知候。誠に短才之私、前後を不願、在番中閑隙に堪兼、殊熱心之藝技、膝元にて稽古之響耳に徹し、風と誘に乗じ、試候段、御委督之御教諭にて、今更實後悔破ニ師命一候。多罪何卒御宥恕被成。下候様奉願。心中一決、中々迷之差起り候。儀坏は無御座候。聊驚し候儀は、御座候得共、何分思慮無之段、幾重にも、御仁恕奉願。候。此度は勤番所も違ひ、稽古は不仕罷。在候間、此段御安意可被下候。尤右之御咄不申上、御教諭等無之候は、又々後悔を再び招き可申儀も可有之處、御示教にて過改、以後相心得候様可仕候。尙其内歸坂出席仕、拜面萬々可申上候得共、先者右御受御託迄草々如レ此御座候。以上。九月十八日。

此の九月十八日は、何年である乎知り難きが、西宮勤番は、若年者の勤務であ

大慶の自  
心と復讐

れは、恐らくは二十前後の際のことであらう。

彼は剛復驚悍の性であつたとしても、苟も告るに其道を以てせば、決して人言を容れない漢ではなかつたことは、此の一書を見ても分明だ。然も亦た彼が如何に自尊心に富み、復讐心の猛烈であつたかは、左の挿話を見ても知る可しだ。

齋藤拙堂説話云、平八郎八九歳の頃、或時數多同僚の子弟と共に、天満橋近く遊び居しが、恰も木枯吹く冬の初め頃、俄に響く半鐘に、某町の出火と聞付け、小供等の騒ぎ走る處に、早馬にて乗附け來たれる代官篠山十兵衛配下のもの、今しも御山の大将の如く、いきなり居る平八郎をば、あぶないと云ひ、ま横抱きにして橋の袖に持ち出して、其儘馳せ去りたるを、平八郎跡にて齒を喰しばりて残念がり、代官の下郎風情に辱められしとて、跡を追駆け、其夜篠山十兵衛馬前の提灯を打破り、前刻の響を討ちたりと、意氣揚々引揚げたるが、後日此事發覺し、祖父政之丞甚だ當惑したり也。(中齋先生年譜)



此事の事實と否とは姑らく措き、如何にも彼が幼少よりの氣分が、此の挿話に現はれてゐる。

幼少の意

又た彼が幼少の砌り、街上を行きつゝあるに、商家の二童が、途上に擔荷を抛ち、互ひに相ひ闘ひつゝあるを見、走り寄り其鬘を執り、汝等何んぞ主用を忽にして、私争を事とするかと叱咤したれば、二童は驚き、争を止め、倉皇謝し去つた。(大鹽中齋事蹟) 此れも亦た彼の性格の一片を、能く現はしてゐる。

正義の念

彼には彼自身の會得したる正義の念が、頗る旺盛であつた。されば苟も不正の事あれば、それが我事であると、他人の事であるとを問はず、中心より之を矯正せねば已まぬ一念が存した。

平八郎柴田勘兵衛に贈るの狀

柴田勘兵衛様 幸便申上置

大鹽平八郎

其後は御不信申上候内、追日秋氣相催御備御男健被レ成ニ御座ニ奉口候。然ば此間御稽古日之儀相伺候處、御叮嚀に貴報被レ下難レ有委細承知仕、其後可ニ罷出ニ處、御老中御巡見並雨天勝にて、彼是今日迄御無信並欠席仕候處、亦々來月兵庫表へ勘番に罷越、則今夕より出立仕候付、來月中欠席仕候。右鉢已前御稽古日等迄相伺、被ニ仰示ニ被レ下候儀に有レ之候間、欠席之儀前以御斷申上候。尙歸故之上伺上、万々御詫可ニ申上候。且又當六月勘番中、姫路御家中何某と申もの、寶藏院之師範之由にて、西宮勘番所詰之同心どもへ致ニ教授ニ候付、私にも入身いたし候様申勤め、勿論稽古之儀に付素槍を爲レ取入身いたし、面白き稽古な一月中仕、右之御咄等を參上御咄可ニ申上ニ奉レ存候内、又々勘番にて得御咄を不ニ申上ニ遺恨不レ少候。尙其内參上可ニ申上ニ奉レ存候。此段序旁御咄申上候。追々冷氣相募候間、折角御自愛專一に奉レ存候以上。

八月廿九日

尙々幸便にさし上、且は多用の御中貴家には御免捨可レ被ニ成下ニ候以上。

(幸田成友著大鹽平八郎より)



### 第六章 與力時代の大鹽

#### 【三八】 與力としての大鹽平八郎 (一)

海賊三十餘人を捕

彼が最初の手柄として、人に知られたのは、文化八年、十九歳の時、定町廻役に勤仕中、海賊三十餘人を捕へたとだ。傳説によれば、當時大阪市中、盜難多く人心恟々、兩組の與力同心、徒らに奔命に勞するのみであつた。時に彼火防町廻役であつたが、未だ本役でなく、職司至て輕かつた。然も彼は責任觀念極めて強く、身を挺して、其憂を除かんとし、遂ひに此れが海賊の所業であるを偵知し、「有馬家留守居神道某と稱する者を捕へた。此者實は妙見剛右衛門、又た一に親船覺右衛門と云ふ海賊の巨頭であつた。彼等は多年瀬戸内海にありて、掠奪を逞くしたが、近頃搜查嚴なる爲め、船を商船に擬裝し、近海に漂泊し、市中を荒らした。船中餘黨三十幾人、何れも縛に就き、市中も始めて安

其の廉直

贈遺を斥

堵した。此に於て大鹽平八郎の名は、大阪市民の間に聞え出した。「大鹽後素記傳」彼が常供—與力同心公用派出の際、隨從して賤役を取るもの—の傘工某が、高利貸を做すを嫉んで、自から百兩の金を借り、其の督促を待つて、之を懲戒したる話や、紀州、岸和田二藩の境界争議に就て、岸和田藩を勝訴たらしめたる事や、若しくは滯獄を決するの際、暮夜原告より贈りたる菓子函を、翌朝廳に上り、同僚の面前に開らき、其中より黄白を出し、諸君之を好む、是れ訴訟久しく決せざる所以なりと云うたとの説の如き、果して信ず可き乎、否乎を詳にしない。されど彼が既定の收入以外、濫りに他の贈遺を受けざる一事は、左の一書によりても分明だ。

此肴を、播磨屋利八と申ものより、此方留守中持參さし置歸候。不埒之事に候へ共不辨故之儀と被推候間、丁内へさし戻し遣候。今後心得違無之様申渡し置可申、此度者内分にて、右様取計遣し候事。

大鹽平八郎



御池通四丁目年寄へ

高井實徳  
大阪町奉行  
となる

大阪富商  
某の身代  
件限處分事

此れは年月日なければ、何時と云ふことは分らぬが、然も彼が廉吏であつたと  
 は、之を見ても、知るに餘りありだ。  
 彼の名は歳月と共に、漸く高く、彼の門人も漸次に多くなるの際、文政三年十  
 一月十五日、彼歳二十八の時に於て、偶然にも其の知己たる可き、高井山城守  
 實徳山田町奉行より大阪東町奉行に轉任し來つた。高井は六十餘の老人にて、  
 其の榮進は頗る晩れたが、人物は温厚忠良にして、君子風であり、人を鑑るの  
 識ありて、能く大鹽を拔擢して、其の全力を揮はしめた。  
 當時彼は目安改吟味役であり、偶々天満市中の富商某の身代限處分事件があ  
 つた。彼が此の事件に對し、如何に一身を挺して、其の所志を達したるかは、  
 左記の文を讀めば、自から分明だ。

貞(玉造口奥力坂本鉞之助名俊貞)が初めて大鹽へ柴田(勘兵衛)と同道にて參候處  
 (文政四年四月頃、大鹽二十九歳の時)座に付て、未だ時候の挨拶も済まぬ先に、今日

富商の身  
代限り願

水野忠成  
意見

は能く御出被下、殊に寄ると、私も切腹を致して、今日は御目に懸れぬ所に  
 て、仕合に切腹にも不レ及、御來訪を相待候と申口上也。勘兵衛も貞も驚  
 入、夫は如何様の仔細に候哉と尋候處、平八郎申には、天満市中の町  
 人某と申者、身代衰微致、外より貸銀滞之目安を付られ、此者家は先代  
 相當の富商にて、公義へ御用金を差出候家に候へば、借財返済方御定  
 御切金に被二仰付一候筈之處。此者願には近來殊之外、不仕合にて、難澁  
 仕、借財夥敷相嵩み候。此度の訴訟假令切金に被二仰付一被下候共、  
 此口相濟候は、忽又訴訟仕り候。借財之口又も有レ之、追々及二訴訟一  
 候上は、悉く切金に被二仰付一被下候ても、其切金丈の員數逆も返辨  
 仕候義出來不レ申候間、此後度々御苦勞能成候半よりは、何卒此度  
 先訴之者へ身代限を被二仰付一被下候様にと願出候に付、其趣江戸表  
 へ伺に相成候處、出羽守殿(水野忠成)差圖は、先代御用金をも差出候者  
 之子孫、右様及二難澁一候段、不便之事に候得者、右用金御下げ被下候



水野の命  
を翻さん

て宜敷候へ共、其者一人にも限り不申、左様の口追々候ては、當時悉く御下げ金と申御都合にも相成兼候間、乍不便願之通身代限りと可申渡、御下知有之候。〔坂本鉦之助著咬菜秘記〕  
大鹽平八郎は、乃ち當時威權赫々たる、幕府の閣老水野出羽守の下知を翻へさんとして、其身を挺して、奔走したのだ。

大鹽の決意

西奉行内  
を訪ふ人正

前掲の如く、大鹽平八郎は、水野出羽守から、願の通り身代限を申し渡す可しとの沙汰を聞き、その幕府の措置が、餘りに薄恩であるを見、茲に身を挺して、之を止むるの方策を廻らした。以下は即ちそれに就て、彼が自から語る所だ。  
夫を承り、直に早天に西奉行内藤隼人正へ参り、内々直に申上度事有之

【二九】 輿力としての大鹽平八郎 (二)

身代限を  
不可とす  
理由

候間、御達被下候様にと申込候へ共、支配違之組輿力故〔大鹽は東組輿力にして、當時目安改にて吟味役であつた〕一應にては逢も無之を、強て申込み逢候て、内藤殿へ申候は、借私頭は高井山城守にて御座候へ共、是は漸く此頃被來、未其氣質をも存不申、御前には先年當地御目付を御勤にて御登りの節より、御繼母様に殊之外御孝心之由を、兼て承はり居候。忠臣は孝子の門に出づと申語も有之故、今日公義御爲筋之義を申上度候得共、甚無束敷事にて、容易に難參候。其仔細は今度江戸表御下知相濟候切金一條に御座候。御裁許を相もどき候事にて、不通りには候へ共、先代御用金を差出候もの、子孫へ、身代限被仰付、家名をも斷絶爲致候義は、甚以不可然、其仔細は公義御用金を差出候も、皆子孫の事を存候て家の爲、子孫の爲にも可相成と存候。大切至極に存ずる實を差出候。然る處如何に當人の願なればとて、家名及斷絶候身代限を、上より被仰付候ては、此後大坂に御用金被仰付候節、豪富ども何れも難澁申